

平成26年山形村議会第2回定例会

議事日程（第2号）

平成26年6月12日（木曜日）午前 9時00分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（12名）

1 番 大 池 俊 子 君	2 番 上 条 浩 堂 君
3 番 新 居 禎 三 君	5 番 小 林 武 司 君
6 番 籠 田 利 男 君	7 番 増 澤 武 志 君
8 番 大 月 民 夫 君	9 番 西 牧 一 敏 君
10 番 竹 野 入 恒 夫 君	11 番 赤 羽 千 秋 君
12 番 三 澤 一 男 君	13 番 平 沢 恒 雄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 百 瀬 久君	副 村 長 中 村 俊 春君
教 育 長 山 口 隆 也君	会 計 管 理 者 小 口 正君
総 務 課 長 中 村 康 利君	税 務 課 長 野 口 英 明君
住 民 課 長 青 沼 永 二君	保 健 福 祉 課 長 塩 原 美 智 代君
子 育 て 支 援 課 長 倉 科 寛君	保 育 園 長 百 瀬 清君
産 業 振 興 課 長 住 吉 誠君	建 設 水 道 課 長 赤 羽 孝 之君

教育次長 根 橋 範 男君

総務課 主 幹 上 條 憲 治君

事務局職員出席者

事務局長 籠 田 佐 知 子君

書 記 児 玉 佳 子君

◎開議の宣告

○議長（平沢恒雄君） おはようございます。

全員が出席で定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第2回山形村議会定例会の本会議を再開します。

本日の会議に先立ちまして傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影・録音等を行うことは禁止されております。なお、報道関係者からの取材の申し込みがありましたので、これを許可します。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、3番・新居禎三議員、5番・小林武司議員を指名します。

◎一般質問

○議長（平沢恒雄君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付の質問表に従って行います。

本定例会の一般質問は、1人60分を限度に一問一答方式で行います。

質問者は、質問・答弁が終わるまで一般質問者席でお願いします。

念のため申し上げますが、質問・答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

◇ 増 澤 武 志 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位1番、増澤武志議員の質問を行います。

増澤議員、質問事項1「行政改革について」を質問してください。

増澤武志議員。

（7番 増澤武志君 登壇）

○7番（増澤武志君） 議席7番、増澤武志でございます。

冒頭、先週の6月3日、突風、豪雨及び降ひょうによる被害に遭われた農家の皆様に心からお見舞い申し上げます。また、昨日の本会議で村長が表明されましたが、農家の皆さんが営農意識を失うことがないように国、県等と協議され適切な支援をお願いする次第であります。

さて、私は3月の選挙で、無投票ではありましたが議員として4年間の任期をいただきましたので、村民代表の1人として、村民と行政との距離を縮め、開かれた村政とするように、また議会の重要な機能でありますチェック機能を発揮し、村民のための行政とすべく活動してまいる所存です。

百瀬村長を初め理事者の皆さん、日々村民福祉の向上のため奮闘されていることに敬意と感謝を申し上げます。行政と議会、車の両輪として互いの立場を尊重しながら常に村民本位、村民のための行政運営の推進力となるつもりであります。よろしくお願いたします。

さて、私は行政改革について質問いたします。本年は山形村が発足して140年の節目の年であります。140年もの長きにわたり村としての一体性を保ち、今日この

ような発展を遂げてきたことに対して、先人の努力に改めて感謝の念をあらわしたいと思います。

さて、その中で国の政治の様々な状況の変化によって村を存続するか、ほかと合併するかの岐路に立たされたことがありました。平成の大合併では全国の市町村数が、平成15年の3,190から10年後の平成25年には1,719と46%もの減であります。

長野県でも市町村数120が現在77と36%の減、村に限っては67が35と半減であります。この間、松本平西部の市町村の多くは松本市と合併しましたし、新たに安曇野市、筑北村が誕生し現在に至っております。

しかし、本村は平成14年9月議会で当時の村長から村存続の見解が表明され、翌15年3月議会で村存続を全会一致で議決しました。これによって自立を選択し現在に至っております。市町村に自立か合併かの決断を迫った背景として、国も地方も厳しい財政状況にあることは論を待たないわけであります。地方交付税の削減や景気の低迷による税収の減少、少子高齢化社会の進展による社会福祉関係費用の増大等地方自治体を取り巻く環境が激変しました。この状況を乗り切るために行政コストの削減が急務であり、それが1つの目的となっているところです。

このように限られた財源の中で自立の道を歩むためには貴重な資源である人、物、金を有効に使わなくてはなりません。そのためにはふだんから村の事業を見直すこと、見直し続けることが必要です。

ここで村長に質問いたします。村長は民間企業の管理職として在職されたわけですがバブル崩壊、リーマンショックといった危機に直面し、それぞれ乗り越えてきた経験がおありと思いますが、民間での経験に照らして村の行政改革に対するお考えをお聞かせください。

次に、村の取り組みについて経過を含め伺います。平成17年、国が地方に対し行政改革を進めるための指針として全国の都道府県、市町村すべてに義務づけたものが集中改革プランであり、自治体は作成し公表しなさいというものでした。これは平成17年度から21年度までの5年間の行政改革の取り組みです。

本村の集中改革プランはホームページで公表されておりますが、この5年間の取り組みについて成果はどうだったのか、まず成果はあったのか、なかったのか、あるとすればどのような項目を上げることができるか。また、課題は何か伺いたいと思います。

3点目ですが、次に集中改革プランのその後であります。22年度から25年度までどのような取り組みを行ったかお伺いします。新たな施設もでき、それに伴う組織の改編、村民の要望にこたえる新たな支援制度、補助制度などもあると思います。項目で結構ですのでお伺いします。

最後に、今後の取り組みについて伺います。第5次山形村総合計画が策定され、平成25年度から34年度までの10年間の基本構想と、当面活動計画として25年度から30年度までの5年間の前期基本計画が示されております。その最後の項目の自治体経営を拝見しますと行革の必要性が明記されております。この計画にも示されている施策であります行財政改革の推進について今後の課題であると思います。

そこで、4点ほど伺います。村には山形村行政改革推進委員会設置条例が既に設置されておりますが、この条例を活用し村民に開かれた議論をするため1点目、行政改革推進委員会の活用についていかがお考えか。

次に、行政改革について村民からの提案をいただくことを取り入れてはどうかということで2点目、提案制度の活用について。

それから、役場組織の活性化のために3点目、外部からの人材登用、人材交流について。

それから、4点目、職員の意識改革について。

これらの項目は自治体経営をする上でそれぞれ重要な要素であり、またツールではないかと思えます。これらについて村長の所見を伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、増澤議員の一般質問から答弁をしていきたいと思っております。増澤議員の質問にお答えします。

まず、増澤議員におかれましては初めての一般質問大変お疲れさまであります。一般質問に臨むご厚情、心より歓迎いたします。

私も議会は行政と車の両輪と考えていますので、ぜひ議会の重要な機能を発揮して、村民福祉の向上にご協力をお願いいたします。山形村の自立につきましても、平成15年3月議会で村存続を全会一致で議決しましたことを記憶しております。こ

これは山形村行政の歴史上のすばらしい山形村の意思であったと先人の決断に感激を覚えました。その意思を継いで登壇でありますので、山形村の健全経営を継続して、さらに日本一明るく元気な村に発展するよう行政改革が必要なことは十分承知の上でお答えしたいと思います。

「村長の行政改革の考え方はどうか」でございますけれども、限られた財源の中で村が自立していくためには確かに行革は必要でございます。企業の経験をもとにということでもありますので、少し昔の話をさせていただきます。私が経験しましたバブル崩壊、それからリーマンショック時の経験ですが、前提は、大前提は会社を存続させることであります。そのためには次のような対策をとって実施したり指導をしてきました。

まず売り上げを伸ばすこと。2つ目として徹底したコストを削減すること。3つ目として最小の人材で対応すること。4つ目として売れるものしかつからないこと、在庫は持たないこと。そして、注文が入ったらすぐつくり、すぐ届ける、そういう生産方式を考えること。徹底したむだ、無理、むらを防ぎ1秒1個1円の世界をつくることと、さらには売れるものをつくって市場を活性化させると、このようなことに取り組んでまいりました。

そういう観点に立ちまして庁舎を見ますと、従事する仕事の文化は違いますが、仕事をする過程、それからそれを管理する目標管理なり方針管理は同じものであると考えました。

そのような見方で行政改革を、過程を、山形村の過程を見ますと、過去100人を超える職員から現在84人の人員体制にした実績があります。職員の削減ではその評価は今年国から認められた活動でした。その間、住民サービスが落ちたことは事実と思います。村民から雰囲気暗いとか、役場が元気がないとかそのようなことをよく聞きました。

でも、山形村の財務体質は健全経営に変わっております。それは先輩たちがご苦労されて、いろんなご苦労されてきたことがわかっております。そこで、私は日本一明るく元気な村づくりのビジョンに庁舎の元気は村の元気、区の元気は山形の元気と取り組んでまいりました。

増澤議員が言われたとおり人、物、金を有効に使うことが一番大切なことであります。そのためにはまず職員が元気になってよい仕事をするのであります。よい仕事とは物や金を有効に使うことであります。首長としてよい仕事ができる人材育成をし

ていくことが行革の1つと考えています。仕事を減らすことも行革ですが、今ある仕事をさらによい仕事をし、喜んでもらうことが大事なことではないでしょうか。そこにやりがいと生きがいがあると思います。

民間はよい製品を適正なコストで早く届ける仕事を目指していますが、行政はいかに住民サービスを公平にかつ適正なときに法を守って実施し喜んでもらうかであります。私もまだ一歩であります。これからです。よろしくご支援をお願いします。

続きまして、「集中改革プランの成果や問題点の検証結果について」申し上げます。

集中改革期間は、平成17年度から21年度までの5年間で、前清沢村長が村政を担っていた時代の改革であります。成果につきましては私の手元にある資料に基づいて申し上げたいと思います。

プランの成果といたしましては、1番目として事務事業の見直しでありました。その1点といたしまして事務事業の整理・合理化を進めたとあります。結婚相談員事業や高校通学バス事業の廃止、花いっぱい運動事業の縮小、各事務事業の見直し等を行いました。

2点目としまして民間委託等の推進であります。施設の関係では公共施設の管理・清掃の民間委託や指定管理者制度を導入することとなっております。成果といたしましては、平成18年度よりスカイランドきよみずに指定管理者制度を、トレセン・ミラ・フード館、ふれあいドーム、福祉センター、エポック館などの施設の夜間・休日の受付、清掃、また保育園の通園バスの運転手等をシルバー人材センターに委託しております。

2番目の項目として庁舎内の組織の見直しであります。これは行政のスリム化に合わせて大課制を導入でありました。具体的には住民課と税務課、会計課を合わせ住民税務課、建設水道課と経済課を合わせ農林建設課とするなど課の統合を進めています。

3番目としまして特別職の報酬の抑制、定員管理や職員給与の適正化などの人件費の抑制であります。まず、職員の関係のうち定員管理としては、平成16年度に90名いた職員の退職補充を抑え、平成22年度は84名と職員数を減員しております。で、現在に続いております。

また、給与、手当の関係では通勤、住居、管理職手当の削減や時間外勤務手当の縮減を行っております。さらに特別職の関係では、収入役の廃止、特別職報酬20%カット、議員定数の削減等を行っております。

4番目の項目として第三セクターの見直しであります。スカイランドきよみずにつきましては、平成21年度をもって解散となっております。

5番目の項目は人材育成の確保であります。地方分権に対応できる職員の育成を図るため平成20年に山形村人材育成基本方針を定め、翌21年度から人事評価制度を導入し検討を開始、22年より人事評価の施行に合わせて現在に至っております。

6番目の項目としまして行政サービスの向上であります。これにつきましては住民の協働による村づくりや情報の共有化が欠かせないため、各種施策を取り入れております。具体的には職員の地区担当制の導入、出前講座の実施、ホームページの開設、区・連絡班未加入問題への対応、『生活ガイドブック』等の作成がございます。

7番目の項目は健全財政の堅持であります。特にこの項目では各種団体やJAに対する補助金の整理、合理化を進めております。既に目的を達成したもの、あるいは行政責任の領域明確化や補助金効果の精査を行い抑制を図っております。また、税金や各種使用料、各種負担金につきましては、その都度徴収率の向上や負担の適正化に努めてまいりました。

次に、経費の節減合理化では、電算経費の一括処理、議会報と広報の合冊発行、職員による林地整備や河川整備の実施など経費の節減を行っております。

8番目の項目としまして、住民協働の取り組みであります。このことにつきましては住民と行政の役割を明確にして、相互が補完し合う形で自治を推進するため、区長の会や行政懇談会などを通じて村民の皆様の意識改革に努めてまいりました。

9番目の項目としまして公営企業関係であります。上下水道事業は独立採算制でありまして、事業に見合った適正な経営安定のために使用料の適正賦課について常に見直しを行ってきました。

以上の問題点の検証結果はどうであったかですが、集中改革プランの実施により健全財政の堅持などに効果があったと思っております。一方では、大課制の導入により一部課によっては職員負担の増、あるいは事業委託縮小などにより職員負担が増えた部分もあったようであります。このほか人口増加に伴う窓口対応や子育て支援の住民ニーズの高まり、国の事業の市町村への事業委託などもありまして、庁舎内の組織体制の再見直しが必要となったと聞いております。また、行政ニーズや社会情勢の変化によりましても対応を求められた項目もございます。

3番目の「22年度から25年度までの取り組みはどうか」でございますけれども、この間は特に委員会を立ち上げての行革プランづくりは行っておりません。私も25

年度は村長に就任して村の状況把握に努める1年でありましたので、実際は継続した取り組みというような形ではちょっと行っていなかったのが実情でございます。財政面で常にスクラップ・アンド・ビルドに心がけるとともに補助金の見直しや利用料の適正化など等には心がけてきた年であります。

最後の「今後の取り組み」であります。アの行政改革推進委員の活用についてあります。社会情勢の変化に対応して、簡素にして効率的な村政運営に資するため、村長の諮問に応ずる行政改革推進委員会設置条例が設けられております。今後も行政改革は避けて通れないと考えておまして、必要な場合につきましてこの委員会を活用してまいりたいと考えております。

提案制度であります。行政事務の改善と能力の向上に資するため職員の積極的な提案を求める「職員の提案制度に関する要綱」が定められております。最近この要綱による提案がほとんど出されていないようでありますが、職員に改めて周知し、積極的な提案を求めてまいりたいと思っております。増澤議員からの村民からの行政改革提案制度はどうかについてであります。前向きに検討をしていきたいと思っております。

ウの外部からの人材登用、人材交流についてでございますけれども、山形村を元気にするにはよい人材が必要であります。よい人材であれば登用し、また外部人材交流につきましては県の職員も含めまして積極的に行っていきたいと考えております。

最後の職員の意識改革でございます。1年に1回必ず面接をするというふうに決めて進めておりますので、そういった面接の中から職員の1年の自分の成果を聞き、また元気な村づくりにどのように対応しているかというようなことを考えながら、観点では自分で何をしてきたか、自信できるものは何か、それはどういうふうに評価されているかというようなことを考えながら進めていきたいと思っております。

以上、前向きな人材を育てていきたいということでお答えしまして増澤議員の第1回目の回答となります。よろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） はい、ありがとうございました。質問、回答等ちょっと長くなってしまうんですが、整理して質問をしたいと思えます。

最初の村長の行政改革に対する考えはどうかということでありますが、大変前向きな民間企業におられた、さすがにそういった立場でお答えをいただきました。ありがとうございました。

やはり村長が言われましたように民間企業では会社を存続することがまず第一。そして、そのためには6項目ほどの業務に介して行ったと、売り上げを伸ばす、コスト削減、人材を最小限の人数で等ありました。やはり民間企業の構造というのは、日々変化するマーケットに対応して常にマーケットが求める商品を、サービスを提供しなければならないと、そういった成長分野に当初振り向けて不採算部門の切り捨てなど、もうそれをしないと企業の存続にかかわる問題であります。

対して行政の求めるものといいますのは、住民の求めるサービスを効果的に提供することだと思います。ですから、それに照らし合わせますと、さほど効果の期待できない事業ではないのかとか、もっと効果の上がる方法はないのかとか、そういったことで役割を終えた事業をスクラップしながら新たな行政需要に対応するための事業に切りかえていく。こういったことが行政には求められているものだと思いますし、また最小限のコストで最大の効果をということも当然であります。

私は行政改革の本質は行財政基盤を盤石にするとともに質の高い村政を20年、30年、いや、50年という後にまで子孫に村を引き継いでいく、こういった体制をつくっていくことが行政改革だと思っております。村長のお考えを伺いましてありがとうございます。

それから、集中改革プランの成果でありました。集中改革プランにつきましてはホームページで公表されておりました、私も手元に今持ちながら村長のお答えを聞いていたわけですが、1つ1つ村長のお答えになっていたことがホームページに出しておりましたので確認をしたところであります。

まず、成果があった項目、なかった項目、はっきりあられない項目とあるかと思えますけれども、やはり5年間の集中改革プランをやった以上は、きちんとその検証結果を明らかにするということが大事だと思っております。

私がちょっと集中改革プラン、あるいは村長のお考えを聞いた上でもってちょっと私見を述べさせていただきますと、自立を錦の御旗に村民も行政側である職員も血を流せ、我慢しろと言わんばかりに切り捨ててきたという感があります。

例えばこの後、新居禎三議員が予定しておりますけれども、公共交通に関して高校生の通学に関連した遠距離通学補助などが廃止されました。そこで親が送迎することが常態化しているということがございまして、これは一部の弱者にしわ寄せが行っている、そしてそれも現在も続いているという状態であると思えますし、また農家の皆さんからの話を聞きますと、農業関係の補助金に関しましても同じ松本ハイラ

ンド農協管内にあって山形村の補助金を初め農業施策が見劣りすると、他の自治体がうらやましいという声をよく聞きます。つまりこれは村長が日本一明るい元気な村づくりと言っているのですが、元気がなくなっている原因の1つではないかということを考えております、思います。

ということで、こういった集中改革プランを実施したのは結構なのですが、この廃止された後の検証をお願いしたいのです。真に必要であれば新たな施策に取り上げるということが必要だと思います。この点に関して村長のお考えはいかがでしょうか。

質問を終わります。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に村長、答弁願います。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 確かに集中改革で切り捨てたからといってそれが継続するとは限らないものですから、やっぱり現状に合わせた形で見直すということは必要だと思っております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 増澤議員。

○7番（増澤武志君） はい、ありがとうございます。やはり切り捨てだけがあるのではなく、必要なものは改めて取り上げていくという方針はやはり持っていただきたいと思います。ということは常に村民のやはり意見を聞き、村民の意向をちゃんと大事にするという、そういった姿勢を持っていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

行政改革に終わりはないというふうに思いますけれども、集中改革プランについてはこのあたりで質問を終わります。

それから、3番目の集中改革プランの後、22年から25年までの取り組みについて伺ったところなのですけれども、特に委員会を立ち上げて行って来たことはないということではありますが、例えば施設も増えています。役場庁舎のほかに今、出先に課が3つですか、教育委員会もありますが保健福祉課、子育て支援課、保育園は別ですが。こういった出先にあるための時間的なロスということもあると思います。ワンストップサービスといいまして、今どこの窓口へ行ってもここへ来ればすべての業務がそこで完結するという、そういったサービスがもう通常化しておりますが、そういったことで考えてみますと、やはり住民サービスの面で出先があるという、この小さい村ですのでできれば1カ所で、ワンストップサービスが受けられるような、そういつ

たことを検討を願いたいと思います。

それから、もう1点、公共施設の管理につきまして、清掃等につきましては民間委託されていますけれども、指定管理者制度を含む外部への委託というのは、例えば行政にない大胆な民間の発想と徹底したコスト管理をするわけです。ただ、施設をただあけておくということではなくて、独自事業を企画をして村民を含め村内外から集客をし収益を上げる。そういったことによって村民負担を軽減することができるものだと思います。今後はすべての施設の管理について様々なアイデアを集め、指定管理者制度を含めて検討していただきたいと思いますがこの点、現状を当たり前と考えていると新たな発想が出ないと思います。今言ったワンストップサービスの件と、それから今後のその施設の管理について村長、いかがお考えか伺いたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 村長、答弁をお願いします。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 確かに1カ所で管理をする、それが一番機能的であります。今実際、今安曇野市はそれで悩んでいるわけでございますけれども、合併はしたが大にいろんな庁舎が、きれいな庁舎があって、そこでいろんな部分に分かれているわけでございますけれども、やっぱり1つの行政にするためには集まろうということで新しい庁舎をつくってやるというようなことで市長の考えは出されているのですけれども、そこになかなかいろいろと問題が発生するというのはよくわかっております。

山形の場合は庁舎は1つであります、確かにいちいの里とか、それから保育園とか分かれているところもございまして、一緒に管理者がそこにいて一緒にするというのも必要ですけれども、実際にサービスを受ける人たちはその現場なものですから、現場のところで適切な対応をして即臨機応変に対応していただくというような形で進めているような形になっていきますので、一旦それは継続していきたいと思っておりますけれども、実際にワンストップというようなことで、1カ所に来なければ本当にあまり不便を感じる人がたくさん出られましたら、またちょっと考えていきたいと思っております。

まずは住民サービスの提供にはその現場にいて現場で対応してくれるということがいいかなと思っております。いずれにしろ管理職、課長会議は常に開いておりますし、情報の把握はしておりますけれども、一般からの皆さんたちからの意見があれば考えていきたいというふうに思っております。

○副村長（中村俊春君） 外部委託の関係ですけれども、これにつきましても今、議員

さんからいろんな方式があるというようなお話もお聞きしましたので検討してまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 増澤議員。

○7番（増澤武志君） はい、ありがとうございます。やはり問題はありますが、問題、予防といいますか、それぞれ適正に対応していただけるという答弁だと受けとめました。

それから、最後の今後の対応ということで4点ほど質問した件であります。山形村行政改革推進委員会設置条例という条例が昭和60年にできております。恐らく村が行政改革という概念を持ったのがこの条例を制定した60年ごろではないかと思いますが、当時国は国鉄の民営化とか様々な行革をやっていたわけです。

同時に地方自治体に対しても改革を進めるために地方行政改革大綱、これを発表したわけです。それを受けて村でも行政改革推進委員会設置条例はできたというふうに推測いたしますが、この条例は設置をするということになっています。第1条で簡素にして効率的な村政の実現を推進するため行政改革推進委員会を置くとなっています。置くことができるのではなくて置くとなっておりますので、これは常置すべきものであろうというふうに私は思っておりますので、そういう点でまず条例に基づいて行政改革推進委員会を立ち上げるということをまずは行ってはどうかということを提案いたします。

つまり行政改革というのはゴールはないわけでありますので、常に今の事業を見直していく、そういったやはり村民に対して開かれた村政とするためにもそういった場を必要とするものだと思います。したがって、これは置くということが当然であろうと思いますのでその点に関していかがでしょうか。

以上、村長に質問します。

○議長（平沢恒雄君） 村長、答弁をお願いします。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） この条例は非常に私にとっては応援してくれるいい条例だと思っております。昔を思い出しましたときに、実は私もその行政改革委員会で2年間担当しまして検討して村長に答申したことがございます。そんな形でそういうものを思い出したわけでございますけれども、これから行政改革について必要なときには立ち上げて、またぜひ意見を聞くというような形は取り入れていきたいと思っております。

ので、そんなことで対応したいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） これはぜひ常置する条例だと思いますので、すぐにでも設置をお願いしたいと思います。

それから、2番目に伺いました提案制度の活用であります。お隣の松本市には市民からの提案を受けて政策に反映するための要綱が4つございまして、そのうちの1つが行政改革提案制度実施要綱ということであります。広く村民の意見を求めて政策に反映させるということが必要と考えておりますので、村長が前向きな答弁をいただきましたが、これに関してはぜひとも期待をしているところでございます。

また、職員の提案制度は昭和53年に要綱ができていると思いますが、これに関しては機能されていない、機能していないということでもあります。これはちょっとまた時間がありましたら事例も紹介したいと思っておりますけれども、これについても民間では当たり前のことが村ではできていないということのあらわれだと思いますので、ぜひこの点に関しましても力を入れていただきたいと思っております。

それから、ちょっとお伺いしたいことなのですが、3番目、外部からの人材登用ということで伺いましたところ県の職員等の交流、当然していますし、そういった仕事の専門性とか仕事に対する意識ということに関して外部の職員、県の職員等からは薫陶を受けることが多いのではないかとこのように推測をいたします。また、外へ逆に出向させた場合につきましても、出向先の見ならうべきところを持ち帰ってくるということで、大変これも効果的であると思いますが、ただ帰ってきたときに組織の風土がまたそれを打ち消してしまうようなそういったことがあってはならないと思います。

私の提案は、課長級職員に外部からの人材を登用するということを提案したいと思います。団塊の世代が大量に退職しておりまして、企業や自治体で専門性を発揮した人材を任期付職員、例えば5年等の任期付職員として採用して、専門家として今の職員では困難な仕事を担ってもらおうと同時に、組織のリーダーとして職員の意識改革につなげていただきたい、このような思いがあります。

例えば職種では建設関係では1級建築士、技術士、施工管理技士、電験3種等建設関係の専門家、こういった方が1人いるとないでは大違いで、建設工事に関しても外部の建築士のやはり言いなりになってしまうような村の体制では困ると思います。

それから、次の例では、企業経営をされた中で今言ったように事業の見直しだとかコスト削減、人材育成の研修等を経験された専門家の方、あるいは行政の中では行政

評価だとか行政改革等を実施をした実務経験者、こういった方が探せば必ずおるわけ
です。

これらの人材を課長級ということで組織のリーダーとして、あるいはまたは村長の
特命で組織横断的な組織改革により立場でもって組織改革をする。そういったことで
よい影響を与えることができるのではないかと、こういった可能性があると思います。
これに関して村長の所見はどうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 大変いいアドバイスをありがとうございました。外部人材と
いうか、外部の人との交流は職員が行うということは非常にいいことだと私は思っ
ております。山形村の小さな庁舎の中で仕事を脈々としていたとしても、関係するのは
県であり、また国でありという形になりますので、やっぱりそんな大きな仕事をして
いくときにはやっぱりいろんな人脈があり、それから顔があり、それは顔が見える事
業を展開できる力のある人が必要だとかこういうふうに思っていますので、私も就任し
てからぜひ交流というか、人事交流はしようというようなことを考えまして、今年か
ら採用した経過がございます。

やっぱり地方事務所に行かれても、知っている人で話しやすくいろんなことを相談
しながらやるということは非常に大事なことだというふうに考えていますので、そん
な形での人事交流は大事だと思っております。

また、今言われましたいろんなもろもろの提案の内容につきましては、本当に前向
きに検討していきたいと思っていますのでありがとうございました。

○議長（平沢恒雄君） 増澤議員。

○7番（増澤武志君） はい、ありがとうございました。ぜひ役場の組織に新たなやは
り風を吹き込んでいただきたいという気持ちがございますので、前向きに検討をお願
いしたいと思います。

それから、最後に職員の意識改革についてということでございます。必要性、当然
これはもう論を待たないわけです。村長は年1回職員との面接を始めたということで、
これ大変よろしいことで、ぜひ継続していただきたいと思います。行政改革とか村政
は職員の意識改革なしには前に進まないと思っております。既存の組織だとか自分の
担当業務は守ろうとする、そういった意識があります。そういったようなことを変え
ていくことが必要だと思います。

私見であります、私は求められる職員を育成するためには主役は村民だと、こういった意識が大事だと思います。そういった職員を育成をするということが1点目。

2点目では、職場のチームワークを高めてコミュニケーションが活発な明るい職場づくり。つまりこれは風通しのよい職場づくりということが2点目です。

3点目では職務能力を高めるということでもって、行政のプロとして自己研さんに励む、そういう積極的な姿勢が職員に必要だと思います。

4点目はこれは村長も大分悩んだかと思いますが公平な人事評価。公平な人事評価を確保するために今、村長は面接等を行ってきたということですが、やはり人事考課、能力や実績に応じた人事考課を適切に行うということ。恐らく村の中ではどのような人事考課が行われているかちょっと定かではないのですが、やはり能力だとか成果をやはりもとにした評価制度、そういったのを取り入れていく必要があるかと思っています。

客観的に見て、ああ、この人なら大丈夫だということ、やはり村長もそういった人を登用していきたいのだろうなというふうに外部から見てそう思っております。ということで、意識改革に関しては村長1年ちょっとであります、どこを変えるかということがありますが、今の面接制度のほかにはやはり制度として持っていくとすれば、あるいは人事考課だとか能力評価だとかそういったことが考えられますが、なかなかこれもすぐにはできません。やはり準備が必要ですので、やはりそういったことが準備をする意欲があるかどうか、村長にお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 職員の意識でございますけれども、もともと私は人材育成が担当でありましたから、職員の一人ひとりの育成をしていきたいところではありますけれども、今の役場の関係は課長がきちんと指導をする形になっておりますので、1年に一遍だけの面接を私がやりましょうということになっております。それで、人事評価は各課長が毎年やっております、それなりに評価をしてくれているわけでございますけれども、その一連の評価を見ました人事の異動は副村長が担当でやっております。

したがって、私の個々の人材の能力を伸ばすための見きわめは1年のいっぱいと言っておりますけれども、実際は常日ごろ見ているから、よく見ているが、一番は今年1年やったあなたが自慢できるものは何ですかということから発揮していく。

そこで堂々と自信を持って答えられれば答えることを評価し、またよかったことよさを発見して、またさらに伸ばすという過程の方法が私の人材育成の方法なものですから、それをやっていきたいなと思っていますが、個々に業務上で話をするときにはそういうような形をしています、基本的な仕事として位置づけているのは1年に一遍という形でいきたいと思っています。

そういう形で1年やらせてもらったものですから、もう少し様子を見ながら形づけていきたいと思っています。

○議長（平沢恒雄君） 増沢武志議員。

○7番（増沢武志君） はい、ありがとうございます。村長の評価、やはり常日ごろから見ていた中で行う。そして、1年に一遍の評価といいますか、面接で職員の、やはり職員からの自らのやはり声を聞くということでもって、それは大事なことだと思っておりますので、ぜひ継続をしていっていただきたいと思いますが、ぜひ課長が部下に対する評価というのやはりきちんと統一性のとれたものでなければなりませんので、そういったことでやはり指針もきちんとしたものが必要かと思いますが、そういったことも含めて村長の指導をお願いしたいと思っております。

最後になりますが、意識改革の例といいますか、あれなのですが、例えば私が議員になって頂戴しました村の行政組織図がございました。ここに行政組織の表が、これも手元にあります、皆さん方の手元には当然あると思いますし、私たち議員になってから、あるいはこれはホームページにも乗っかっているわけではありますが、この表があります。〈組織図を提示〉私が2年前までいました松本市では、この行政組織図のこの市長の上に「松本市民」というのを置いてあるのです。これも市のホームページで見ることができます。

ちょっとこの経過を申し上げますと、このアイデアは職員からの提案でありました。職員というのはふだんあまり市民を意識しなくてもという言い方はちょっと語弊がありますが、業務は進めていかなければならないというものであります。ここに、ここで言うと村長ですが、村長の上に村民を置くということでもって職員の意識を常に村民に引きつけるのだと。

ですから、松本でしたので市長の言葉が市民の声だよと、市長が市民を代表し、市民からの負託を受けているのだよということを職員が意識しようということで、職員の中から上がった提案が採用されたということでもあります。

そこで、村でも形から入ることになるかと思いますが、これに倣って

村長の上に「山形村民」を置いて職員の意識改革の一端とすることはいかがかなというのを提案をしたいと思います。これはお金が1円もかかりませんので、ぜひともすぐにでもできると思います。

村長の上に「山形村民」でありますし、また議会の上にも「山形村民」を入れていただく。これも当然であります。私の質問はこれで終わりたいと思いますが、最後にこれの今の組織図の上に村民を置くということに関しての村長の感想なり所見をいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（平沢恒雄君） ちょっと村長の答弁の前に増澤議員に申し添えます。今の村の組織図を傍聴席の方を向いて、しっかり開いて向こうを向いて、カメラも入っておりますので提示をしていただきたいと思います。

はい、それではよいです。

それでは、ただいまの質問に村長、答弁願います。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 大変また前向きなご提案をありがとうございました。前向きに検討してまいりますのでご答弁したいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） ありがとうございました。私の初めての質問、つたない質問にかかわらず真摯に受けとめいただきご回答いただきましてまことに感謝申し上げます。

百瀬村長に期待する声というのは、行政に民間感覚を取り入れるということだと多くの方が語っております。私たちもそのような村民の思いを後押しをし、村長に一步前へ出ていただきたいと思いますので、今後一層のご努力を期待をしまして質問を終わりとします。ありがとうございました。

○議長（平沢恒雄君） 増澤議員、よろしいですか。

○7番（増澤武志君） はい。

○議長（平沢恒雄君） 以上で増澤武志議員の質問は終了しました。

◇ 三 澤 一 男 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位2番、三澤一男議員の質問を行います。

三澤一男議員、質問事項1「村長の政治姿勢について」を質問してください。

三澤一男議員。

(1 2 番 三澤一男君 登壇)

○ 1 2 番 (三澤一男君) 議席番号 1 2 番、三澤一男でございます。

冒頭質問に入る前に、私の前に質問に立ちました増澤議員も申し上げておりましたが、先般 6 日に起こりました降ひょう被害及び突風、暴風雨による被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げるとともに、村においても関係方面に緊密な連絡をとって早急な対策を望むものでございます。

以上申し上げ、質問に入らせていただきます。本日は大きく 2 項目、「村長の政治姿勢について」と「防災拠点に太陽光発電設備設置を」質問させていただきます。

百瀬村長が誕生してから 1 年と 3 カ月が過ぎようとしております。就任当初から日本一元気で明るい村というキャッチフレーズに、最近は観光と健康という主語が付き始めたと感じていますが、村の新たな時代の羅針盤として第 5 次総合計画が基本だと思えます。

村長は就任時の施策方針で、重点政策として総合計画の施策方針 6 項目を上げて、活動内容は機会のあるごとに説明していくと述べておりました。

それでは、私見を交えお伺いいたします。1 番としまして、百瀬村政の始まった平成 2 5 年 4 月から第 5 次総合計画がスタートしました。民間感覚から村の運営に当たってきた感想と自身の考える進捗状況をお伺いいたします。

また、総合計画のほかに既にあった第 2 次環境基本方針、この 3 月第 2 次健康増進計画やまがた未来 2 1 等を含め多くの関係者の協力で各種計画がつくられております。それぞれの整合性をどのようにとっているかお伺いします。また、村で現在執行している計画の種類も合わせてお伺いいたします。

2 番目としまして、国は国民皆保険のとりでとして村が所管している国民健康保険特別会計については、病気、けがも含め高額医療給付等が増えれば一般会計からの繰り入れも考えなければならない厳しい状態が続いています。年々増加傾向にある特別会計ですが、結果的には加入者、被保険者に保険税負担をしていただくことになるわけです。現在のままの負担でどのくらい維持運営ができるのか、予測できる範囲で結構ですがお聞かせ願います。

3 番目としまして介護保険制度についてお伺いいたします。介護保険制度は 2 0 0 0 年から始まって、済みません、2 年ごとと書いておりましたが訂正させていただいて 3 年ごとに見直しの中で次の改定、第 6 期では介護予防、要支援部分が各自治体に任せられる方向で検討が行われるようですが、施行された場合村ではどのような対応を考

えているかお伺いたします。

重度化を防ぐため予防効果を持たせた要支援部分を重視しなければいけないのに、従来からの応益負担から応能負担になる可能性があると思われまます。お考えをお伺いたします。

以上1回目の質問とさせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、三澤議員の質問にお答えします。

まず、「村の新たな時代の羅針盤は第5次総合計画が基本です」と言われましたけれども、これはそのとおりでございます。質問の冒頭にありました健康と観光が主語がついたとのことですが、日本一明るく元気な村づくりの方針の1つとしてご理解を願いたいと思っております。

最近の事業が健康と観光の要素が高いことから数多く使わせていただいておりますが、あくまで推進項目の1つでありまして、進めていくものはこれだけではございません。健康と観光事業は新しい取り組みでありますので、歴史がありませんので、ことごとくはあちこちに種をまいているというふうな形に理解をお願いしたいと思います。

それでは、民間感覚からの運営に当たっての感想ということですのでお答えをします。行政業務はほとんどが法、それから条例等の取り決めによって行われています。1年間の事業の流れを見ました感想は、山形村の行政が始まって以来脈々と先人のつくり上げた仕組みの中で業務が行われています。民間も同様にコンプライアンス、企業のコンプライアンスとは企業が法律や内規などごく基本的なルールに従って活動することによって就業規則や、それから生産・製造においては設計標準、それから技術標準、製造標準、それから製品品質を保証する規格を守らねばならない仕組みとなっております。

やるべき仕事自体は同じであります。ただ生み出されている商品が民間は製品という見えるものと機能を売るものでありますけれども、行政は住民サービスという生活をするための満足度の商品を提供しています。この住民サービスは納税の対価でありまして、行政の大きな付加価値を売る仕事であります。このサービスは建物、道路、橋など目に見えるものもありますが、制度、手続、支援という目に見えにくい仕事も

あり、感謝、満足、不満という心の問題を伴っております。

これらの見えない住民サービスをどのように見えるようにするかが、また住民の皆さんの期待にこたえられるようにするかが私の仕事であると思っております。

進行状況についてでありあますが、1年を経過をした状態で村長の1年間の業務項目の現状把握はできましたが、第5次総合計画の6つの施策方針にその仕事の分類と層別がやっとできたところであります。今年はこの計画の進行状況に着目をして進めていきたいと思っております。

次に、各種計画の整合性でありますが、冒頭山形行政の羅針盤は第5次総合計画と申し上げてきましたが、そこに載っています6つの方針は、各課に分担されて各種の推進計画がつけられております。それを実行する組織と各課、職員の職務分担は毎年年度初めに議員さん、区長さん、連絡長さんにお示しをしています。

各計画はひもつき状態で見えるようになっていませんが、その仕事が第5次総合計画を実施している業務であります。各種の計画はたしか昨年の12月の議会で竹野園磨議員にお答えしましたが21個ありました。具体的にその計画の進捗状況の進捗は確認しておりませんが、各課、各課長の仕事として運営を行っております。

各課の計画が終了した時点で次の行動計画を作成している事実は数件確認しております。先ほど三澤議員が言われました第2次健康増進推進計画や山形未来はそのよい例ですし、また山形村男女共同参画計画もそうであります。そのように進められているものの確認はしておりますが、すべてのものの推進状況については確認をしておりません。

感想ですが、これだけの計画がつけられていること自体私は大変なものだと思います。これらがそのときの方針でつけられたと思います。これらがきちんと推進させているかの検証はこれからであります。この計画はつくる必要があつてつけられたものと思います。しかし、時代の変化の中で停止しているものもあれば、また計画をもう1回検証しなければいけないというようなものもあるように見られます。今後継続してその確認をしていきたいというように思っております。

続きまして、2番目の「国民健康保険特別会計について」をお答えします。

山形村の国民健康保険は、平成25年度の状況は保険給付費で6億9,000万円の支出で昨年度に比較して270万円ほど減少となりました。保険税は平成24年度に改定を行い、被保険者にご負担をいただいておりますが、そのうち医療費部分の収入は約2億円です。これはさきの支出額の約29%に相当します。

さて、国保会計は単年度実質収支ではここ数年赤字で、平成25年度の赤字額は約4,000万円です。過年度の繰越金などにより形式収支で黒字ではありますが、この財源の状況は危機的なものです。これは全国的なことであります。財源の不足を加入者の保険税ですべて賄うには相当な税率改定による増収を図らなければならないこととなります。

国からは消費税の増税による財源の一部を保険医療に投入するなど、徐々に国保の財政基盤の強化策としての支援が行われるようになりました。山形村の保険税負担は医療費の高騰と相まって高額ではありますが、平成26年度は国保税率を据え置きとすることが先般開催されました国保運営協議会で決定しています。

国保運営につきましては、平成29年度を目標に広域化が見込まれていることから、それまではできるだけ保険者の負担は現状維持をして運営をしていきたいと考えております。

続きまして、3番目の「介護保険制度について」でございますが、現行の介護保険制度では要支援の方へのサービスは、ご承知のとおり介護予防給付として全国一律の訪問介護、通所介護、訪問看護、福祉用具貸与、それから住宅改修等があります。

これらのうち訪問介護、通所介護につきましては、市町村の独自性を加えることができる訪問型サービス・通所型サービスとして、平成29年4月までにすべての市町村が介護予防・生活支援サービス事業を行う総合事業へと移行をしております。

ご質問にある応益負担と応能負担ですが、介護保険制度の基本は応益負担であると、要支援の方に限らず要介護の状態の方についても、介護度別に定められたサービス費用の1割が利用者負担にされております。次回の第6期計画ではこの利用者負担について、一定以上の所得の方の自己負担割合を2割とするということが言われております。

月額上限があるため該当者すべてが一律に2割負担とはなりません、一部に影響を受ける方があらうかと思われまます。3年前の計画見直しは、介護保険制度を維持させるためのものでありますが、改定による影響を受ける方のために高額介護サービス、高額医療・高額介護合算療養費制度、村独自の介護保険サービスの利用者負担に対する助成事業についてさらなる周知を図り、負担軽減に努めてまいりたいと思っております。

これで1回目の回答とします。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） ただいま答弁いただきました。確かに私もこの第5次総合計

画について村長言われているように、これは各課がそれぞれ推進しているというようにございまして、村長の方からは特にこのくらい進んでいるのだという答弁をちょっといただいていたような気がいたしますけれども、今、最近村長が日本一元気な明るい村と言う前に、本当に観光と健康というこのフレーズとしてはすごい流れがいいものを使い始めたということで、これまたこれは1つの具体的な方向づけ、観光と健康の下に日本一明るい村というふうに考えると1つの方針かもしれませんが、それはそれで1つ方向としてはいいのではないかというふうに感じます。

そこで、先ほど村長も申し上げておりましたけれども、それぞれの計画が21ぐらいあると。これ、私も議事録を調べさせてもらいました。たしか去年も当時の総務課長も21ぐらいあるけれども全部言っていないかというようなこととお話しされてきました。

そんな中で、これは21あるというのが、やっぱり法律でつくらなければいけないもの、それから努力義務として今までつくってきたからやらなければいけないもの、それから村独自でつくっているものというようなものがあると思うのです。これで私も手元に幾つかの計画を持ってまいりました。これは今日これを全部お聞きするつもりはないわけですが、この中で特にこの法律でつくらなければいけなかったようなものはどんなものがあったのかということだけ、これは法律でつくらなければいけないし、それからそれをつくった以上、冒頭申し上げていた村長言っていたコンプライアンスの問題もありますので、当然そういう法的な遵守しながら、村の職員もそれに向かって行動計画をやっていかなければいけないと思いますので、そこをもう一度ちょっとその辺をどういうふうに考えているのかだけお伺いして、特に重要だと思う計画というのはどういうものがあるのか、それだけお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 21の中で法律的なものというものについての拾い上げはちょっと今持ち合わせていませんので、後で総務課長の方に、課長の方に、副村長にお願いいたしますけれども、実際計画をずっと目を通して見ますと、きちんとスケジュールがあって具体的項目があって、そして組織立ってやるものについてはカウントしますが、ただ単に計画の概要とそれを山形村用につくってあるというものも結構あるのです。それがそれはあくまでも考え方の計画だけあって、山形にはこれも合いますよというような形のものかなんていうふうに思っておりますけれども、実際に

それがこれからの総合計画、基本計画に従ってやっていく必要のものがあるとするならば、そういうのは取り入れていきたいなというふうに私は思っております。

では、決められたものについて回答者の方、お願いします。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 今先ほど21の計画があると申しましたけれども、一番上位計画、これは村の独自計画ですが、先ほどからも言われておりますように第5次山形村総合計画、これが独自計画ですけれども、村といたしましては一番の上位計画というふうになっております。

それから、国の方の関係等々で義務的なものでつくるということになっておりますがいろいろあります。特に先ほどからも出ていますが、今介護保険事業計画、これが第5期ですが、今度27年度から第6期ということで、また新たに策定がなされようとしておりますし、それから国保の関係ですけれども特定診査実施計画、これも義務ということになっております。

そのほかいろいろありますけれども、先ほども出ていますが、先ほど21と申しましたけれども、よく調べますとこのほかにもいっぱいあります。例えば土地利用計画、これも独自計画ですが村の方ではありますし、それから辺地計画、これも辺地、いわゆる清水高原、あるいは美野里の計画です。辺地計画というのもございます。そのほかよく調べてみますと農業振興地域整備計画、これは年度は決まっていませんけれども、毎年見直しなり農振除外の申請が出てくるたびにこれも見直すと、見直ししなければいけないというような計画がございます。

そうしますと21以上、いろいろ精査してみますといろんな計画があるということでございます。それに基づいて事業を実施していくものもございまして、その時々取り入れていく事業というものもございまして、以上です。

また細かいものはまた整理してお示ししたいというふうには思っております。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） 今お話を伺ったように確かにいろんな計画があるということで、これ実際に我々は知らない、村長を含めて副村長もこういう質問をしたからいろいろと調べたかもしれませんがというぐらいで、本当にたくさんの計画を立てられて、これは確かにこれ計画をつくるときには皆さん一生懸命つくられると思うのです。それをやはりこの計画が必要かどうか、先般質問していた増澤議員も言われたようにスクラップ・アンド・ビルドというその必要なものか、必要でないものか、これは一度

精査する必要があるのではないかというふうに考えますので、それぞれ担当課も今自分たちが持っているものがどういう計画があつて、それがどういう状態になっているか。それをやはり精査する必要があるのではないかということを思いますので、その辺のところはちょっともう一度答弁いただければというふうに思います。

○議長（平沢恒雄君） 村長、ただいまの質問に答弁をお願いします。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 先ほどの最初のとくに申し上げましたけれども、第5次総合計画と、それから各課の仕事については、それぞれ分担を決めて年度当初にはお示ししているというふうにお答えしましたけれども、その中で今言われましたようなことについてはよく精査して対応していくような形をしていきたいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） 今そういう答弁でございます。普通一般的に民間ですから、村長もよくその事業をやるときにPDCAでよく回せ、回せと。それをプランして、それを実行して、それで確認して、それから対策をとってそれからまた元に戻せというようなことはもうさんざんやられてきたことだと思います。

そういった意味からぜひその辺のところをしていただいて、年に1回ということでございますので、それはそれでしっかりやっていただいて、もし今後計画自身どのようになっているかだけもし公表できるものがございましたら、またそれは示していただきたいということをお願いをいたします。

それから、2番目の質問になりますが、国保の関係でございますけれども、国民健康保険、今この間というか、これも審議会がありますので、この審議会に据え置きということになっているということと、それから私もお聞きして調べさせていただいている中でいくと、25年度ぐらいは大分落ち着いてきているというような表もいただいておりますので、その辺はこれ今自身がそうであっても、これ先ほどお話ししたようにどんな高額な医療が発生するかわからない。そういったこともございますので、その辺のところは今いいから大丈夫だということで、それで29年なんて先のところまでちょっと今お話はお聞きしましたけれども、そういうところまで本当に大丈夫なのかどうかということに対しては少し不安があるわけでございますので、この辺をもう一度確認したいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、住民課長、答弁願います。

○住民課長（青沼永二君） それでは、私の方からお答えいたします。国で国保を広域

化するというのが29年度目標ということでありまして、今現在日本全国各自治体の国民健康保険会計は非常に赤字になっております。その中でそれ以前にやると、これを国の方が実は今検討しています。というのは、いかにこの国保財政を安定化させるかというところに焦点が来ております。これはご存じのとおり国保の構造上の問題、これが起因してしまっていて、その中でも一番大きなのが、やはりここに三澤議員質問にありますように最後のとりでであると、この皆保険の中の。

つまり民間企業等の健康保険、こちらを退職して国保に入る場合には、今度は国保の加入者になった時点で非常に多くの病気を抱えているというのが実態がございます。そのために非常に医療費が高い。それに伴って保険税も、いわゆる健康保険共済組合等に比べて高いと、この辺が保険料格差ということで今国がこれをどうするかと、これが実は国保を公益化する前のまず第1段階の問題ということでやっております。

これをクリアしない限りは、やはりいつまでたっても国保の会計は赤字であるということになってしまいますので、どうするかということが社会保障と税の一体改革による財源措置であります。その中で国保だけに限って申し上げますと、やはり国の方では新たな財政支援を今後投入して、それに伴って高額医療費に対するさらなる支援、あるいは市町村の財政に応じて基盤安定のための支援措置等を今後考えると。今後考えるということなものですからなかなか先には進みませんが、非常に国の方でも苦慮しているところであります。

その中で山形村の国民健康保険税につきましても1世帯、あるいは1人あたりに換算しましても長野県内の中では比較的高い方です。これは医療費が高いということにも起因するわけですが、その中でこれ以上保険税を今の状態で値上げをしていただくということについてはもう限界的であると。これは山形村に限らず高い保険税を課税しているそれぞれの自治体が全く同じことを言っていますので、できる限り現状を維持した中でさらなる、これは希望的なものであります。国の財政支援を期待するというところであります。

それでもどうしてもだめならば、またこれは別の形ではあります。一般会計からの法定外繰り入れもある程度は視野に入れていかなければいけないという現状ではありますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） 今、青沼課長から答弁いただきました。その内容で、この高

い内容をもう少しこれ細かく聞いてしまうとちょっと皆さん、こういう赤いのが来るので皆さん見ていると思うのですけれども、このときにこの中身でいくと今、山形村の場合には4税方式という方式でございます。4税方式というのは所得割、それから資産割、それから均等割、それから平等割ということでこの4税方式でいっております。

この4税方式の中で特に私はこれ、所得のある方に応分の負担をしていただくというの、これはもう本当に厳しい言い方かもしれませんがやむを得ない。ただ、この資産割というものとか均等割とか、こういうところのものになってきますと、資産ということになると固定資産とかそういうことも入ってきます。そうすると、実際にそこにあまり所得がないにもかかわらず、その負担をしなければいけないという方は大変厳しい負担になってくるわけです。その辺のところをもう一度これ、審議会でも見直すことはないということですし、このままいくということではございますけれども、見直しはこの辺のところはする必要があるのではないかと思うのですが、その辺はどういうふうに考えますか。

○議長（平沢恒雄君） それでは、住民課長、ご答弁をお願いいたします。

○住民課長（青沼永二君） お答えいたします。今お手元にある『国保税の算定基礎』、これはご質問のとおり山形村は4方式、所得割、資産割、均等割、平等割、この4つの項目で課税をしております。長野県内でもその方式である市村を除いてはすべて4方式かと思っております。

これは昔から、国保が昭和30年代ころから始まった中での課税方式の形でありまして、ご質問のとおり大きく分けてこれを所得割と資産割を1つの区分、均等割、平等割を1つの区分、応益応能なのですけれども、この割合が理想的には50%と50%、両方が一番いい形が理想であります。なかなかそうはいきません。ましてや現在の国保の加入者は自営業だけでなく所得のない方、離職された方、いわゆる無職者の方もかなり多くなっています。大体全国的に見て約3割から4割がこの無職者の方が国保の加入者であろうというふうな今統計が出ております。

したがいまして、この50対50のバランスを保ちながらいくということは、非常に今無理がありまして、所得割を幾ら税率を上げてても無職者からは当然計算上出てきません。が、資産割をこれを落とすとすると、やはり所得割にその分をかわりに掛けなければいけないということになると、現在国保税の税率で所得割が7.1%です。これをおおよその計算でいけばこれがおおよそ例えば10%ぐらいになるとか、

15%ぐらいになるというような形になりまして、いわゆる所得のある方にはそれで負担をいただくこととなりますが、やはり今度はかなりの格差が構成上出てくるといことがございます。

資産割が高いということはこちらの方でもわかっておりますが、いわゆる市町村で分けますと、いわゆる町村部の方がやはり資産割の課税率は高くなってきておりますけれども、そんな中で見ますと山形村が突出しているわけではないと。高い方は高い方ですが、いずれはまた見直すことも必要かとは思っておりますが、26年度に限りましては据え置くということでありますので、今後についてはまたそれぞれ見直しの時期に当然検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） 今言われるように確かにそういう部分で無職の方もいると、その辺のところというのはすごい大きな負担になってくるわけでございますけれども、そういう方が収入部分で支払い、そういった税負担をあまりできないまま医療費だけ、給付費だけ増えていくということになってくるということのも、ちょっと村としても大分厳しい運営になるのではないかと思いますので、その辺は次の見直しときには若干その辺のところの乗率の検討だとかいうようなことも必要かなというふうに思ひますのでお願ひいたします。

この件はそういうことで、税の関係は終わらせていただきますけれども、医療費の関係でこれ、減らすということはこれ保健福祉課さんの方にもかかわることになるかもしれませんけれども、重症化しないような対策をとるといこと、村のこのそれぞれの計画がいろいろとつくられている中に見ていきますと、相当いろいろと努力されているというふうに思ひますけれども、そういった意味では高額医療にならないようにするためにどうしなければいけないかといことは、ここ、これを見るとよく書いてあるのです、いろいろとこうやってやりますとい。

それがどうも住民の方に浸透しているのかどうか。といことは、この受診率といものが大変低いといことも、ある意味では医療費の給付費の増にかかわること、でございますので、この辺のところは少しどういふふうに進められているのか、村民の皆さんにお話しいただければといふうと思ひます。

○議長（平沢恒雄君） 住民課長、答弁願ひます。

○住民課長（青沼永二君） それでは、また足りないところはまた保健福祉課長の方で

答弁すると思えますけれども、まず国民健康保険の加入者に関してですけれども、どんな健康保険でありまして40歳以上を対象にしました特定健診、これが今行われております。特定健診の受診率、今このことで低いというご質問かと思えますけれども、確かに山形村、徐々には上がってきておりますけれども、やはり50%までまだ達していません。国の方では当然60%とか70%くらいまでを目標にしておりますけれども、これも各保険者、実際にはそこまで至っていないところがありまして、長野県平均でも40%を切っているところでもあります。非常に受診率は低いわけであります。

ただ、やはり何にしてもけが等による高額医療費、これは仕方ないとしてもそれ以外のいわゆる疾病による高額医療費、あるいは入院費を抑えるためにやはり1年に1回は何らかの形で健診を受けていただいて、早期の発見をすることによって医療費はかなり抑えられるものというふうには認識しております。私どもの方でもできる限りこの特定健診の受診率を上げる。今現在集団健診としては年に2回日にちを決めて行っておりますけれども、それ以外、村内の医療機関でいわゆる1年中受診は受けられる体制は整っております。

それから、そのほかにも人間ドック等の助成がありますので、すべてご利用していただいた中でご自身の健康管理につきましては、さらにそれぞれ被保険者が気をつけていただくようにしていただくとともに、私どもの方でもまたそういった形の普及啓発には努めてまいりたいと思っておりますのでお願いします。

○議長（平沢恒雄君） それでは、保健福祉課長、補足説明をお願いいたします。

○保健福祉課長（塩原美智代君） ただいま住民課長よりもご説明がございましたけれども、本当にこの特定健診の受診率をいかに上げていくかということは、非常に重要な問題というふうに住民課と認識は共有はしております。特に平成24年度からは私どもの事務局を務めさせていただいております健康づくり推進委員会の中で、必ずなぜ健診が必要かという学習を推進員の皆さんに知っていただき、また健診のお勧めについても個人情報等で入りにくい部分もあろうかとは思いますが、気軽に身近な方に、またまずはご家族の方、それは国保でない方ももちろんいらっしゃいますけれども、とにかく40代過ぎてから健診を受けることの必要性というのを認識していただき、またご本人の周囲の方に伝えていただくということをお願いしております。

そして、先ほど来話がありました山形村の健康増進計画第2次では、今回初めて6地区の区ごとの受診率を示させていただきました、地区の健康づくり推進協議会の長

であります区長さん方にもそのことを認識していただき、各区でいかにその皆さんの健診受診率を上げていただけるかどうかというところでご協力をお願いしております。

合わせて健診を受けることはもちろんですけれども、人間ドックにしましても受けっ放しという、受けることがゴールになってしまっただけでは何の意味もございませんので、今回国が示すところも従来の病気の早期発見だけではなくて、それによって結果を見て生活習慣を変えていただくですとか、既に治療中の方でも主治医の先生とよく相談をして重度化を予防するということが掲げられておりますので、地区担当の保健師を中心に、また栄養指導も行いながら皆さんにその結果を、健診を受けて、その後も大事にさせていただくような働きかけをさせていただいております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） 確かにそういうことで村では健康スクリーニングだとかドックで5万円未満だと2万5,000円、それから5万円以上だと4万円というような負担もしていただいているわけです。この辺を受けて、確かにそれを受けて受けっ放しだと、本当にそれで、ああ、おれはあそこが悪いのだということで過ごしてしまうのだと、もう全くその意味がないことをごさいます、その辺を先ほど言われたような健康推進員さんの方とも協力しながら、村民みんなが自分の健康のために取り組んでいかなければいけないのではないかというふうに思います。

それで、確かにこのつくられた計画を見ますと、もう見ていると本当にいいことを書いてあるのですが、なかなかそれが伝わっていないというところをもう少し伝えていただければというふうに思います。それでこの2番の国保の件については終わらせていただきますけれども、介護保険についてですが、これはこれで26年度で第5期が終わるわけです。

第5期についてはいろいろと介護予防をしながら重度化を防ぐというようなことになっておりましたけれども、27期はまたちょっとその辺のところの方向が変わってくるようなことをちょっと聞いておまして、要支援部分については村に移管されるのではないかというふう聞いておりますので、この辺のところだけちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 保健福祉課長、お願いいたします。ご答弁願います。

○保健福祉課長（塩原美智代君） ただいまのご質問ですけれども、先ほども村長答弁にございましたように、その全国一律のサービスのうちに、いわゆるホームヘルパー

さんに訪問をしていただく訪問介護と、それからいわゆるデイサービスであるところの通所介護につきましては市町村の移管事業ということで、介護予防生活支援サービス事業という形になります。

この市町村事業となった後のその訪問型サービス、通所型サービスの利用につきましては、また今年度から第6期の介護保険事業計画の策定が始まりますので、その計画の中で当然市町村が主体となりますので、利用料等も市町村が制定することになります。そういったことも含めまして十分に審議をしてみたいというふうに思っております。

この場合、要介護の方が利用されるその介護給付における利用料負担割合等を勘案しつつ、国からもこの後ガイドライン等が示される予定となっておりますので、こちらの方を注視しながら慎重に行ってみたいというふうに考えております。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） 今お聞きしたように改定されるわけです。村に移管、その部分のところは村が行うということになった場合に、従来のサービスより低下するというようなことだけは絶対なくしていただきたいと。より以上の村として福祉の充実を図っていただきたいということを申し上げまして私の1番目の質問の村長に対する、村長の政治姿勢についていろいろとお聞きしましたがけれども、これは村長、また今私のいろいろお聞きした中で、これは今度私は個別にいろいろと村長にお聞きして、今日お聞きしていると時間がなくなりそうなので、またぜひこういうことで村全体のことを考えていただきたいと思いますということを申し上げて1番目の質問は終わらせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） それでは、三澤一男議員に、次に質問事項2「防災拠点等に太陽光発電設備設置」について質問してください。

三澤一男議員。

（12番 三澤一男君 登壇）

○12番（三澤一男君） この件につきましても、私も何度も言っていますので、また三澤、こういうことを聞いているのかというふうに言われそうなので、簡単に答弁いただいて質問したいと思います。

自然災害の恐ろしさを見せつけられた3.11の東日本大震災から3年が過ぎました。村も牛伏寺断層のマグニチュード8クラスの地震の可能性等、あらゆる想定と対策はとっておかなくてはなりません。災害時避難する場所は身近な公共施設だと思

ます。私の住んでいる下竹田区は、村初め行政と区民の皆さんの協力で、80年間使用してきた公会堂を防災拠点として昨年度新築し、村の公会堂としては初めて太陽光発電設備を設置することができました。

質問させていただきます。いつ起こるかわからない災害に備え、早急に他の5地区の公民館等にも防災拠点として利用される施設に太陽光発電設備の設置の促進の推進を考えるものであります。村長の考えをお伺いいたします。

また、ちょうど1年前に再生エネルギー関係の質問をしておりますけれども、そのときは県の推進している次世代自動車推進協議会のビジョンにある電気自動車充電設備の設置を計画しているというような答弁をいただいておりますけれども、そのようなものというのやはり防災拠点になるところには補完する設備として必要ではないかと思っておりますので、その辺のところをどのように考えられるか答弁をお願いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、ただいまの質問にお答えします。

村内6地区の公民館、公会堂は山形村の地域防災計画において避難施設としての位置を位置づけられておりますが、それぞれ各区の管理下にあります。村といたしましては、各区の設置要望、意向に従って事業費の助成などで対応を考えたいと思っております。下竹田区としては、設置された防災拠点施設としての太陽光発電につきましては、当初から検討され、地元事業費負担についても地元住民の承認があって建設されておりますが、他の5区の設置につきましては、各区の総会などで議論が必要かと思われま

す。続きまして、2つ目の質問でございますが、三澤議員からは過去に再三再生可能エネルギーについてのご質問をいただき、その中で電気自動車充電設備については計画する趣旨お答えをした経過がございます。電気自動車充電設備の設置につきましては、電気自動車の普及のためにも設置が必要と認識はしております。公共施設への設置につきましては、費用対効果や電気自動車の普及率などから現在のところは予算化はしておりません。村内の商業施設では今後充電施設を計画したいとの声は伺っておりますので、今後その支援も考えて検討したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） 今、村長が言われたようにそれぞれの区の所管というか、区民の建物であるということでございますので、それぞれの区からの要請があれば、それは区の要請があればやるということでいいのでしょうか。そういうことですか。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 検討していきたいと思えます。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） そういうことでもし必要であれば、そういう区の方からも十分に区長さんたちも含めて住民の方も検討していただければというふうに思います。

それと、これはこの質問の中には入っておりませけれども、こういった設備をつくることによって、区もそれはインシャルコストはかかるかもしれませんが、区にも当然その売電収益というものは間接的に入るわけです。そのもの自身にもこれは夜間に使えるというわけではありませんけれども、区の事業の一部として利用するというような、そんなことを条例化してもらって収益をその区で使って、その区のために利用できるというようなことができれば、それはより設置に対する姿勢も前向きになっていくのではないかとこのように思いますので、その辺のところはどんなふうに考えていらっしゃるかお聞きしたいと思えますけれども。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁をお願いします。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 条例化までは考えておりませんが、区で対応するという事はやっぱり村も対応するのは補助率、補助金、お互いのかかる予算が生じるわけです。そういうものをよく理解をしていただきまして、そういう判断をしていくということが大事だと思っておりますので、区と相談していくというのはそういうことだと思います。それを結果的にそれをすべて条例化という、そこまでは全然まだ考えていません。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） 村長言われるように当然そこまでいくと大変だということで、その費用負担はともかく補助でやったのだけれども、後得た収益は区のものだというようなわけにもいかないということは重々わかっております。

そういうことから言って、そういったものが少しでも区に入るとなると、これ中には、この質問通告はしてありませんけれども、未加入問題の場合にいろんな負担が多

いというような部分の一助にもなるのではないかというふうにも考えますので、ぜひこの辺のところは前向きに検討をしていただきたいなというふうに思います。

私の方からは質問させていただいた2項目、本日はいろいろとお聞きしましたけれども、まだまだお聞きしたいこともございますけれども、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 以上で三澤一男議員の質問は終了しました。

ただいまから10時まで休憩といたしますので、10時にはまた再開をいたしますのでよろしくお願いいたします。

ちょっと訂正をいたします。11時、ちょっと1時間間違えてしまいました。11時まで休憩で11時から再開をいたします。

（午前10時43分）

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前11時00分）

◇ 竹 野 入 恒 夫 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位3番、竹野入恒夫議員の質問を行います。

竹野入議員、質問事項1「特定外来植物について」質問をしてください。

竹野入恒夫議員。

（10番 竹野入恒夫君 登壇）

○10番（竹野入恒夫君） 10番、竹野入恒夫です。

6月3日の降ひょう害、突風により果樹や野菜の被害、ハウスなどを倒壊されてしまった農家の皆様には心よりお見舞い申し上げます。私たち議員も4日の午前8時30分より被害状況の確認を行いました。山形村の耕作地のおおよそ半分にわたる地区に被害を及ぼし、山形村の特産物である野菜、リンゴ、スイカ、ネギ、ナガイモ、そしてビニールハウスなどに被害を及ぼしました。我々議会としまして6月6日に村長に対して農家が安心して農業再生に向けて意欲を持って取り組むことができるように災害緊急対策の実施を要望いたしました。百瀬村長には十数年前の降ひょう害のときのように迅速かつ手厚い対策をお願いいたします。

それでは、私は今回大きな項目で2つの質問をさせていただきます。

その1は、「特定外来植物について」。もともと地域になかったのに、人間活動によって他の地域から持ち込まれた植物のうち地域の自然環境に大きな影響を与えたり、農作物に被害を与えたりする植物のことでお聞きいたします。

(1) 特定外来植物、アレチウリ・オオキンケイギク・オオカワヂシャ・オオハングウソウ、山形での繁殖状況はどんなふうになっているのでしょうか。

(2) 駆除方法について、具体的にはどのような駆除をしているのか。

(3) 駆除作業で心がけることは何でしょうか。

(4) 特定外来植物以外でもセイタカアワダチソウなども大分繁殖していますが、村での駆除対策はどのようになっているのでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長（百瀬 久君） それでは、竹野入議員のご質問にお答えします。

大きな1番、「特定外来植物について」の1番、「外来植物アレチウリ・オオキンケイギク・オオカワヂシャ・オオハングウソウの山形村での繁殖状況」についてお答えします。

アレチウリについては、河川敷を発生域として三間沢川流域に多く繁殖しております。また、なろう原公園周辺にも繁殖をしています。アレチウリ以外の外来植種ではオオキンケイギク・オオハングウソウなどが生息確認されていますが、情報がほとんどなく、今のところ生態系に影響が少ないものと見ています。現状は生態に大きく影響しているアレチウリが多く繁殖しております。現状はそういうことでございます。

続きまして、「駆除方法」についてお答えします。駆除の方法としては抜き取りが効果的とされています。抜き取ったものにつきましては焼却処分しております。除草剤については使用場所等によっては他に影響があるので、状況に応じて使用することになります。また、草刈り機を使った刈り払いの場合でも、駆除ができるか試験的駆除しております。

平成22年度から本格的に駆除を始めており、松本地域シルバー人材センターに委託し、5月から10月の間、河川等を中心に繁殖しているところを駆除している現状であります。

昨年は村内で村民、議員、農業委員の皆様のアレチウリ駆除の研修会を開催させていただき、直接状況を見ていただき、駆除の方法も実際駆除をしているシルバー人材センターの方に講師として説明していただき実施をしました。毎年県が主催でアレチウリの研修会を千曲川河川敷等で開催していますが、今年は山形村で行うことになりました。この機会に再度周知して、多くの皆さんに参加していただきたいと考えています。

続きまして、「駆除作業で心がけること」についてお答えします。基本的にはすべての外来種については、種子が落ちる前に抜き取ることを前提に駆除作業を行いますが、早目の対応が繁殖を抑制することにつながることで定期的に駆除していくことが必要だと考えています。

続きまして、4番目の「特定外来植物以外でもセイタカアワダチソウも大分繁殖しているが、村での駆除対応はどうなっているか」についてお答えします。現在のところ特別に駆除を行っているということはありませんが、村民の皆様から情報提供などがあれば、それぞれの状況に応じて対応をしていきたいと思っております。また、皆さんそれぞれご自身の所有地などで外来種を見つけた場合には、早目の駆除にご協力をお願いをしたいと思います。

1度目の質問にお答えしました。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 22年からアレチウリに対しては駆除しているということで安心しているわけですが、またこの山形村で行うというのはこれ、いつの時期にいつ行うか、その辺をお聞かせ願いたいと思うし、山とか川に繁殖しているアレチウリは行政で指導や直接駆除できますが、毎年毎年民家の家に繁殖しているのに、アレチウリに対して全然無関心で指導が行き届いていないと思うのですが、その辺の指導を今後どのようにしていくのかお聞きしたいと思います。

それと最近オオキンケンギクが自宅周辺の身近で見られるようになりました。今の時期、黄色い花できれいだからと言って栽培している人も見受けられます。これをどのように指導していくのかお聞きします。

この4種類の植物は法律によって特定外来植物として指定され、栽培、保管、運搬、譲渡、植える、蒔くなどが禁止されている特定外来植物による生態系などにかかわる被害防止に関する法律、平成16年6月2日に法律第78号で決められております。村ではこの法律をどのように理解し運用しているのかお聞きいたします。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁をお願いします。

青沼住民課長、答弁願います。

○住民課長（青沼永二君） それでは、竹野入議員の質問にお答えいたします。

まずこのアレチウリが山形を会場としてということですが、これは長野県環境課の方から山形村を会場とすることで、日時が7月たしか8日だったと思いますけれども、これで通知が来ております。今後これについて村内においても広報等、あるいはまた関係する団体の方へも動員等をかけたいというふうに現在計画をしているところであります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、今、ご質問と申しますかご指摘のありましたこの特定外来生物、ご存じのとおり環境省の方では全部で12品目をこの種類に該当しております。言われたとおり基本的には栽培は禁止されております。したがいましてアレチウリを栽培するという方はいないかと思ひますが、そのほかで見た目にきれいなオオキンケイギクなどにつきましても、何らかの形で種が入っていたか何かではなからうかと思ひます。市場では基本的にないかと思われまますので、そんなことをご理解をいただきたいと思ひますけれども、できれば今ご質問にありましたとおり再度こういったものにつきましてもは村独自でパンフレット、カラー刷りのようなものはできませんけれども、何らかのものを入手した中でそれぞれ住民に周知をして、いわゆる今後の増殖繁茂を防ぎたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

特にこういった外来種につきましてもは、当然日本には元からなかったものであります。いろいろな過程の中で入り込んでその勢力があるということでありまます。したがいまして、特にこういったものにつきましてもは、今後遮断するという形がとれれば一番かと思ひます。そんなことでお願ひしたいと思ひます。

特に国立公園なんかはペットでの連れ込みは禁止、あるいはここ数日では船のバラスト水にも浄化が義務づけられたというようなことを聞いていますので、今後は新たな新種が出てくると思ひますけれども、これも含めて情報を共有しながらそれぞれ住民の皆さんにもご理解をいただくという方策は考えたいと思ひます。

以上になります。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 今、民家に繁殖しているものについてどうするかという答えがなかったわけですが、特にアレチウリ、今も民家というのもアレチウリなのです

が、アレチウリはクズと間違えやすいがどのような指導をしているのか、この辺のこ
とと、また芽生えのころ抜くのが一番と聞いているが、早目の対処はやっぱりしてい
るのかどうか、その辺をお聞きします。

○議長（平沢恒雄君） 青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） 実は各個人の敷地、こういったものについては現在のところ
こちらの方からは、委託先のシルバー等も含めましてお願いをしているという経過
はございません。あくまで公有地、例えば河川敷だとか道路敷き、あるいは公園内、
こういったところをお願いをしているわけでありまして。そんなことでお願いしたいか
と思います。

あと何かありましたか、質問で。

○10番（竹野入恒夫君） クズと間違えやすい。

○住民課長（青沼永二君） そうです、クズとこのアレチウリの違い、これは見比べると
わかります。が、そこまでわからない方の方が実は多いかと思われましても、
講習会、あるいは何らかのチラシ等を含めてその違いをご理解をいただく、認識をし
ていただくという方向が重要かと思っておりますので、その辺を含めても今後また検討はし
ていきたいと思っております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） やはり個人の家で繁殖しているのは、本人がわかっている
かどうかということが問題なのだ。幾ら河川等をやっても個人のところに、やっぱり
牧場をやっているようなところなんかかなりある。そういうことをどのように指導し
ていくかということがこれから課題になってくると思うが、その辺のことはどんなふ
うに村長、考えていますか。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対して村長、答弁をお願いします。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 確かに個人のうちでたくさん繁殖しながらそのままにしている
ということについては、一応の対応をとっていかねばいけないと思っていますの
で、状況を見ながら対応するというふうにお答えします。

○10番（竹野入恒夫君） 以上です。

○議長（平沢恒雄君） それでは、第1の質問は以上であれしますが、竹野入議員に、
次に、質問事項2「山形村の観光資源の里山周辺について」を質問してください。

なお、参考図書の提示の申し出がありましたので、議会運営委員会で審議し、これを許可しました。

竹野入恒夫議員。

(10番 竹野入恒夫君 登壇)

○10番(竹野入恒夫君) その2は「山形村の観光資源の里山周辺について」。

(1) 清水高原の遊歩道は幾つものルートがあります。有効活用されないうちに遊歩道は荒れ、階段も朽ちている部分もあります。この遊歩道を森林浴などに有効利用する考えはありませんか。

(2) 「信州ふるさと120山」長野県120旧市町村ごとに『地元が選んだ憧景の一座』の本の中に、人跡まれなる知らざる山、ハト峰、北アルプスを遠望し、ササと林の尾根を歩きますが、現在ではササに覆われて歩くことができません。この尾根ルートを復活することはできないのでしょうか。

(3) 「水のみ」の駐車場から約40分で槍ヶ岳・穂高連峰・常念・白馬三山・北信五岳の眺望が手にとるように見える展望台に着きます。この周辺の整備はできないものか。「水のみ」から展望台までに約50本、展望台周辺には約30本のササユリがあります。このササユリを増やして500本ぐらいにすればササユリの里として売り出すことができると思いますが、考えていただけないでしょうか。

以上で1回目の質問を終わりにします。

○議長(平沢恒雄君) ただいまの質問に対して、村長、ご答弁をお願いいたします。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) それでは、竹野入議員の2つ目の質問にお答えします。

基本的には山形村の先人が残してくれた大自然の観光資源は積極的に活用すべきと思っております。清水高原の遊歩道は幾つものルートがあることは存じております。せっかく県の予算でつくっていただいた遊歩道でありますので、有効に活用していかなければいけない村の財産だと考えておまして、森林浴ということであれば案内看板とかガイドの雇用で比較的容易にできるかなとも思いますが、いろいろと関係者の皆さんと協力をして検討していかなければいけない内容と思っております。実現できるものであるならば実現していきたいという意思がございますという。

2つ目の回答でございますけれども、現在は復活する計画は持っておりませんが、信州山の日、日本の山の日法制化によって山に興味を持たれる人々が、大勢の住民

が要望されることであれば検討していく課題かと思えます。今年は信州山の日になんだ山形の山の日をとり行おうということで今考えておりますので、そちらの方に専念をしたいというふうに思っております。

3つ目ではありますが、「水のみ」からの展望台の整備はできないかでございますが、山形村の山の日イベントに展望台に行くような計画案が上がっております。そういうことになればその歩道は整備をして、これから活用をしていきたいと思っております。また、その整備にあたりましていろいろとよいアイデアがありましたら、またご協力をお願いしたいと思っております。

それから、4番目のササユリの里でございますけれども、本当に大変非常によいアイデアと思えますが、先日私もその展望台まで行きましたときに、同行者の方から何本ものササユリがあることを教えてもらいました。今ごろは花をつけていることになるかと思えますが、ササユリの里を整備をしてもあまりきれいなものだと敵が多く、観光客とか、またそこに行った村外の皆さん等がまた野生の動物等に被害に遭うというようなことを考えるわけでありまして、非常に管理が大変だと思われまますので、具体的に里をつくるというようなところに持っていく考えは今のところございません。

そんなことでこれからの山のことに関しまして竹野入議員は非常に造詣を持っておられますので、いろいろな形で健康と観光に合わせたのテーマに取り組んでいきたいというふうにお答えさせていただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） せっかく県でつくってくれた遊歩道ですので、ぜひ観光資源の源だと思うのです、遊歩道は。このような場所こそお金をかけて有効利用すべきだと思うので、ぜひ村長が整備するというような考えをぜひお聞きしたいと思えます。

それと、『信州ふるさと120山』という本がここにあります。〈『信州ふるさと120山』を提示〉この本は旧120市町村ごとに故郷の山として紹介されています。この中のハト峰の紹介文は、山形では山岳に関して第一人者であります佐藤善則さんが説明文を書いております。山形図書館にも置いてありますのでぜひ見ていただいて、この山形の山という部分だけでも、山形村ハト峰、この中だけでも見ていただきたいと思います。

その中に山形村村民登山実行委員長の塩原武志さんは、10年前までに村民登山で

登ったとあります。「登山はササで覆われてハト峰がこのまま忘れ去られてほしくない」と、「ハト峰はいとしき山なのである」と言っております。

波田町が松本市に合併しない前は、三角点から林道黒川線まではササを刈り込んでくれて歩くことができました。現在は三角点から上は歩くことができません。昔はハト峰まで雨ごいに行ったという話も聞いております。ただ、朝日と波田との境にあるためになかなか私たちでは手が着きませんが、この許可さえおろしてもらえばボランティアでもこの道はあけたいと言う人が数多くおりますので、ぜひその辺も踏まえて村長の考えをお聞きしたいと思えます。

展望台には今、紫のツツジ、ミツバツツジだと思ったらちょっと違うのです。そのツツジとドウダンツツジ、レンゲツツジの今3種類のツツジがあります。展望台は狭いために3種類のツツジが無造作に刈られてしまっておりますので、この手入れも必要かなと考えております。村長の考えはこの間の新聞に、山形の最高地点まで行きたいというようなことが書いてありましたけれども、1748.5メートルとありましたが、実際は1,773.8メートルであります。

この最高地点より10分ほど上がりますと三角点です。現在の三角点、村でというか有志でやった三角のところより実際に測量してできたのは20メートルぐらい上になっている場所が三角点ですが、この最高点から三角点までの間に額縁に入っているような槍ヶ岳が見える見事な場所があります。ぜひこの三角点までも整備をしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対して村長、答弁をお願いします。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 現在山形の最高ということで今1773.8メートルですか、その地点は村境になっております。だから、山形村の管理としてはそこまでが管理かと思うのですが、実際にあの三角地点まで先日行ってみましたら、三角地点までは道が刈られています。ササが刈ってありました。非常になだらかであったり急であったり、確かに登山をされるという、登山というよりもトレッキングというか、歩く人には非常にいいことだと思うのですが、もう三角地点はもう木でつくられた三角点があれば傾いて朽ちかけたような感じがありまして、その周りの木々はもう2メートル以上のはるかに高く360度見回しても、もうそんなに展望が望めるような状況ではありませんので、昔測量のためにつくられた三角点の機能はもう果たしていないという

のが実情でございます。

それから以降、奥に向かってはほとんど一切手が入っておりませんのは実情でございます。でも、しかるべくして波田と朝日の他区の地区のところに道をあけろというようなことということは、私としては今のところ無理かなと思うのですが、まだトライはしてございません。今はそういう現状を把握しただけということで理解をさせてください。確かにいい道だということは理解しました。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） ササユリに絞って質問します。現在里山ではササユリが咲き始めました。ピンクの花びら、何とも言えないいいにおいがしているわけでございます。ササユリの芽を出さすのは非常に難しいわけございまして、しかし山形村にはササユリの芽を出させて育てるのにすぐれた人がいます。このような人物の活用をぜひお願いしてササユリを増やしてもらいたいと。

ササユリの一番の天敵は村長、動物とか言っておりましたが、まずはササを刈る人たちなのです。今20センチばかりなもので、ササを刈る最中にみんな首を飛ばしてしまうと。去年も私たちボランティアであそこを刈ったわけですが、もうじき咲くというようなものまでみんな切ってしまったので、そういうやつの区別をしていけばもっと増えるし、ちょうどササユリというのは繁殖している場所は、歩道とササとの間みたいのところなので、イノシシもちょっと鼻を突っ込むのが大変なようなところなので、ぜひこのササユリをもっともっと増えると思う、さっき山形ではその育てる有名な人がいるので。

ぜひその人の力を借りたりするとかなり増えると思うので、展望台まで行くうちに今50本ばかりあるわけですが、今里で咲き始めたところだから、7月上旬には咲くと思うのですが、ぜひこの花を大切にしてもらいたいし、このササユリ、展望台までそれだけですが、展望台からその山形の最高地点まで行く間にも10本ぐらいあって、その展望台から三角点まで行く間にも5本程度あるわけです。かなりこれがササユリの繁殖に適した場所だと思うのです、ここは。

ぜひそんなことも踏まえて500と言ったら相当な長い、あと400増やせばいいことですが、なかなか咲くまでには大変かもしれませんが、ぜひそんなことを考えてササユリの里、それだけでも人が呼べるので、ぜひその辺を考えていただきたいと思いますがその辺どうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 先ほども冒頭でも申し上げましたけれども、本当にササユリについていろいろと造詣深い竹野入議員の話がありまして、大変非常によいアイデアと思いますけれども、現実的にその権利者の方をお願いしてそれをつくるという計画は持ち合わせございませんので、追々相談をさせていただくというか、準備させていただくことかなというふうに思いますけれども、いずれにしる村で管理をするところをつくるということになると非常に問題が大きくなってしまいますので、自然の中でどういうふうにするかというようなことの検討かと思っておりますけれども、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 今500本、いや、100本と言って、駐車場から50本ぐらいあると言っているけれども、やっぱりずっとあるわけではない。やっぱり100メートル行ってあったり、200メートル行ってあったり、またあるところにはその歩道のわきに5本ぐらい固まってあるとかそんなようにあるので、ぜひそういうのを大事にしていきたいと思うし、それともう1つ駐車場についてお聞きしたいのですが、水のみ駐車場は駐車場が狭くて五、六台しか乗用車を置けません。

そこで、第二電電の跡地を利用できないものでしょうかということでお聞きしたいのですが、この空き地まではアスファルト舗装になっておりまして、観光バスも行くことができます。乗用車なら30台ぐらいとまれるというような場所であります。現在は木が植わっているために利用はできませんが、アスファルト舗装の朽ちないうちに整備できないものでしょうか。

展望台についても1つお聞きします。上田市には市民の山、太郎山があり1時間30分ほどで登ることができます。この山を毎日登っている人もいます。また、安曇野、明科には光城山があり1時間ほどで登れる山でして、ここも毎日登っている人もいます。展望台もそんなような位置づけにできないものか、村長にお聞きします。私も今年でもう5回以上登っているわけですが、やっぱりアルプスがきれいです。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 展望台の活用は、今年の山形山の日のごことで皆さんに相当認識

を持ってもらえるのではないかと期待をしているわけでありますけれども、そういう感じでは今、竹野入議員が言われますように常時登れる体制はできると思います。

駐車場についてはちょっと。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 水のみの場所での駐車場の件ですけれども、実はつい先ごろ村内の有志の方が明るく元気な村づくり事業を活用して整備したいという申請ができました。審査委員会、これは課長で構成している審査委員会があるわけですが、その時点ではあそこが第二電電の跡とは言うものの、かつて保安林になっていた場所だったということもございまして、県の方へちょっと問い合わせをしましたら、既に第二電電があったということで保安林は解除されているということがわかりました。

ですから、せっかく有志の方の申し出というか申請があったものですから、再度審査委員会で検討しまして、できればせっかくのご厚意というか、やっていただけるということも聞いておりますので、明るく元気な村づくり事業の中で実施してやっていただきたいというふうに今考えておまして、今現在その計画、保留ということになっておりますが、今先ほども申し上げましたように法的なものについてはないというふうなことも聞いておりますので、再度申請の方にその旨話してやっていただくようなふうに今お願いしようかというふうに思っております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 確認ですが、水のみの今の場所を整備するというのではなくて、第二電電の場所ということではよろしいわけですか。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 第二電電の場所です。ただ、今回の申し入れもあれすべてをやるということではなくて、とりあえず十数台分置けるのをとりあえず。それと、そこまで入って行く道路ですか、あれがもう荒れているということで一緒にやりたいという申し出でございまして、第二電電の跡ということです。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） その有志の方が出ているということで非常に感謝するわけですが、ぜひせっかくですのであの一面を全部できたら整備していただいて観光バスが誘致できるようなことをすれば村の、観光資源の乏しい村にとってかなりの朗報となるのではないかと考えております。ぜひそんなことも踏まえて整備をお願いいたし

ます。

どうもありがとうございました。

○議長（平沢恒雄君） 以上をもちまして竹野入恒夫議員の質問は終了させていただきます。

◇ 西 牧 一 敏 君

○議長（平沢恒雄君） 次に、質問順位4番、西牧一敏議員の質問を行います。

西牧一敏議員、質問事項「ワイン特区取得について」を質問をしてください。

なお、パネル等の提示の許可の申し出がありましたので、議会運営委員会で審議しこれを許可しました。

西牧一敏議員。

（9番 西牧一敏君 登壇）

○9番（西牧一敏君） 9番、西牧一敏でございます。

〈パネル6枚を提示しながら質問〉

今、議長から説明を受けましたとおりにワイン特区についてご質問をいたしますけれども、まず最初に先般ひょう被害に遭いました農家の方々には心よりお見舞い申し上げます。また、先般議長を通して要望書を村長の方へ申し入れをさせていただきました。そういう中で1日も早く災害の復旧、また復興を願う次第でございます。

それでは、ワイン特区についてご質問いたします。実は内閣総理大臣安倍晋三さんより、百瀬久山形村村長に信州山形ワイン特区という認定証をいただきました。もう知っている方は十分に知っていると思いますけれども、初めて見られる方もおられるのではないかと、このように思います。

このワイン特区というのは長野県では4番目、77ある市町村の中において4番目ということでございます。その中で4番目、東御市、高山村、坂城町、そして山形村ということでございまして、先ほどから村長が日本一の明るく元気な村づくりと、このようにおっしゃっておりましたけれども、日本一と言うよりも今のところまずはこの中信平では山形村がまず第1ということでまず第一歩を踏み出したと、このように思います。

このワイン特区というのはどういうものであるかと。これについてはなかなか知っている人も少ないのではないかと思いますので少し説明をさせていただきます。実は

ワイン、醸造でございますのでワインというのはやはり税務署の方の許可が要るわけ
でございます、ワイン醸造という免許は普通は6トン以上ということでございます。
6トン以上ということはなかなか一般ではできないということでワイン特区、特に特
区という名称をつけて、そして2トンのワインの醸造を許すということでございます。

これについてはなぜ特区を許したかという、ご存じのとおりに6次産業というの
がでございます。この6次産業というのはごろ合わせでございます、第1次、第2次、
第3次と、この1、2、3、これを足して6でございます、ごろ合わせで6次産業
と。最初のうちはそのように言っておりましたけれども、いや、実はこれは大変なこ
とでございます。

これは農業をするだけではなくて、加工をするだけではなくて、販売をするだけ
ではなくてこの3つを総称して全部一緒にやりましょうと、これがこの農業、農家が活
性化されるもとではないかということで、6次産業というものは今非常に大切なもの
であると。国においても県においても推奨をしているということでございます。

この推奨をするということは、やはり当然ながらこの特区ということも十分にそれ
もやはり勘案して入っているわけでございます2トンつくればいいと。これは大体
ワインの瓶、750ミリリットルでございますか、これで言ったら約3,000本弱
ということになるわけでございます、この3,000本というのをつくるというこ
とは、反別に言うならば1反歩で大体私が聞いたところによると生のブドウで2トン、
そしてそれを搾って大体1.5トン。だから、2反歩あれば十分に2トンのワインが
できるということでございます。

それと同時にこの特区というのはどういうことかということと地産地消、山形村でとれ
たブドウを山形村で加工してくださいよということでございます。日本にはいろんな
ワイン工場がございます。日本アルプスワインバレー、それから桔梗ヶ原ワインバレー、
それから千曲ワインバレー、それから天竜川ワインバレーと大きく言えば大体4
つぐらいのグループに分けられるような大手のワイン会社がございます。

この大きく4つに分けられるワイン会社というのは自社のワインも使っております
けれども、やはりそれでは足りないということで海外からブドウ、原料、また果汁を
輸入してそしてワインにするという工場も、会社も多々あるわけでございます。

ただ、特区においてはやはりこの地産地消、山形村でとれたワインを使ってください
、それ以外はだめですよということでございます。今言いましたところの日本アル
プスワインバレー、それから桔梗ヶ原ワインバレー、山形村はちょうどこの真ん中に

あるわけでございます。これだけたくさんのワイン工場がある中において、実はこの中信平の中で特区をとったのは山形だけでございます。多分後には雨後のタケノコのごとくあちらこちらにワイン特区を認定してもらうように申請するのではないかと、このように思いますけれども、これもこの山形村の成功にかかっているのではないかなというふうに思います。

その中でもう1つあるのは、2トンというところで非常に作りやすい。大体2反歩で作りやすいということは、これは実は村長が言っております。29日の『市民タイムス』に百瀬村長は新たな事業者の参入も期待したいと語っているというふうなことで、このワインをつくる新規事業者を非常に期待しているということでございます。

そういう中から1人でも多くの方にこのワインを醸造するということの興味を持っていただくというようなことでございます。このワインというものが実は作るだけではなくて、それを醸造する、販売する、これが6次産業でございますので、一手に引き受けてやると大体資産的に言えば億という金がかかってくる。これは建物からいろいろな器具、施設まで入れるとそういうことになってくるわけでございます。今村長が言う新規参入を求めている、期待している、こういうことから言ったときに資本が非常にかかってしまう。

この資本がかかるとなかなか新規参入ができないというようなことから言ったときに、この認定書というものを効力を発揮するためにはどうしたらいいか。これは当然ながらやはりこの6次産業というこの産業におけるやはり補助金、また支援ということをやったり十分に活用して村が指導権を持ってやっていく。これがやはり新規参入を育てるということになる、このように思うわけでございます。

そういう中から言ったときに、果たして新規参入と言いながらこのワインというものの魅力はどこにあるのか。実はワインというのはだんだんとワイン人口は伸びております。ワイン人口が伸びてきて非常に魅力あるものであるというふうになっておりまして、実は長野県でワインバレー構想というのを立ち上げております。

このワインバレー構想というのはどういうものであるか。言うならばこのワインバレー構想というのは、実は長野県でワインのブドウを生産するのが実は日本一でございます、日本一。これだけワインにするブドウをつくっている。だけれども、ここに出ているとおりにワインの醸造の量からいくと6番目という。一体どういうことであるのか。

一番日本でワインのブドウを生産しているにもかかわらず長野県はワインの醸造が6番目である。ちなみに第1位は神奈川県、当然ながら山梨県と、このように続いておるわけでございます。神奈川県というのは非常に耳新しいです、えっ、神奈川県ですかと。山梨というのは甲州ブドウ、また山梨ワインということで、これは日本的に名が売れております。しかしながら、この神奈川というのは先ほど申しましたとおりに外国から輸入しているというやはり果汁とか、それからワイン原料でつくっているということをやったり示唆していることだと、このように思うわけでございまして、この6番目である。一番たくさんつくっていて6番目とは非常に残念なことであって、そこに長野県はワインバレー構想ということで、長野県はワインの県だよということをこれから非常に売り込んでいこうということでワインバレー構想というのが企画されているわけでございます。

そこでこのところを見たときに長野県というのは3.4%、これしか需要がない。これでは非常にまずいことである。では、日本一でつくられたワインはどこに行っているのか。これは出荷されているわけでございまして、この出荷されている元がどこかというところまず山梨県でございます。山梨県ではやはり自県の、自分の県のワインだけでは足りなくて長野県の原料を仕入れてワインをつくっております。

ワインの品評会というのが毎年ございます。そういう中でワインの品評会で見ていただきたいと思っておりますけれども、このところ長野県は2011年には9本の金賞をとっている。そして、山梨県では18本の金賞をとっている。ここが問題でございますけれども、実はその山梨県の18本の中の3本、これは長野県から仕入れたブドウでつくったワインで金賞をとっていると、これが事実でございます。

そして、ちなみに2012年には長野県では8本、それから山梨県では22本と。そのうちの赤と白でございますが、4本は長野県のブドウを使ったワインで金賞をとっている。ということは、非常に長野県のブドウは優秀であるわけでございます。よく考えてみれば、ワインというのは実はヨーロッパがメッカであるわけでございます。歴史から言ったらこれは中近東あたりかなというふうに思いますけれども、一番やはり歴史として深いのはヨーロッパ。ヨーロッパでも私たちがフッと思うのはフランスでございます。フランスのボルドー、これはワインをあまり知らない人でも、まあ聞いたところがあるなど、このように思うのではないかと推察するわけでございます。

地形的に言ったときにフランスのボルドーというのは北にアルプスを抱えている。南傾斜の肥沃の土地でつくられたブドウが世界的にも有名なワインになっている。そ

れをふと考えたときに、この山形村は北に北アルプスという有名な山を抱えている。そして、この山形村というのは南傾斜で肥沃の土地を有している。そういう中から言ったときに、ここで本当にワインをつくったならば、日本の中で一番おいしいワインができるのではないかなと夢見ております。

やはりワイン特区ということ、これについては実は酒税法というのが変わってまして、日本酒においても焼酎においても、非常においしいお酒が日本全国小さな酒蔵でつくられております。大手のところでこれはおいしいなと言って皆さん好んで飲むというよりも、どこそこの酒蔵のあの酒がうまいんだよねというような話を私も多々聞きます。

そういう中から言ったときにこの信州山形ワイン特区、この特区をやはり認定したということは、先見の明が村長にはあったなというふうにも思います。たくさんつくればいいと。今アベノミクスということで経済を一生懸命立ち直らせようとしております。以前においてはデフレ傾向でやはり質より量、たくさん物を安く売るということで日本の経済はしてきましたけれども、この経済立て直しから言ったときには量より質に移行しつつあるということは、今の経済の中ではまた改めて考えることはないと言うぐらいに必然的なことだというふうに思っております。

それから言ったときにこのワインというものが、あるワインをつくっている方に聞いたところ、1本大体1,000円で引き取ってくれるよと、こういう話を聞いています。大体が先ほど言ったように1反歩2トンで3,000弱ということは、単純計算しても約300万円ぐらいということになるわけでございます。

しかし、先ほど言ったように長野県一のワイン、日本一のワイン、世界一のワインをつくったならば、皆さんもご存じのとおりワインというのは非常に投機的な飲み物でございます。1本が十万円、1本が百万円とするようなワインもあるわけでございます。それから言ったときにこの山形のワインというのをぜひ一度飲んでみたいということで観光客が押し寄せるといふ夢も描けるのではないかと、このように思うわけでございます。

村長が先ほどから言っているように日本一の明るくて元気な村づくりと、その中に観光と健康と、これも一緒に入れるよということを言っていました。その中に入れたときに先ほどから観光資源の乏しい村であると、これを自認するようなことではなくて観光資源をつくっていかなければいけない。これは一番大事なことだと、このように思うわけでございます。

今ワインの消費についてどうであるかという、これは今の経済がちょっとこう右肩上がりになってきていますけれども、ワインの消費については以前から右肩上がりになっております。日本だけのワインでは足りなくて、当然ながらこのあたりのスーパーでは外国産のワインがあふれております。それほどワインの需要が高いということです。

ここに出ている表でございますけれども、長野県の県民に聞いていることですが、いずれは80%の方々が長野県のワインを飲みたいと、このように希望しているということでございます。

その中でこれは全国的なところでございますけれども、全国的に国産ワインをどこで飲んだらいいですか、どれが一番おいしいですかと、飲みたいですかと聞いたときに山梨県。これはネームバリューです。もう山梨イコールワインとこのように思っておりますので53.1%。そして、長野県は4.7%、北海道に続いて3番目。先ほどから言ったようにワインのブドウが日本一であるにもかかわらず、すべてにおいてナンバーワンをとられているという。

そういうことから言ったときに村長、ナンバーワンというこの耳心地よいこの言葉をぜひ山形村でとっていただきたいと、このように思うわけでございます。ワインというものは、これは文化であるわけでございます。歴史であるわけで、このワインというものは文化であり歴史である。今、山形村でも開村の140周年ということで、村長も今年一生懸命やろうとしておりますけれども、実はこのワインについては村長、50年、100年後の歴史をつくっていただきたい。

歴史というのはまず第一歩を踏み出した人間が一番大事だと、これが5代、6代、7代、10代目の人が何をやっても一番最初の人が一番大事なわけでございます。かの有名な田中角栄というのがいましたけれども、日中友好を一番最初やりました。そのときに中国のこの政府が何と言ったか。これは井戸を掘った人間が一番大事だよと。これは有名な言葉でございます。絶対忘れない、このように言っているわけでございまして、やはりこれが一番大事なところでございます。

この山形村でもすばらしい財産がございます。歴史がございます。小学校の校門の前のところにしだれ桜がございます。このしだれ桜はやはり小学校ができた当時からあると私は聞いておりますけれども、それから言ったら百有余年たっているわけでございまして、一番最初に植えた人は実は私は知りません。けれども、まさかこれほど村の中で愛されている。村内外において愛されるしだれ桜というのは、この山形村の

中にはほかにはないと、このように思うわけでございます。

これも1つの歴史でございます。その中である有志が一番最初に観桜会というのを立ち上げて、桜もとのコンサートというのを立ち上げて、今では山形村の文化になりつつある。

○議長（平沢恒雄君） 西牧議員に申し添えます。一般質問の範囲を超えておりますので一般質問、ワイン特区取得についてのご質問にさせていただきたいと思えます。

○9番（西牧一敏君） わかりました。では、今のところでまだ説明していきますのでよろしくをお願いします。

そういうことでやはり村長に私は言いたいのは、ワイン特区ということをぜひ進めてもらいたい、これが私は言いたいわけでございまして、その中でやはり今言ったその桜のことについてもこれはそういう歴史がある。この歴史をつくっていただきたいということを言っているわけでございます。

では、質問の要旨の中で7つ、7点ほどございますので村長にお伺いいたします。

まず第1はワイン特区認定についての経緯についてお答えを願います。

2番目は、村としてワイン特区取得をどのように考えているか、また6次産業との兼ね合いをどのように進めていくか。

3番目、新規参入がしやすいように醸造用施設及び器具類をそろえることを考えていないか。

4番目、村として醸造免許の取得は考えていないのか。

5番目、新規参入しやすいように村として補助金の導入は考えていないのか。

6番目、既にワイン特区認定されている市町村の視察は考えていないのか。

7番目として村長のワイン特区の10年後、20年後のビジョンを示していただきたいと、以上でございます。

以上で1回目の質問を終わりにします。

○議長（平沢恒雄君） それでは、ただいまの西牧議員の質問に対して村長、答弁を願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、西牧議員の質問にお答えします。

ワインバレー構想についての西牧議員の大変熱い熱意と、それから100年後の夢に向かってのお話どうもありがとうございました。また、山形村にとっては元気の1

つの要素と思いますので、そのところは1つは大変応援していただいた形はいいかなと思っております。

では、質問について簡単にお答えします。今回「山形村の特区認定についての経過」を説明申し上げますと、昨年25年11月に村内のワイン愛好家の方から酒税法の特例、いわゆる特区認定を受けてワイナリーの建設をしたい旨の要望がありました。

年間6,000リットル以上の製造要件を最低製造数量基準の2,000リットルに緩和するのが目的であり、特区の認定申請を国に対して行ってほしいという内容でありました。

村ではこの要望を受けまして認定に向けて意向調査表の提出や申請書の準備を進め、関係者との協議を重ねながら今年1月に国の内閣府地域活性化推進室あてに認定申請を行いました。その後、マスコミ報道などで承知と思いますけれども、3月28日付で認定がされたものであります。村としては協力ができて本当によかったなというふううれしく思っております。

続きまして、「村としてワイン特区取得をどのように考えているか、また6次産業との兼ね合いをどのように進めていくのか」についてでございますが、村としては特区の認定を農業、商工業、観光の振興につなげていきたいと考えています。申請時の事業者の要望にもありましたように、ブドウ畑や果樹園の増加による農業振興と同時に遊休荒廃地の解消につながる農地の有効活用、地域での雇用の拡大、それからワインを村の特産品に位置づけての販売計画など観光振興に結びつくものと期待をしております。原料となる果樹の生産だけではなく、加工における関係産業の活性化、村内飲食店や直売店での販売など第3次産業への波及も目指していけると思っております。

「新規参入がしやすいように醸造用施設及び器具類をそろえることを考えていないか」につきましては、補助金制度がありますので国、県の6次産業の振興策や商工業の振興策としまして、各種の補助金や資金融資制度を活用して、それを活用していただき事業所として施設整備を行っていただきたいと考えております。村としての単独補助の予定は現在ありませんが、事務的な対応とかいろいろな面で支援はしていきたいというふうに考えております。

「村としての醸造免許の取得について考えていないか」でございますが、村直営での醸造は考えていませんので、取得も考えは今のところありません。

「新規参入がしやすいように補助金の導入は考えていないか」でございますが、先ほども申し上げましたが、農業や商工業関連の既存の制度の活用でいきたいと思っております。

のでお願いをします。

「既にワイン特区認定されている市町村の視察は考えていますか」であります、現時点では視察を考えてはおりません。特区の認定希望を申し出られました業者さんは既に事業展開を始めていると聞いておりますので、しばらく様子を見た上で、視察の必要な問題提起がありましたら実施を考えたいと思っております。

続きまして、「村長のワイン特区10年後、20年後のビジョンを示してほしい」ということでございますが、確かにワインは歴史が必要なものでございますので、これ今すぐ始めてどうこうありませんけれども、今回のワイン特区の認定によりまして最低製造数量の基準が2,000リットルまで引き下げられましてワイン製造が可能になりました。現在はヤマブドウワインの製造が目的と聞いておりますが、ヤマブドウだけでは最低制限の許可容量にいっぱいにならないと思われまますので、その他の果実やブルーベリー、リンゴ、スイカ等のワインができて山形特産の地産地消、6次産業のモデルとなるよう、まずそれを成功させるよう希望をいたします。

大勢の皆さんの力も必要になりますし、地場産業の商品が展開されることになりまますので、山形村としては本当に村の元気というふうを考えております。ですから、まず製品製造に注目して売れる商品をつくることを前提に、将来のビジョンはそれから考えることかなというふうにならぬように今のところ考えております。

以上であります。

○9番（西牧一敏君） 議長。

○議長（平沢恒雄君） ちょっと待ってください。それでは、西牧議員の質問の途中ではありますけれども、午後1時まで休憩いたしますので、質問については午後1時からということをお願いいたします。

これで休憩といたします。

（午後 0時05分）

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じて会議を再開します。

（午後 1時00分）

○議長（平沢恒雄君） 西牧議員、再質問があれば質問してください。

西牧議員。

○9番（西牧一敏君） 質問を再開させていただきます。

村長から説明をしていただきましたけれども、まず第1つですけれども、経緯についてのところではワイン愛好家の方々からそういう話があったと、このように村長言っておりましたけれども、どういう団体で、大体ワイン愛好家という村内においてどのぐらいの方々が出てそういうような要請があったのかお答え願えますでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 総務課長、答弁願います。

○総務課長（中村康利君） 済みません、お待ちください。

済みません、お待たせしました。山形のワインクラブという形で代表者からという形で要望が出てきております。ワインクラブ自体の実態につきましては、ちょっと私の方では把握しておりませんが、村内のワインクラブの会長という立場の方から出てきたということでございます。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） ワインクラブという実質的にはどのような活動をしながら、ワインというものをどういうふうにしていこうとしているのか、お答え願えますでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） そのワインのワインクラブの代表者の方でございますが、自ら過去におきまして果実酒用のブドウを製造してきたということで、今まで、先ほど西牧議員さんの方から申されましたように、安曇地方のワイナリーの方へ自分の原材料を入れてワインを製造してきた、委託製造してきたという経過があったという形でございます。それにつきまして今度特区を活用しまして、製造量を落として自らの生産もしていきたいという形での申し出でございました。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 今の話からいくと、もう既にワインをつくっている方がおられると。そういう中で活動をしているということでございますけれども、新規参入ということから言ったときに、そのほかにまだワインをつくりたいというような村内のご意見と、また希望というのが実質的にあるのでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） まず構造改革の特区というものにつきまして、ちょっと補足説明をしておかなければいけないかと思うのですが、ワイン製造の特区の関

係につきましては、既に6,000リットルを2,000リットルに落とすというこの特例措置については、もう既にメニューとしてはでき上がっているというものでございまして、これは全国的にこれを活用して参入している方は非常に多いわけでございます。

今回そういう希望もあるということでございましたので、もうメニューという形であるものに対して村が申請をいたしまして、村の中で2,000リットルまでのワイン製造ができますよという形で、そして認定を受けたわけでございます。

ですから、現在は一事業者の要望で上がったものでございますけれども、これから先を考えていきますと、同様に事業展開をしたいという希望がある方が出てくれば、その方だと酒税法の免許を取れば実施ができていくという状況になります。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 今言われたとおりに一番のネックというのは酒税の免許を、醸造の免許を取ることが一番のネックになるわけでございます。やはりできることなら私もワインぐらいはつくってみたいなど、このように思うわけでございますけれども、やっぱり一番のネックというところについて、実は3番目でございましてけれども、新規参入がしやすいようにと、醸造用の施設とか器具とかそういうようなものをそろえるということについて村長は今のところは考えていないと、このような答弁でございましたけれども、やはり育てるということから言ったときに、相談室のような形をとって窓口をつくっていただけないかというようなことでございましていかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 現在のところ国、県におきまして、国ではこの近くで関東農政局の松本地域センターというのが松本市にございます。それから、県では地方事務所の中にその専門のそういうプランナーの方がおりますので、一応そちらの方に相談していただくというようなことで、今こちらの方は電話等で照会があった場合はそんなようなことで対応しておりまして、近隣でもなかなかこの6次産業化についてその専門のスタッフで指導等をしているような状況にはないと思いますけれども、今後それぞれの助成制度等も含めた中で、別の市町村でどのように取り組んでいるかについて研究をしていきたいというようには考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 今の答弁からいきますとワインバレーと、この構想の中でそれぞれに出先機関があるから、そこへ相談してくれというような答弁に聞こえました。しかしながら、この山形村で村長名義で信州ワイン特区という認定証をいただいたということから言ったときに、この中信地方では山形が一番最初でございます。それから言ったときにこれからのやはりいろんなところで事例が出てくるとは思いますけれども、まずは山形村にやはり窓口を置いていただきたい。そして、また担当の職員には勉強をしていただきたいと、このように思うわけでございます。

ただ、丸投げで取ったからやる、事業者があるなら勝手にやってくださいと、これではちょっと村に相談をしながら何とか自分もやりたいなというような、村長の新規参入というところから言ったら非常に危ういところだと思いますけれども、いま一度再考をよろしく願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対して、百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 決して丸投げではありません。相談を受けた形でこの特区の申請が来たということがありますので、もう既に仕事をされている方におかれましては、あくまでもこれはいい山形村のモデル事業になるというふうにはそう思っておりますので、応援をしていきながら対応をとっていくと。

実際にまだ6次産業の申請はおいていないわけでありまして、そういうような申請がおりるような形でのアドバイスとか一緒にやるとか、そんなことは村としてはやっていきたいというところです。あくまでも丸投げというようなことは考えておりませんのでよろしく願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 西牧議員。

○9番（西牧一敏君） ありがとうございます。非常に期待しておりますのでよろしく願いいたします。

それと、今言われて、村長の方から今言われた6次産業と、この推進事業補助金制度というのが実は十分ご存じのとおりにあるはずでございます。その中にこういうことがあるのですけれども、平成25年5月16日付で25食産第625号農林水産省食料産業局長通知ということで、に基づいて市町村等が行う事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付すると、このように明記してあるわけでございます。

もう一度申し上げるならば、市町村等が行う事業ということでございますので、できればそういうことを加味しながら推進していただきたいと、このように思うのです

がいかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 今現在で事業の計画といえますか、内容をちょっと見えますと、とりあえず今の段階では個人での申請的な内容になっているかと思えます。その中で市町村が今度事業にという話になってきた場合に、例えば先ほどあまり話がなかったのですけれども、例えばその原材料をつくるに当たって、例えば産地化をするために例えばそのブドウ苗を購入して産地を増やすとか、さっきも出ましたけれども荒廃農地の有効活用というような形の中で事業を進めて、そういうところで栽培をしていくというようなもう少し大きな意味の産地化とかを図っていくような形になれば当然市町村での対応も考えられるかと思えます。

当然これにつきましては農業生産の問題がありますので当然関係団体、JA等のまた意見を伺った中で詰めていく必要があるのではないかというように思えます。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） ありがとうございます。ぜひ進めてもらいたいと、このように思うわけですが、先ほど村長の方から前回の話の中でワイン特区に認定されて、既にワイン特区に認定されている市町村に対して視察の希望、要望があればそれも考えたいというような話をいただきましたけれども、それについては具体的に例えば今年とか来年とか要望があった場合には現実していただけるのでしょうか、そのところをお伺いしたいのですが。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 先ほどの村長の答弁の中では必要があった場合ということで申しております。当然これから先ほど申しました例えば補助的なものを考えなければいけないとか、そういうことがあれば、そういう先進地の行政で例えばどのような支援をしているとか、そういうことの調べる必要があれば行く必要があるのだろうというように思えます。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） ありがとうございます。ぜひそういうことで、まだこのワイン特区というのはまだ今年認定を受けただけのことでございまして、本当にまだまだ動き始めるというのは数年かかることではないかと私も思えます。そういう中でまずはこの村としての公認のホームページの中に進捗状況を載せていただきたい。

実は東御町というこの町では、東御市か、ではもう既に載っております、ホームペ

一ジに。それから、次のところの坂城にも載っております。それから、高山村でも載せながら進捗状況を村民なり村内外の方々に教えて、また通知をしているわけでございます。

そういう中からいったときに、では山形村はいかかなものかということで私も調べてきましたけれども、これは信州山形ワイン特区、これは先ほどから個人名が出ておりましたけれども、ワイン特区をやはり申請したというような、主になる方がホームページに載せているということであるのは事実でございます。

それから言ったときに山形村でこういうことを取得しましたよと。それと同時に、またその山形村ではこういうようなことで進めていきますよというような、先ほど村長もこれからだというような話でございましたけれども、ぜひそういうようなことを載せていただきたいと。

それから、坂城町ではブドウ、ワインブドウ産地化補助金なんていうのを具体的にこれをホームページに載せております。そういうようなことで村長、ぜひ前向きにこのワイン特区を押し進めてもらいたい。そして、それを私たちが応援したいというよりも応援します。そういう中でやはり例えて言うならばやはりワイン特区という機関車がどれだけこう動いて前進するかと、この動かすという原理は私たちが知っております。しかしながら、そこにくべる石炭は村長でなければくべることができないわけでございます。

そういう係だというふうにぜひ村長がこのワイン特区という機関車を、重い機関車をぜひ車輪を前へ回していただきたいと、このように思いますけれども、村長いかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○総務課長（中村康利君） やはりそれ前向きに検討にしていきたいというふうに思います。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 前向きにやらせていただくという意見、答弁をいただきました。ぜひそういう中で村として一丸としてこのワイン特区というこの生まれたばかりの赤ちゃんを育ててもらいたい。また、大木になるように育てていただきたいと思っていて、私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（平沢恒雄君） 以上で西牧一敏議員の質問は終了しました。

◇ 大池俊子君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位5番、大池俊子議員の質問を行います。

大池俊子議員、質問事項1「医療・介護総合法案について」を質問をしてください。
大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） 議席番号1番、大池俊子です。

今日は3つの、大きく言って3つの問題について質問したいと思います。

まず、1番目として「医療・介護総合法案について」。自民、公明党の与党は、5月14日の衆議院厚生労働委員会で、医療・介護制度を根本から改悪する医療・介護総合法案の質疑を一方向的に打ち切り、全野党が反対する中、与党だけの賛成で採決を強行し可決しました。

この総合法案は、1つとして要支援者を保険制度の枠外にする。要支援者向けの訪問介護と通所介護を介護保険サービスから外して市町村の事業に移し、ボランティアなどを活用し安上がりにする仕組みである。要支援者の保険外しはかろうじて支援につながっていた人を孤立させ、自立した生活を奪うものであり、重度化が進み孤独死の危険も高くなります。

2つ目に、特養入所を要介護3以上に限定。現在特養ホームの待機者は5万2千4,000人であり、そのうち1万7千8,000人は要介護1、2であり、法案では一部例外（虐待、認知症、精神障害）を除いて特養入所の対象外とされ、待機者の枠からも除外されます。

3つ目として在宅でも施設でも利用料の負担増。2割負担を導入、対象とされるのは所得160万円以上、単身、年金収入のみなら280万円以上で高齢者全体の2割を占めます。医療の面については病床再編の先取りとして実施されたものが、4月の診療報酬の改定です。今後2年間で7対1病床、患者7人に看護師1人、全体で36万床あるものを9万床減らすということになっています。

そこで質問します。

1つ目に、山形村の要支援1、2の実態はどうなっていますか。そして、その人たちの介護保険のサービス利用はどのようになっていますか。

2つ目に、要支援者の自治体事業への移行された場合の問題点は。また、どんな事業に移されるのですか。

3つ目に、この総合法案の強行採決をどう受けとめますか。

これで1回目の質問にします。

○議長（平沢恒雄君） 村長、ただいまの質問に対してお答えをお願いいたします。
百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、大池議員の質問にお答えします。

1番目の質問でございますが、要支援1、2の方の実態ですが、3月末時点での要支援1の方は19名、要支援2の方は36名、計55名の方が認定を受けておられます。

介護サービスの利用につきましては、3月末時点で訪問看護や訪問介護の訪問系サービス利用者が要支援1で5名、要支援2で6名、計11名でございます。通所介護や通所リハビリなどの通所系サービス利用者が要支援1では5名、要支援2では21名、計26名となっております。福祉用具の貸与利用者が要支援1では2名、要支援2では11名、計13名となっております。

なお、各サービスについては重複利用の方がある一方、住宅改修のみ、福祉用具の購入のみでサービス利用を終了されている方、また認定を受けても当分はサービス利用の予定のない方もあります。一応以上です。合計で単純に合計しますと105名の方が活用されているということになるかと思えます。

2番目のご質問ですが、介護予防給付のサービスのうち訪問介護と通所介護につきましては、市町村の独自性を加えることのできる訪問型サービス、通所型サービスとして平成29年4月までにすべての市町村が介護予防・生活支援サービス事業を行う総合事業への移行を予定しています。他のサービスにつきましては、全国一律の介護予防給付サービスとして継続となります。

移行するにあたりましては、国等の動向を注視しながら、第6期計画のためのアンケート調査の結果や訪問活動などの実態調査の結果を踏まえて、既存のサービスの見直しと今後の新たなサービスの創設の必要性について検討を行ってまいります。

訪問型サービス、通所型サービスについては、既存の介護事業のほかNPO法人、民間事業者、住民ボランティア、サロン等多様な実施主体が可能になります。そのため村の役割としましては、事業実施が円滑に行えるような環境を整えるとともに、サービスの質を担保できるようチェック機能を働かせねばならないと考えております。

続きまして、3番目の質問でございますけれども、強行採決はどう受けとめるかで

ございますけれども、強行採決ははっきり言ってよくはないと思っております。よく話し合っただけでよい方向に法案を決めていってほしいと思います。これは国会運営への見解でございますが、山形村として見たときは、本件は昨年12月の議会定例会で大月議員の提案で発議第10号の要支援者への予防給付を介護給付として継続することに関する意見書が出され、議会可決をされています。国への要望として提出されたものと思います。

今回強行採決され実施されたとしても実施内容の詳細は不明ですが、行政としましては議会と両輪でありますので同様に検討し、山形村の住民に福祉行政が低下しない方法を検討していきたいと思っております。

これで第1問の質問をお答えします。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 2回目の質問をしたいと思います。先ほど要支援者1の方が19名、それから要支援の方が36名ということで、この中でおよそ105人の方が何らかのサービスを受けているということです。この方々の今受けられているサービスを介護保険から外された場合、村で全部受けなければ、かわって受けていかなければならないということなのですが、例えば通所サービスで今生きがいデイとかやっていると思うのですが、この方々の利用というのは今、生きがいデイには介護保険の軽度の人たち、介護度の1、2というよりは介護認定を受けていない人たちも行っていると思うのですが、そういう例えば生きがいデイとかいろんなでも受けていかなければいけなくなってくると思うのですが、その体制なんかも今後検討していかなければいけないと思うのですが、現状では今、火・水・木の3日間しかやられていないわけです。

そういう中での人の配置でこの方たちを受け入れるとしたら、やっぱりもっと人を増やしたりということによっていかなければいけないと思うのですが、取り上げて29年からということなのですが、2年間のうちに検討していかなければいけないので、そこら辺はどのような計画で今後やっていくのかということと、それから今地域でNPOやまた村の医療機関なんかでもやられていると思うのですが、その実態は具体的にどの程度やられていますか。また、地域でのサロンも幾つか増えて今非常に活発にやられてきているのですが、その実態はどのようになっていますか。

先ほどの中でも介護予防、それから地域支援事業に移管しながらやっていく、介護予防地域支援事業としてこうやられていくと思うのですが、その具体的なものをさっ

きも言われたと思うのですが、もし具体的にどういうものがどういうふうに行われていくようになるかというのがわかりましたらお願いします。

それから、この要支援2の36名の方は、要介護に移るギリギリのところサービスを受けながら保っている点ということがあると思うのですが、もし外されて、そのサービスから外された場合、非常に重くなって要介護の方に移ってしまうのではないかと思うのですが、そういう点についてどのように村として受け入れを考えているのか、再度お願いします。

○議長（平沢恒雄君） 塩原保健福祉課長、お願いします。

○保健福祉課長（塩原美智代君） 大池議員さんのただいまのご質問にお答えしたいと思います。今ここで話題になっておりますというか、議題の中心になっているのは要支援1、2の方で、その中でも通所介護のサービスとそれから訪問介護のサービスを利用されている方、現に利用をされている方の受け皿的なものをどう整えていくかということと、地域で介護予防をどう進めていくかの2点にあらうかと思えます。

まず最初の1点ですけれども、その新しい総合事業、介護予防生活支援サービス事業の中でこの3月末時点の例でございますけれども、通所介護を実際に利用されている方が19名、訪問介護の方8名ということで、先ほど通所系、訪問介護系でくくっておりますので、さらに具体的にしていきますと27名の方というふうになっております。

これらの方への対応は第6期のこれから始まります第6期の介護保険計画の事業計画の中に位置づけてまいります。これらの方の受け皿として考えられますのは、村が指定した既存の介護保険事業所を利用するですとか、それから新規の事業所の開拓に努めるなど、それからお話にございました生きがい型のデイサービスの方の活用等あらうかと思えます。

詳細につきましては、この第6期の計画の中で山形村高齢者保健福祉運営協議会において、この村民の皆さんに十分にご協議をいただきたいというふうを考えております。参考までに申し上げますと、生きがい型のデイサービスの現状でございますけれども、現在毎週火曜日と金曜日は1日利用ということで、それぞれ約11名の方がご利用をされております。それから、毎週木曜日は半日ということで、こちらも登録者が10名という現状になっております。

大分利用者の方が増えてきております現状がありますので、また担当の方でも検討を加えまして、さらにもう1つ曜日を、実施する曜日を追加することも検討し

ている最中でございます。

また、ご利用者ご本人のご意向がございますので、このまま要支援の方たちが既存のその介護保険事業所等のサービスを継続して利用されたいのか、お話にございました生きがい型のそういう介護保険とは切り離した形での事業利用を望まれるのか、その辺も一番にはご利用者の方の意向を踏まえながら、村としてどういう対応が望ましいのかを慎重に考えてまいりたいというふうに思っております。

もう1点、NPO法人の関係ですとか、それからサロン運営の関係のご質問をいただきました。NPO法人に関しては村が直接窓口という対応をとっておりませんので詳細は把握してはおりませんが、1つ身障関係のグループでNPO法人の方の関係するグループ活動というのが行われております。

それから、サロン運営に関しましては、社協の対応として後方支援がなされておりました、それについては3つのグループが活動をされており、たびたび保健福祉センターの会場を利用して活動をしております。また、必要に応じて保健師等に話を聞きたいとかそういうご要望をいただいた場合には、職員が対応させていただいている現状であります。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） このその第6次のその計画の中で、これからの6次を立てていくと思うのですが、これからの予定というか日程はどのようになっているのかということ、先ほどの生きがいデイの話ですけれども、今、火・金が大体11名で、あと木曜日に半日ということでやられているということなのですが、どうしてもこの1、2の方が外された場合、この利用を増やさないとやっぱり自宅にこもってしまうとか、いろんな外へ出る機会を逸してしまうとか、とかくそうなってきたりしているのですが、そういうふうにならないためにもやっぱり今やっているサービスも含めて充実させていかないと大変なことになるとは思います、このもう1日追加してということで間に合うのかなというのがあるのですが、この今大体10人ちょっと、11人から9人、11人の利用なのですが、これがさらに人数が増えてきた場合なんか、今生きがいデイが何人で行っておられるのかちょっとわからないのですが、そういう人的な配置なんか必要になってくると思うのですが、そういうのも含めての計画になっていくと思いますけれども、傾向としてはどうか、それはどのようにされるのか。

また、この今後の6次の計画についての今後の予定は、29年までにどのようにさ

れるかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 塩原保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） 先ほど来本当にその特に通所介護を利用される方の受け皿をどうされるかというところが一番の懸案事項かと思えますけれども、国の方でもこの制度を円滑に移行するためには、まず当初は現在の介護保険事業所が、本来は村が指定をした事業所のみ継続して要支援の方たちが同じようなサービスを受けるために利用できるというふうになっているのですけれども、当初はみなし指定ということで、そのまま事業所の受け入れが可能であれば、現在その介護給付での通所介護を利用されている方は、同じ事業所を村外のそれは事業所に対しても同じですけれども、利用を継続して利用することができるという、そういう制度になっております。

ただ、その際の利用等について、またこの第6期の計画の中で利用料をどのように設定していくかというのは村の仕事として村が設置するという、村が決定するという、そういう仕組みになっております。

あと生きがい型のデイサービスの関係でございますけれども、これは現在社会福祉協議会の方への委託事業ということになっております。その中で今現在のその介護保険の要支援1、2とは関係のない方にご利用をいただいているわけですけれども、やはり閉じこもり予防という観点からご家族の方が心配されたりですとか、ご本人が希望をされて利用したいというそういう希望の方が徐々に増えつつありますので、もう1日、曜日を増やすという、そういう検討段階に入っているという現状であります。

それから、先ほどの山形村高齢者保健福祉運営協議会の今後のスケジュール予定でございますけれども、6月に第1回の会議を開きまして、以後予定としては計5回予定をしておりますが、その議事の進捗状況ですとか内容の検討等必要であれば回数は若干変動もあろうかと思えます。

第6期の計画が平成27年4月からになりますので、最終的なまとめは27年の3月までにはまとめ上げるという、そういうスケジュールで現在動いております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 先ほど生きがいデイの受け入れは介護認定を受けていない人たちが行っておられるということで、この要支援1、2の人たちが外された場合、ここでの違うサービスもあるのですが、ここでの受け入れが非常に大事になってくると思えますけれども、その場合の人数的に言って1、2の方、大体55人ぐらいいるので

すが、この半分の方が利用されるにしても、1日増やしてやるだけでは足りなくなってくる可能性があるような気がするのですが、そういう場合も含めて今、社協の方へ委託でということをやっていると思うのですが、村が補助金を出してやっているのですが、どうしてもこう1日増やしてこの人たちの受け入れも含めてやっていくというのは非常に大変に、足りないのではないかと思うのですが、そういうのも含めて今後の計画の中に入れると思うけれども、その1日増やすことでこの要支援の人たち、外された人たちも受け入れが大丈夫なのかなというのがちょっと心配がありますけれども、そういう点ではどうでしょうか。

それから、村内、同じ今まで要支援で利用されていた事業所が、そのまま本人が希望であればそのまま移行して利用料が発生してくると思うのですが、できるということなのですが、それで、5回の会議の中でその事業者も含めての検討ということもされて利用料の決定から始まってやられるのかどうかちょっとお聞きします。

○議長（平沢恒雄君） 塩原保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） ただいまのお話でございますけれども、ご存じのように介護保険の中の通所介護と訪問介護は村の主体事業ということ、市町村の実施主体事業ということで移行をされますけれども、この介護保険制度において要支援1、2というそういう介護給付の制度そのものはなくなるわけではございません。

ですので、従来のように福祉用具の貸与を受けたいですとか、訪問介護ではなく訪問看護を介護保険の予防給付として受けたいという方は、今までと全く同じようにサービス利用の継続は可能というふうになっております。そうした中で同じように例えば村内の幾つかの介護保険の通所介護を担当している介護保険の事業所がございませけれども、そちらの方を村が指定して協議が成立していく中で、介護給付と同様に村の実施主体である事業ではありますけれども、同様のサービスを受けていくということとは可能になるというのが前提となっております。

おっしゃるようにその利用料の自己負担、利用料の全体額とそれから各利用者の皆さんに自己負担をしていただく金額については、まだ国の方からガイドライン等が出ておりませんので、具体的に幾らになるということは申し上げられませんが、国の方の想定の中では、介護給付の方との均衡制を図りながら、市町村がどういうふうに単価設定をしていったらいいかというガイドラインが今後示されるようになっておりますので、そちらの方に注視しながらきちんとした設定ができるように図ってまいりたいというふうに考えております。

なお、先ほどの運営協議会の中には訪問看護の事業所ですとか、それから介護保険の事業所ですとか、それからもちろん1号の被保険者の方、2号の被保険者等いろいろな方が委員の中に入られておりますので申し添えます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 質問1の2の問題については、今以上にサービスが落ちることがないように、また受けられない、サービスを受けられない人たちが出ないように方策で計画をしっかりと立てていただきたいと思います。

それから、この初めの発言の2つ目の2割負担の問題ですが、今国会でちょうどやられていまして、結局は2割負担になればどうなるというので国の中で結局280万円、1割から2割についての負担になるについては、年金収入が夫婦で350万円なら負担できるとしていた家庭調査のデータが誤りだったということで撤回までしています。

それから、収入から支出を引いて60万円の余裕があるので2割負担増は可能としていた根拠もすべて撤回されたという記事が載っていましたが、やはりこの2割負担増というのは、本当に国民にとっては非常な生活負担になっているということで、村長さんがさっき言われましたような答弁の中でもやはり運動を、その困るという運動次第では1つずつ切り崩され、国の方でも切り崩されていくのかなというのを感じています。

昨年の12月に行われた要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出についても、これ同じ内容だったのですが、議会としても国へ意見書を出しました。そういうことを通じての運動も実ってきてこの2割負担というのが撤回までにたどり着いたかなという感じがします。

ぜひやっぱり村としてもこの制度自体がその民医連の実態調査の中でも、この医療介護の総合法案が通ればどうなるかというのに対して、3割以上の市町村が受け入れができなくなる、今以上にサービスが低下してしまうというアンケート調査にも出ています。そういうような関係で、やっぱり皆さんの村やまた住民の声を大きくしていければ、この法案はやっぱりサービス低下にならないように廃案にできるのかなという考えでいます。ぜひもう1回村長にお聞きしたいのですが、先ほど答弁で言われましたが、やはりこういう問題は医療、福祉の現場だけではなくて地域みんなで支えて、守っていかないとなかなかこの地域で安心して生活できる、安心して医者へかかれるという状態からかなり後退してしまうと思いますので、そういう点で村長は今後この

先ほど考えを述べられたのですが、この法案に対してその地域での取り組み、福祉課の方でもかなりきめ細かくやられているのですが、村長としてもいろんなところで声を出して行ってほしいと思いますが、その点でどうでしょうか。そのことをお願いしましてこの質問を終わりにします。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長、答弁願います。

○村長（百瀬 久君） 先ほども答弁しましたがけれども、どういうことになろうと福祉がこれ以上、今以上に悪くなるようなことはしていかないという気持ちであります。

山形村は先ほども課長が答弁してくれましたけれども、介護事業は一定の充実が図られているというふうに私は判断をしています。日本一明るく元気な村づくりの健康と観光の方針を達成するには、この福祉や介護の充実が欠かせないことは事実でございます。元気に推進するには住民の皆様の協力が必要でありますので、また大池議員にもよろしくご支援、ご協力をお願いして進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員、いいですか。

○1番（大池俊子君） はい。

○議長（平沢恒雄君） それでは、大池俊子議員に、次に質問事項2、「開村140周年の取り組みは」について質問してください。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） それでは、2つ目の質問をしたいと思ひます。「開村140周年の取り組みは」、村長の3月議会の施政方針演説で、今年日本一明るく元気な村づくりをスタートさせていますので、ぜひ開村140周年のお祝ひをしたい。そこで各種イベントには開村140周年記念の冠をつけて活動していただきたいと述べられました。

しかし、130周年記念のときは平成の大合併の嵐の中で行わなかったと言われるように、自立の道を健全な財政運営で確実に歩んでいる村だからこそ140周年記念は節目として計画的に行うべきと考えます。

そこで質問、1つ目にイベントに冠をつけるのではなく、開村140周年記念事業として位置づけ、実行委員会を立ち上げてはどうですか。

2つ目に、「館報700号記念事業、夏季の巡回ラジオ体操開催事業の進捗状況は」ということで、これ、140周年には直接関係ないと思ひのですが、夏季の巡回

ラジオ体操についてもこのところへ冠をつけて行うという報告がありましたのでお聞きします。

これで1回目の質問にします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、2つ目の質問にお答えします。

この質問は質問の相手が私と教育長になっていますが、あらかじめ教育長と調整をいたしまして1番目の回答を私がし、2番目の回答は教育長に回答していただくということにしますのでよろしく申し上げます。

それでは、140周年目の節目の事業として、限られた1年の期間内で実施となりますけれども、既存の事業に冠をつけて例年以上に盛り上げて開催する事業として、大池議員の提案のとおり140周年記念事業としての位置づけはやっぱりきちんとした事業化をしていかなければいけないかなというふうに思っています、実施する事業というふうに考えております。

詳細については補正予算後の実施となりますけれども、当初140周年目の関連予算として200万円の確保をしておりますが、実行委員会組織として活用しやすいように、この6月の定例議会補正予算案として、企画費への消耗品へ計上をいたしました200万円を、140周年記念事業交付金へ予算の組みかえをお願いしております。

事業内容につきましては、先般有志によってたたき台となるイベントを計画を出していただいていますけれども、今年は長野県の山の日の制定や松本山雅の後援会山形支部の発足の年でもあり、関連したイベントを140周年記念と位置づけて実施をしていきたいと思っております。

140周年という10年区切りの記念事業ですが、前回120周年記念事業から20年間を振り返るとともに、今後10年後の150周年記念事業につながる事業になるように少しでも多くの住民の皆さんが参加、協力していただくように考えております。それで、実行委員会組織としての体制づくりを今して進めている段階でございます、事業企画内容の決定と準備を進めるためには、早々には実行委員会を公募しながら進めていきたいというふうに思っておりますのでご答弁いたします。

以上、1番の答弁を終わります。

○議長（平沢恒雄君） 山口教育長。

(教育長 山口隆也君 登壇)

○教育長(山口隆也君) 2番目の「館報700号記念事業、夏季巡回ラジオ体操開催事業の進捗状況」についてお答えをいたします。

山形村公民館報は今年の8月に700号が発行されます。昭和25年8月に創刊され、以来64年にわたり今日まで村民の皆さんが意見を交換し、発言することのできる情報誌として多くの村民の皆さんから愛読され現在に至っています。

歴代の編集部員の皆さんが忙しい仕事を割いて編集に当たっていただいていることに対しまして深く敬意を表するところであります。館報700号は12ページフルカラーで、64年にわたる館報の歴史を振り返るとともに、新しい時代の館報に向けて住民の皆さんからの声を集めるなどの企画になっています。

次に、夏季巡回ラジオ体操ですが、今年の8月24日、日曜日にトレーニングセンターグラウンドで開催され、この体操の様子はNHKラジオ第一放送で全国に生中継されます。今年度は全国53会場で開催され、長野県では唯一山形村で開催をされます。

6月6日に主催のかんぼ生命、NHK等と第1回の打ち合わせを行い、8月24日の開催に向けての準備や当日の運営方法について説明を受けました。参加者は1,500人を目標にしています。これから関係団体等で実行委員会を組織して推進していく予定にしております。

以上です。

○議長(平沢恒雄君) 大池俊子議員。

○1番(大池俊子君) 先ほど公募による実行委員会の立ち上げと言われましたが、もう6月ですから非常に忙しいと思うのですが、どういう方を公募と言いますが、だれをいつごろ、それから何人ぐらいの計画でどの何日ぐらい、何回ぐらいを予定しているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、その山の日の制定とか、それから山雅、いろんところでその冠をつけてというのはできると思うのですが、この200万円の企画費へ組みかえて交付金として出したその200万円のその使い道というか、は具体的には大体どういうところへどのように振り分けていくのかとか、そういう計画がありましたらお願いします。

○議長(平沢恒雄君) 中村総務課長、答弁願います。

○総務課長(中村康利君) 先ほど村長が申しあげましたように冠をつけるイベントと独自イベントというような形で5月の、1カ月ほど前ですか、有志の方に集まってい

ただきまして、少したき台的な構想を出していただきました。その中で冠としましてはつい先般またひょう害等があったものですから、少し配慮しながらまた考えていかなければいけないかと思えますけれども、清水寺周辺のところです。LEDのキャンドルをとすとか、あと山形じゃんずら、それから先ほど言いましたラジオ体操等には冠をつけたらどうかというような今構想でいます。

それから、独自イベントとしましては、当然今年が140周年というPRもしたいということで横断幕、懸垂幕等をつくっていききたい。それから、できれば全戸に140周年という中での記念のものを何か配布できればというようなこともひとつ考えております。

それから、今年は長野県としましても山の日を制定しまして、それとタイアップした事業というような形の中で、先ほど午前中に竹野入議員からもありましたように山形村の最高地点へケルンを設置したらどうかというような構想もございます。これも1つの区切りとして140年のときにこういうものをつくったのだという思い出が残っていけばいいのかなというような構想がございます。

それから、今月の初めでしたか、松本山雅の山形村の後援会ができました。その中で11月にまた山形村での山雅デーがあるというふうに思われますので、そこにまた一緒に協賛的な事業ができればいいかなと。これは後援会の会員も増やしていきたいというような思いもありまして、その辺に例えば何名かの方を招待するとか、そんなような構想を持っております。

それから、120周年記念事業の段階で村に功労があった方に対しての感謝状、それから功労賞等の表彰を行った経過がございます。既にそれから20年経過しているという中で、この20年間に功労があった方に対しては功労賞を贈呈したらどうかというようなことで、できれば新年会の席あたりで兼ねてできればいいかなというような構想があります。

それから、150年につなげていかなければいけないという意味合いもありまして、ここ20年間の年譜的なもの、記録でパンフレット等を作成をしていききたいというふうに考えております。それ、先ほど言いましたように今200万円の使い道でございますけれども、まだ具体的にすべて決まっているわけではありませんので、全体で200万円という中で、先ほど言いましたように全戸配布する記念品の代金、それから山にケルンをつくる費用、それから山雅で山形デーのときに少し協賛的に使える費用、そのような形の中で総枠で200万円ぐらいをとという形で、当初予算に盛りました消耗品

から実行委員会の交付金へという形をお願いをしたいという形で今回提案をさせていただきます。

それから、実行委員の公募でございますが、当然今回の予算、6月20日に議決という形を経た上でないと執行ができませんので、まだ私たちとしましてはできればもう6月20日過ぎ早々に村内のYCS等を利用した中で、または回覧板等を使った中で募集をかけていきたいということで、特に人数がどうかとか、どういうところからという形ではなくてとにかくイベントに参加できる方、またそれに協力をできる方ということで、住民主体のイベントというふうに持っていきたいと思っておりますので、特に人数制限とかそういうのはとりあえず考えなく、とにかく手を挙げていただいて一緒に参加していただく実行委員を募集していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） イベントについては大体今あるいろんな行事の中で、その中で充実させていくということでわかりました。この20年間の振り返りということで記念配布されるということですが、これも実行委員会の中でその原稿とかいろんなを集めながら企画、やっていくということでいいでしょうか。

それから、700号の記念事業は、本当に140周年以上に700号というのは記念すべきものだと受けとめています。夏季巡回ラジオ体操についてもせっかく長野県で1個、去年は松川でやられたのですが、1,500人規模ですから村民運動会以上の取り組みをしないと集まらないのかなと思っています。今学校支援の方も非常に活発にやられていますので、いろんな方向で村民の皆さんに集まっていただけるような取り組みをしていってほしいと思います。

最後に、先ほどの記念の配布ということでどういう中身で、記録なんかも含めると思うのですがやられるのか、配布は具体的にいつごろ配布されるのか、計画がありましたらお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 各戸に配布したい記念品につきましては、当然実行委員会を立ち上げた中で、それぞれもう少し意見を詰めた中で、内容も考えた上でつくっていききたいというように考えております。

それから、当然限られた予算の中ですので、そんなに大々的な例えば冊子的なものにはならないだろうというふうには見ておりますけれども、当然山形村もここまた

20年間の間に新しく山形村に入られてきた方等がいらっしゃいます。やはりその人たちにこの20年間にこんなことがあったとか、その村の歴史をある程度知ってもらおうというようなことで、地域のコミュニケーションづくりにもつなげていきたいという思いもありますので、これにつきましては多分年度末ぐらいになろうかと思えますけれども、その辺をめどとしまして全戸配布という形で考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○1番（大池俊子君） この問題についてはいいです。

○議長（平沢恒雄君） いいですか。それでは、大池俊子議員に、次に質問事項3、「自校・自園給食をさらに推進するために」について質問してください。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） 最後の3つ目の質問をしたいと思えます。「自校・自園給食をさらに推進するために」ということで、国の2014年度の農林水産予算の最大の特徴は、TPPを前提とした安倍政権の農政構造改革を全面的に前進する予算となっています。TPPに参加すると食料自給率は14%まで落ち込むと言われていています。今でさえも店舗、スーパーなど店舗に並ぶ肉や納豆、外国産でいっぱいです。TPPでISD条項などが入っていますが地産地消も危ぶまれる状態になってきます。

しかし、山形村は農業を基幹産業として位置づけ、農業収入も確保でき、スーパー、ファーマーズガーデンでも野菜の直売コーナーも設けられ地産地消も定着しています。特に学校給食では、山形村産の野菜は30年に及ぶ生産者からの直接の受け入れで日本一おいしい給食となっています。

長年にわたる栄養士、調理員、生産者の方々の連携で守られてきました。数年続けられている生産農家との給食交流会は今年は全学年で行う予定になっています。昨年からは始まった2年生の大豆の種まき、管理、収穫、加工への援助など地域の学校支援の1つにもなっていると思えますが、非常に定着して今年も2年生のをやられています。地産地消の食育の授業もさらに大切になってきています。

そこで質問します。地産地消や自校・自園給食をさらに発展させるためにも村としての考えは何かありますか。国では日本の食魅力再発見、利用促進事業において、学校給食における地場食材の利用拡大を図るとしています。

2つ目に、学校も保育園も正規調理員は定年退職で数年後にはいなくなってしまう

ます。計画的に正規調理員の確保はできないでしょうか。そして、大事な食育として子供たちの元気の源である自校給食を続け、調理の民間委託は絶対にさせないでほしいかどうか、お考えをいただきたいと思います。

これで第1回目の質問にします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に教育長、答弁願います。

山口教育長。

（教育長 山口隆也君 登壇）

○教育長（山口隆也君） 「自校・自園給食の推進について」お答えをいたします。このご質問は質問の相手が村長と教育長になっていますが、あらかじめ村長と調整をいたしましたので私からお答えいたします。

まず、「地産地消や自校・自園給食をさらに発展させる考えは」についてお答えをいたします。地産地消はつくり手が見え、安心安全である。季節が見えない食品が出回っている中、新鮮な季節の食材で季節を感じるができる。自分の住んでいる地域を知ることができ、郷土を愛する心が育てられる。生産者の苦勞を知り食材や生産者への感謝の気持ちを持ち、残さないで食べようとする気持ちを育てられることなどから子供たちの豊かな育ちの基盤と考えています。今後の計画では山形小学校で山形村産の米を使った給食ができないか検討をしています。

次に、「計画的な正規調理員の確保はできないか、調理の民間委託は絶対にさせないでほしいが」についてお答えをいたします。ただいま申し上げましたように地産地消や自校・自園給食をさらに発展させるための仕組みを検討してまいります。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） その民間委託というのは、前に行政改革プランの中でも中では民間委託というのが出てきています。その後の中でもやっぱりこの自校給食というのを充実させる中で、民間委託というのはよくないというのを調理員さんや学校関係者、栄養士さんの中でも非常に言われているわけですが、ここでその自校給食という点についての検討なんかは今までにどの程度に行われて、結果としてどうなったかと、結論は出てきているのかという点をお聞きしたいと思います。

それから、正規調理員の件ですが、やっぱり責任を持った安心したおいしい料理をつくるというのは、正規の調理員でなくては責任持ってできないというのが今の状態になっています。

また、臨時の方でもかなりしっかりやっけていただいている方もたくさんいますが、そういう中で正規でなくても嘱託として完全に臨時という形でなくて、嘱託とか正規とかというところでの踏み込みはもう目に見えて、目先が見えていますので、そういう検討、結論というのは出されるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、先ほど教育長さんの返答をいただいたのですが、最後に村長としてこの自校・自園給食というのをやっぱり日本一明るい、日本一すばらしい学校給食だと思っているのですが、それを続けるためにはどうするかとか、どういう構想を持って進めて、村長としてどういう受けとめをしているのかをお聞きしたいと思います

その2点。

○議長（平沢恒雄君） それでは、1点について山口教育長、お答え願います。

○教育長（山口隆也君） 自園給食とそれから委託と言いましても、委託と言いましても自園給食です。自校給食・自園給食になるわけですけれども、現在委託の方法もいろいろ変わってまいりまして、今老人福祉施設なんかはほとんど民間に委託をしている格好をとっていますが、やはり学校の場合、保育園の場合でしたらやはり食育という部分が非常に大きい部分を占めていますので、やはり先ほど私、1回目の答弁で申し上げた内容がまさに自校・自園給食でなければならないと思っています。

ただ、自校・自園給食はやはり村の職員が直接つくる方法、それから今は民間委託という方法もありますので、今後どんな方法がいいかは検討してまいりたいと思います。よく山形、鉢盛中学校も自校給食なのですけれども、こちらに転勤で来られた先生、異動してこられた先生たちは、やはり給食がおいしいということで評価をいただいています。なのでそういうことも踏まえた中で、今後社会情勢も変わってまいりますので検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 次に、百瀬村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 今のところ基本的な考え方は教育長と同じであります。私が見たいのは、山形小学校が日本一おいしい給食をいただいていると、これは本当に誇れることだと思いますので、そういうことを維持できるような形で継続していきたいということを考えているということで申し上げておきたいと思っています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） ここに職数と調理員さんについての非常勤調理員が70%以上の施設ということでちょっとデータをもらいましたけれども、県下で72の施設が70%以上の臨時の調理員でやられているというのがあります。

確かに臨時だと正規の人よりかなり格安で頼めるということでそういうこと、行革の中でもそういう感じで経費削減でやってきたと思うのですが、本当にこの充実して子供たちがここで住んでいて健康で明るく住んで、また日本一明るい村づくりをするには、そういう面も含めてやっぱり調理委託という方向でなく学校・保育園できちんと給食をつくっていくのだという村の基本方針をきちんと立てながら、確かに経費削減で安くしようと思えば幾らでもできるという状況はありますが、先ほど教育長言われたように食育という観点から見てもそこは基本線として守っていただいて自校・自園、また調理委託はさせないで、学校の中で正規または嘱託の調理員さんたちの中できちんと守っていくという点で、ここでそういう発言をしていただきたいと思うのですがお願いします。

それから、先ほどからちょっと言ったのですが、今以上にみんな学校なんかでもどうやったらこの地産地消という点で、教育という点でできるだろうかということで、この前もちょっと言われたのですがおやきですか、学校で何年生かやられたのですが、そういう工夫も。

○議長（平沢恒雄君） 時間が来ましたので質問を短い時間で端的にお願いします。

○1番（大池俊子君） はい。そういうことでやっぱりいろんなところで工夫してやっていくという点からも、もう少しみんなで考えるということで、村の方からもそういう点で協力いただけたらと思うのですが、その点で回答をいただいて終わりにします。

○議長（平沢恒雄君） それでは、山口教育長、答弁願います。

○教育長（山口隆也君） 給食に関しましては、山形小学校から言えば教育計画というものに沿って給食事業を実施していますので、この教育計画というのは栄養士が中心となって年間の計画をつくっていますので、その中で計画的に実施をしていくということになると思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 以上で大池俊子議員の質問は終了しました。

◇ 籠 田 利 男 君

○議長（平沢恒雄君） 次に、質問順位6番、籠田利男議員の質問を行います。

籠田利男議員、質問事項1「長野県中小企業振興条例の対応について」を質問してください。

籠田利男議員。

（6番 籠田利男君 登壇）

○6番（籠田利男君） 議席番号6番、籠田利男であります。

先に村長からのあいさつにもありましたけれども、また何人かの議員さんからもありました。被害に遭った地域の議員の1人として、一言先に述べさせていただきたいと思えます。

南部の農家の方々が先日皆様言われたとおりひょう害など大変な被害に遭われましたことに心よりお見舞い申し上げます。私からも最善の補助、支援を早急をお願いしたいと思います。

それでは、質問事項に入ります。

「長野県中小企業振興条例の対応について」ということで、県の方で長野県中小企業振興条例を3月14日に可決して、3月20日に条例を制定しました。この長野県中小企業振興条例、これは長野県条例の第15号だそうですが、前文の中に「こうした中小企業者が挑戦し、中小企業が発展していく物語は未来を担う子供たちに夢や希望を与えるに違いない。そして、その発展の先には年齢、性別、国籍及び障害の有無にかかわらず、県民一人ひとりがそれぞれ能力を発揮して生き生きと働き続けることができる社会が期待できると。そのためには中小企業の自主的な経営努力に加え、県民の理解と協力のもと県、国、市町村との関係団体等が連絡して中小企業者の挑戦に応援していくことが必要である。ここに中小企業者が未来に希望を持ち、新たな挑戦を行うことにより一層発展することを目指してこの条例を制定する」とあります。

また、この県の中小企業振興条例の施策の中に12の推進事業、支援事業があります。この条例の中には取り組み方によっては村の小規模事業者にとって後押しになることかと考えられます。これから村としてこのような中小企業振興条例の対応等の考えをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対し、村長、答弁願います。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) それでは、籠田議員の質問にお答えします。

1 番目の質問でございますが、「長野県中小企業振興条例の対応について」のご質問にお答えします。

長野県中小企業振興条例は、中小企業の振興に関し基本理念を定め、県の責務等を明らかにし、施策の基本事項を定めることにより、総合的な中小企業の振興を図り、地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展に資するため、中小企業の振興に関し条例を制定したものと聞いております。

村では、山形村商工業振興条例が平成4年度に公布され、平成5年4月から施行されております。商工業振興対策事業・商工業指導事業・商工業労務対策事業・商工業振興資金融資斡旋事業など商工業の振興に必要な事業を実施してきています。

新たな「長野県中小企業振興条例」の制定によって、中小企業者の自主的な経営努力や新たな事業への挑戦が促進されるとともに、県により中小企業の振興に関する施策が総合的に策定、実施され、合わせて中小企業者の支援に向けて県や市町村などの各関係者の連携、協力が促進されることと思います。

県や他の市町村の動向に注視しながら、山形村においても商工会と連携のもと産業発展の原動力であり、地域社会を担う重要な存在である中小企業を全面的にバックアップしていきたいと考えていますのでご答弁いたします。

○議長(平沢恒雄君) 籠田利男議員。

○6番(籠田利男君) ありがとうございます。現在村の小規模企業者は234社であります。また、商工会会員は144社となっております。今現在村の大半の小規模企業者はアベノミクスの恩恵もなくガソリンを初めとする燃料の値上がりや円安、8%消費税の増税によって大変なことになっております。中小企業振興条例の基本理念に県、国、市町村、中小企業者、関係団体等が相互に連携するとともに、県民が協力することとなっております。

先ほど西牧議員からもワイン特区の質問がありましたけれども、どうか村より最大限の後押しをしていただき、村の目標である元気で明るい村づくりを目指していきたいと思っております。

ありがとうございました。

○議長(平沢恒雄君) 質問事項1についてはこれで。

○6番(籠田利男君) はい、結構です。

○議長（平沢恒雄君） いいですか。それでは、籠田議員、次に、質問事項2「山形村のこれからの観光産業について」を質問してください。

籠田議員。

（6番 籠田利男君 登壇）

○6番（籠田利男君） 「山形村のこれからの観光産業について」ということでご質問を申し上げます。

山形村観光協会の組織なのですが、職員を採用してから動き出して5年目となりました。しかしながら、正式な事務所も見えた方を案内する車也没有。村の仕事をしているのに職員の車も使用している状態にも問題があります。村には観光に力を入れていくとのことですが、これから先どのようにしていくことが望ましいか、村の計画、思いをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） それでは、ただいまの質問に対して。

○6番（籠田利男君） もう1つよろしいですか。

○議長（平沢恒雄君） いい、それでは2番目も来る？

○6番（籠田利男君） わかりました。

○議長（平沢恒雄君） それでは、（2）の方まで引き続いて質問をお願いします。

○6番（籠田利男君） はい。では、2番目の件なのですが、JAハイランドの、JA松本ハイランドのお隣のAコープの跡地に対しての昨年12月に企画書の方を提出させていただきました。今現在村に観光に見える方はそば集落をのぞき、村の北の端、アイシティ、または南の端、ファーマーズガーデンあたりだと思いますが、で帰ってしまう状態です。村の中心であるこの跡地を活性化の場として生かすのにどのような方向性をお持ちなのか、お考えがあればお聞かせしたいと思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対して、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、2つ目の「山形村のこれからの観光産業」ということでお答えしたいと思っています。

まず1番の「観光協会の今後について」ですけれども、村の第5次総合計画では村の観光・交流の中核を担う観光協会の運営について村は育成支援するとしてあります。

このような中、現在観光協会が設置している観光案内所の2名の職員の人件費等は村の費用で賄われておりますし、商工会内の観光担当職員1名の給与等につきましても商工会への補助金を増額して対応させてきております。今後観光協会が行う観光交流や観光振興事業がより充実し活発になるなどして、ハード・ソフト物心両面にわたる手狭、あるいは人材不足等が生じてくるようであれば、村としてのさらなる追加支援等は検討してまいりたいと思います。

続きまして、2つ目の「Aコープ跡地を利用した農産物直売所構想についてどのように考えているかについて」お答えしますと、この質問につきましては、昨年12月の議会にも取り上げられお答えしたと記憶しておりますが、構想自体は否定するものではありませんが、お聞きするところによりますと昨年度末、観光協会役員会においてこの構想について全役員一致の賛成は得られなかったと聞いております。

実際に跡地に直売所を設けるとなると、土地の手だてや建物などの費用負担などを初め継続性、採算面などあらゆる角度から検討が必要になるかと思っておりますので、したがって現在のところ明確な農産物直売所構想は持っておりません。ということでお答えしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） 最初の1番目の質問に対してですがありがとうございました。現在協会が少しでも自立しなければと予算も場所もない中、軽トラを使いまして軽トラ市など少しでも収益を上げようと頑張っております。

しかしながら、イベント行事や収益事業をしたくても核となる場所も資材もありません。本年度はこれから先の村の観光のあり方も踏まえ考慮した支援をお願いしたいなと思います。

2番目の質問、JAハイランドの跡地に対してですが、やはりどの観光地を見てもそうですが、中心にお客を呼ばないことにはどうにもなりません。村の中まで見えていただいて、食事もしていただける。また、野菜や果物、ワインなど物品も買っていただける、金銭が村に落ち農業、商業、飲食、村も活性化の方向を向くこととなります。

また、先ほどの質問でもお話ししましたが、核となる場所がございません。この場所があれば農産物加工品、工芸品、そして野菜や果物を使ったお菓子、食事などいろんなものが販売できます。そして、村の人たちの雇用にもつながっていきます。

今エポック館で加工ができるということですが、今の現状は一般の人にはあきかな

く、なかなか使いといいますか、そこで加工はさせてもらえないような状態だと聞いております。今現在高齢で農業をされている方は、これから先T P Pに対応した農業等は大変かと思われます。自分でつくられた野菜や果物を自分たちで加工し、自分たちで販売できる場所を用意してあげることが、高齢者に対して元気な村になり、それが一番日本一元気な村づくりにつながるかと思えます。

マレットやスポーツも大切ですが、少しは収入にもなり張り合いのある生き方をこれからの高齢化を迎える方々に用意していただければと考える次第でございます。先ほどひょう害の視察を行いましたということでお話ししましたけれども、出荷途中でひょうに遭われたレタスを見て数人の議員さんから言っておられました。観光協会はどうかならないかと。私がいたからかと思いますが、今は決められた日だけ駐車場を借りて行く軽トラ市しか手だてはできません。大変な目に遭われた農家の方々のためにも協会がお客様を呼べますが場所はありません。どうか先を見た農業、今は農・商・工連携の時代です。いかに連携のよさが村をよくし元気な村にすることができるかということになります。

ひょう害や霜、大雨等どんなときにもいろいろな職種の方々が連携し対応ができて6次産業化も含めた先の見通しをお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、難しい、できないではなくどうしたらできるのか、みんなで検討して一歩でも前に進む村づくりが村を元気にさせることと考えます。よろしくをお願いします。

以上、私の質問を終わります。

○議長（平沢恒雄君） これに関しての答弁は。

○6番（籠田利男君） あれば、済みませんが、それではお願いします。

○議長（平沢恒雄君） そうすれば答弁をお願いしたいわけですが、それでは中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 私も村の立場、あるいは観光協会では副会長というような立場でちょっと中間のような立場なのですが、実は昨年今出ましたように農産物設置の企画書というのを見させていただきました。先ほど村長が答えたとおりのときにもちょっと私も副会長という立場でしたけれども、5名の副会長がいたのですが2人の方は反対だったと。反対ということでした。

今年副会長さんも変わられましたので、まずは観光協会内部でもう一度このことについては話し合っていたいただきたいと思いますし、それから観光協会のトップだけで決

めるのではなくて、ある程度やっぱり理事とか総会があったのですけれども、この前の総会にもこのことは全然話されませんでしたので、案外知らないのではないかなというふうに思います。

ですから、観光協会としても会員さんにこういった話をよくしていただいておりますし、したいというふうに思います。その上に立って今、村との協議も必要かと思っておりますし、跡地を借りるということになりますと契約の問題もありますし、お金の問題もあります。観光協会といえどもご存じのとおりほとんど村からの補助金で成り立っているのが現状でございます。そんな中でやはり村も長期計画というものもございますので、簡単なお金で済めばいいのですけれども、そういうような場合はある程度村民の合意というものも必要かと思っておりますので、もろもろの面から検討させていく必要があるかというふうに思っております。

いずれにしても村も農業、それから商工業、観光という連携をとっていくということには変わりないと思っておりますので、連携を図る中で一步でも進めていく必要があろうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） それでは、ちょっと補足をさせていただきたいと思っております。私は健康と観光ということで、観光をテーマに売り出しているわけですが、観光協会が村の業務を、業務というか、やっていただくというような形だった経過もいろいろと聞かせていただきましたが、やっぱり山形村をPRする1つの一番大きな要素の中に観光協会、観光がありまして、観光協会があるというふうに思っておりますので、観光協会の発展にはいろいろと応援をしていきたいと思っております。

ただ、私は昨年観光ビジョンがつくられまして、非常にいいものができたというふうに思っておりますので、あれを基本に観光協会としては進めていってほしいと思っておりますけれども、私自身も観光協会が発展するように、昨年を通じながら今年も一生懸命観光協会の実績づくりに応援をしているのが実情であります。観光協会の実績をきちんと評価していただきながら、さらに住民の皆さんのご理解をお願いして発展していくというような段階かなと思っておりますので、先ほどの答弁になったことだけお伝えしておきます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） 村長、副村長ありがとうございました。前向きな考えをいただきましてホッとしております。私も区長という任はおりましたわけですが、いわば観光協会は村から委託されて受託ということではありますけれども、村のことをかわりにさせてもらっているという状況だと思います。そんなことでどうか簡単に考えても、職員のことを考えても、私から考えるに商工会にいる職員は待遇としてはいいのですけれども、お二人の職員の方は、村の仕事をやっっているながらやはり違うのではないかなということを見ております。

しかしながら、一生懸命やっってもらっていますので感謝しているわけですが、どうかそちらの角度からも見ていただいて、いい方向に図っていただいたと思います。ありがとうございました。

では、これで終わります。

○議長（平沢恒雄君） それでは、よろしいですね。

○6番（籠田利男君） はい。

○議長（平沢恒雄君） 以上で籠田利男議員の質問は終了しました。

◇ 新 居 禎 三 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位7番、新居禎三議員の質問を行います。

新居禎三議員、それでは質問事項1「交通弱者に対しての移動の確保、充実について」質問をしてください。

新居禎三議員。

（3番 新居禎三君 登壇）

○3番（新居禎三君） 議席ナンバー3番、新居禎三です。

「交通弱者に対しての移動の確保、充実について」質問させていただきますが、この公共交通については過去の議会の中で何回も質問があったと思います。が、私は今回議員になって初めてということであえて質問させていただきます。

近年、日本の国の中においてはモータリゼーションの発達及び少子高齢化などで地方の公共交通が大変衰退しているというか、地位が下がっている状態であります。そんな中で事業者としても輸送人員の減少等でどんどん路線が廃止されているということでありまして、ここ過去5年間を見ても日本国の中で地方の路線バスが約8,000キロ廃止されているという状況であります。

そういう中で交通弱者にとっては非常に利用できる機会が少なくなっているということで、大変な危機的状況であります。つい最近も長野県内で長電バスが須坂地方の路線バスを廃止するという提案をそれぞれの市町村にしたという新聞記事が出ておりました。この近辺、特に山形線におきましても今のアルピコ交通ですか、私的整理になった再生計画の中で上大池から塩尻間の路線が廃止されてしまいました。

そんな中でこの村の第5次総合計画で作成に当たってアンケートをとったと思いますが、住民の不満の中で満足度が一番低い部分で路線バスの状況が一番低いという結果が出ていると思います。それに対して計画が始まっているわけですが、この1年間具体的に何か計画として作成及びやろうとしているものがあればお教え願いたいと思います。

次に、2点目ですが、昨年12月に国の方において交通政策基本法が施行されました。その交通政策基本法の中では、いわゆるさっき言いました危機的状況にある公共交通をどうしていくのか、改善していくのかという部分で、地方公共団体の責任がある意味条文化されております。

特に村長の言われるように健康、観光の部分でもおいて、この法律の中では一体的な部分として公共交通を含めた中で村の計画づくりをしていきたいと思います。山形村では現在アルピコ交通の路線バス、また松本市がやっています西部地域コミュニティバス、村独自の福祉バス等、朝日村のスクールバスも一部入っていますが、ありますが、そういう意味でこれから先、特に山形村は鉄道が通っていない部分、近隣の駅までの足をどうやって確保するのか等々、ある意味観光産業を含めた中でただ村、村内だけではなくて面的な部分でこれからの公共交通を考えていかなければいけないと思っています。

当然村独自でできることもあるだろうし、近隣の市町村と連携をとりながらやっていく部分があると思います。そういう計画をつくって国なり出せば、具体的にまだはつきりしていませんが、一定の国からの支援もあるような法律だと聞いておりますので、それに対して村はこれからどのような方策というか計画を持って進めていくのかお考えがあるのかお聞かせ願いたいと思います。

3点目ですが、朝、一番の増澤議員の質問にもありましたが、特に私もまだ子供が学校へ行っている部分がありますが、特に高校生、松本や塩尻方面の学校へ通う保護者の方々から非常に通学に不便であると。路線も不便であるし、なおかつ運賃が高いという部分で聞いております。

お隣の松本市においては、旧四賀村地区の中で現在四賀線の路線に対して松本市が一定の事業者に補助を出し運賃を500円打ちどめといいますか、ワンコインあれば終点まで行けるといって実施しております。恐らく多分試行が2年でしたが、それも終わってその後も継続してやっているようです。私もそのアルピコ交通にいた関係でわかりますが、500円になって利用者の数は倍以上に増えています。確かにあれ、松本市になった関係で福祉100円パス、いわゆる100円で乗れるお年寄りの数も当然増えています、それに正規運賃の500円を払うお客さんも増えています。

ある意味アルピコの山形線というのは、唯一山形から松本へ出る基幹の足でもありまして、先ほどの交通政策基本法の中でもやはり基幹の路線にプラス細部にわたる交通網の計画という部分で、この基幹の枝の一番太い部分がなくなってしまうと、それこそ村独自で全部やっていかなければならないような状況になってくると思いますので、そういう意味で現在あるアルピコの山形線、補助するなりいろいろな方策を考えながらこれを残していく方策をとっていかないと、将来にわたって元気な村づくりにしてもお年寄りがいわゆる松本へも出れないというような状況になってしまう。元気づくりどころでもなくなってしまう。これを残す方策をぜひ村としても利用者を増やしていかなければ事業者は当然撤退していきますので、何らかの方策を検討していくようなお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

以上私の1回目の質問です。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、新居議員のご質問にお答えしたいと思っています。

本件は冒頭でもありましたけれども、過去行革の中で廃止になった事項でございますという経過があるのでございますけれども、また時代が変わりましてそういう要望が出されるよう高校生が増えてきたという時代かとも考えております。

一応お答えします。まず「当村で第5次総合計画に当たって平成23年11月に住民アンケートを行っているが、その中で満足度が一番低いものとして路線バスの状況が上がっているが、村としての何か対策はあるか」ということでございますが、まずアンケート調査の結果についてであります、新居議員のご指摘のとおり村総合計画の中で満足度では一番低いものとなっております。

でも、この設問は「路線バスの状況は」との質問に対して「不満である」「どちらかといえば不満である」と回答した方が約1,000名、実は989名の回答の中で445名あったという結果であります。

路線バスの具体的に何が不満なのかまでは設問ではありませんので、漠然とした不満であると回答を受けとめておるといことがございます。例えば1つには料金が高いとか、もう少し夜の便を遅くしてほしいなどとの要望は、現実の対応になっていないというものが想定されます。

公共交通でありますので不特定多数の利用者を対象にしている中で個々の要望、それぞれに合った運行はできない、都合が悪いから利用しないと、利用しないから便が減る、それから料金が高くなるというような悪循環になっているように思います。行政懇談会などで折には主に高校通学者の保護者の方から通学手段の確保を求められておりますが、最低限の朝・夕の運行はされており、例えばクラブ活動で早い時間、または遅い時間の運行を個人として希望されても、個人別に要望は対応できかねるものだというふうに思っております。

村としましてはいかに現在ある路線バスを維持するかが最大の課題であります。とりあえずは広報等で公共機関の利用についてPRを行っているところであります。

2つ目ではありますが今「昨年12月に交通政策基本法が施行され、その中で第9条では危機的状況にある地方の公共交通の確保・改善に対して地方公共団体の責務が条文化されていると。現在当村ではアルピコ交通、松本西部地域コミュニティバス、村の福祉バス等が運行されているけれども、これらの連携を図りながら面的な公共交通ネットワークの構築が必要だと思われる。地方公共団体を中心となり災害時の対応、村づくりの観光との一体化など交通機関の計画には国として支援する仕組みが用意されている、これに対して積極的な推進はないか」ということですが、交通政策基本法においては、日常生活のために交通手段の確保に関する施策が課題となっておりますが、山形村での日常生活の上では医療機関や買い物などに対する環境は村内においては対応が可能であり、福祉バスの運行などで十分とは言いませんが確保されている状況にあると思っております。

国では27年度から7年間の交通政策基本計画が定められることになっており、これに基づいて村での整備計画を策定することになると思われませんが、国からの支援策について当村で活用できる内容のものが示され、住民にとって地域交通として日常生活のさらなる利便性の向上につながるものであれば積極的に国の支援策を取り入れて

推進していきたいと思っております。

最後の質問、3番でございますけれども、質問事項は省かせていただきます。まず路線バスの維持確保のためには利用者の増加を図らなければなりません。運賃助成も利用者を増す有効な方法の1つと考えております。山形村から松本市まで最も遠い上大池からだると770円、三夜塚からでも570円の運賃でありますので500円、ワンコインでの利用とすると1便1車1人あたり70円から270円の行政負担になることになっております。

山形線の一運行、往復の平均乗車人数は約20名となっておりますが、このうち多くは松本市民が市内分を利用しているものと聞いております。1日8往復で365日、山形村住民が平均5名の利用として役場を基準にし計算しますと、1人で1回180円の助成金が必要となります。年間総額は525万6,000円の負担が必要となりますが、路線維持のためにこの負担が妥当なものかの検討の余地はあります。

また、松本方面の利用客には恩恵がありますが、塩尻方面など通学者に対しては別の支援も考えなければなりませんので、公平性も含めて議論が必要かと考えております。

1年くらいを立証実験的に導入する方法も考えられますので、住民の利用者の意見をよくお聞きして、また運行会社との協議や意見を交えた上で実施の有無については検討してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） はい、ありがとうございます。今、村長からお答えいただきましたが、たしか山形村でも過去に高校生の通学バスということで下竹田から広丘の駅ですか、2年ぐらいか、やった経過があるのは私も知っています。

その中で私の聞いた話では、実際の利用される高校生の時間帯等にうまく合わなくてだんだん利用者が減ってきた部分もあるというふうに聞いております。特にその山形村の通学バスだけではなくて、松本市の西部広域のコミュニティバスも実は立ち上げのときに私、協議会の委員をやっていましたのでわかりますが、最初のはっきり言って平均乗車率が1を割っていました。その中で半年スパンぐらいで路線を変えたり、停留所を変えたりいろいろ試行をやってきて今平均乗車率が3人を超えたぐらいですか。そういう意味で行政としての負担もかなり長い目で見なければいけないし、大変な部分があると思いますが、一番はやっぱり利用者の声のある程度聞かないと実

際に利用していただけないという部分が現実であります。

ただ、先ほど村長が言われたように個々の利用者の希望を聞いていけばはっきり言ってこれは収拾のつかない、路線バスなんてできなくなってしまうんですが、ある程度まとまった意見を集約しながらいい形で何らかのものをやっていけばと思いますが、特に今、村長が言われたように塩尻方面が現在通学の足が、鉢盛中学まで行けば朝日村のバスを利用していいということになってはいますが、ただ下竹田の人が鉢盛まで行くということになると、そこにまた親の送迎がついて回るものですから、ついついそのまま広丘の駅まで行ってしまふみたいな形になっていると思います。

その辺は相手があることですから非常に難しいと思いますが、朝日村とも協議しながらせめてちょっと役場ぐらいまであのバスが来てもらえないかなど。そういうのは当然無償でというわけにはいかないと思いますが、隣の朝日村とも協議しながらそういうふうな方法でいろんな方策でぜひまず早急にその高校生の通学の足の確保という部分で何らかの対策を練っていただければと思っております。

交通政策基本法の部分においても、非常にただ路線バスの問題だけではない部分が今度の交通政策基本法でありますので、以前からあります地域公共交通活性化再生法もありますが、これも結局狭い範囲のエリアのコミュニティバス、デマンドバス等の補助制度でありまして、なかなか面的な部分でやっていくとなると大変な部分はあります。いろんな部分をぜひ使えるもの、国の補助等あれば研究しながら、村としても研究しながらいい方向で使っていただければと思っております。その辺ぜひ検討していただきたいと思います。何かお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対して中村課長、お答え願います。

○総務課長（中村康利君） ただいま新居議員さんが申されましたようにコミュニティバスの方は、最近非常に利用率が少しずつ上がっているという経過がございます。これはさっき申されましたようにやはり路線の見直し等を考えているというところで、やっぱり利用者の声を聞いているという形が反映されているというふうに考えております。

私も先日村井駅まで行くコミュニティバスを利用させていただきました。210円という形で村井駅まで行けるのですが、やはり時間が少しかかる。この辺をクリアできれば、クリアといいますか、利用される方が少し時間がかかると承知の上で利用されればかなり広いネットワークでコミュニティバスの利用等はできていくかと思っております。

それから、路線バスでございますけれども、これも当然松本市から山形村というこ

とで、2つの自治体を結んでいる路線ということで、幹線路線というような形で国と県が赤字分を補てんしてくれて今運行されています。ですから、当然運行会社としましても、やはりいつまでも赤字を承知の上で国・県の補助のもとで運行するのはちょっと忍びないといえますか、継続もだんだん難しいだろうという形のことは申されております。

ですから、村としましても先ほども村長も言いましたけれども、やはり1つのワンコインというのは1つの方策かなという思いもあります。さっき言いましたように山形の地形的なものを考えていきますと、どうしても四賀村さんとか朝日村さんのように1カ所の方へ向かっていけばいいというのではなくて、どうしても扇状地といえますか、松本があり、村井があり、広丘があり、塩尻があるというような放射線状への交通体系を考えていかなければいけないということを考えますと、なかなか1路線に絞っての助成というのは難しいかなというふうには思いますが、先ほど言いましたように朝日村さんの路線バス等とかまた協議を重ねた中で、もう少し検討させていただいて、いい方策があればまたそこに乗っかっていくような形を考えていければいいかなというふうに思っております。

それから、村の実施計画の中でも一部28年ぐらいには少し路線バスへの助成もというような形で少し計画的には金額も乗っておる面もありますので、この辺につきましても試行的なことができるかどうかも含めてこれから少し対応を検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） はい、ありがとうございます。1点、今、総務課長がお答えになった中でアルピコ交通が山形線へ県・国から助成いただいているのは事実です。ただ、違いますのは運行補助ではなくて路線バス購入補助金でありまして、今確かに山形線は新しいバスで運行しています。ただ、あれも新車購入に対して半額の補助をアルピコ交通は国からもらって運行しているという中で恐らく2016年、来年ですか、5年の補助金、いわゆる補助金をもらった路線は5年間使いなさいよということで、今年か来年切りかえです。そんな中で当然5年たてばそのバスはどこへ使ってもいいわけで、そういうふうにも実際アルピコでも使っていますが、その路線補助、路線バス購入補助に対しても国の縛りがありまして、1日運行本数が何本と乗車人員が何人等々ある中で、実はアルピコ交通は松本から笹部まで来るバスも、あれも山形線の

位置づけなのです。

といいますのは、さっき言いましたように運行本数に縛りがあるもので、和田へも来ない、奈良井川すら渡らないバスも山形線と称して補助金をもらっているような状況であります。その辺は村としてもちょっと何か言った方がいいのではないかなと。村が補助金を出しているわけではないからあれだと思いますが、ぜひその辺もアルピコに対しても言えることは言っていけないと補助金、当然出していく方向で考えていかなければ山形線を残すというのは難しいと思いますが、当然出す以上はこちらからとしても、こちらが主導するような形で路線ダイヤにしても本数にしてもできるものはやっていただくというような形でぜひ話をさせていただければと思います。

また、総務課長言われたように松本だけ助成していいものかという部分では非常に悩ましい部分でありますし、塩尻方面、またこちらは今松本病院に対してコミュニティバスがありますが、そういう部分だって浅川高校の生徒はほとんど自転車で行っていきますけれども、そういう方面だって利用者がいないとは限らないという部分からしますと非常に悩ましい部分であります、村の中での昼間は福祉バスがあります。

ただ、1点私が気になったのは、福祉バスの利用者としていわゆる高齢者と体が不自由な方という部分で利用がある意味限定されている部分。無償の福祉バスですから法律上もその辺やむを得ないのかなという部分はありますが、あのバスもぜひ一般の村民も利用できるような形で法律上クリアしなければいけないところはあると思いますが、そういう形でぜひできるだけ村民の移動の足を今以上に充実したものになるような方策を考えていただきたいと思います。

以上で私の質問を終了とさせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） お答えはいいですか。

○3番（新居禎三君） 今の質問だけお答えいただければ。

○議長（平沢恒雄君） お答え。はい、それではどなたか、ただいまの新居禎三議員の質問に対して。

それでは、中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 今、提案をさせていただいておりますので、前向きにという形で対応を考えていきたいというふうに思います。

なお、先ほど言いました福祉バスですけれども、多分今は交通弱者という形で高齢者、障害者に限らず例えば免許を持たない方とかその方たちも利用できるようなになっているというように思っています。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） それでは、これでいいですね。

これで、以上で新居禎三議員の質問は終了いたしました。

休憩をとりたいと思います。3時15分まで休憩をとりますのでよろしくお願いをいたします。

事務連絡としまして議会運営委員長の方から、議会運営委員会を議長室で開催しますので委員の方は議長室の方へ集合をお願いいたします。

休憩。

（午後 3時05分）

○議長（平沢恒雄君） それでは休憩を解いて議会を再開いたします。

ここでお諮りをいたします。先ほど開催しました議会運営委員会において、本日の会議時間を一般質問終了までとすることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） それでは、異議なしということですので、本日の会議を一般質問終了までとすることに決定をいたします。

（午後 3時15分）

◇ 上 条 浩 堂 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位8番、上条浩堂議員の質問を行います。

上条浩堂議員、質問事項1「清水高原観光施設『スカイランドきよみず』について」質問をしてください。

上条浩堂議員。

（2番 上条浩堂君 登壇）

○2番（上条浩堂君） 議席2番、上条浩堂であります。

それでは、最初の質問、「清水高原観光施設『スカイランド』について」質問いたします。

平成7年に旧清水荘を全面改築し、今日に至っているスカイランドきよみずについて各方面より質問をいたします。

3月定例会で自分が質問をした村のインフラ対策の中にもこの施設も含まれていたわけですが、当時の竹野前議員が同様の質問も通告をされていたため深くは聞きませんでした。ところが、実際には質問は行われぬまま終了してしまった経過がありますので、本年が今の指定管理者による運営最終年であるため、今回改めて通告させていただきます。

現在の指定管理者であるトヨタエンタープライズと三和商会共同企業体が公募の中から選出され、平成22年4月1日より平成27年3月31日までの間、協定により運営されています。つまり本年度が協定の最終年であることから、村も次の公募に備え準備を進めています。これは直近の議会全員協議会で既に示していることで、結果としてスカイランドきよみず続投の意思決定と理解しております。

清水高原交流宿泊施設として引き続き公募により指定管理者を選定し運営を続投していく道を進むこと、これは村の意思として決定的でありましょう。

そこで、まず村長にお聞きしますが、建物を含めた維持管理費は開業時から多額の村費を投入してきました。これからも経年劣化による建物の維持管理費はますます膨らむと予想しますが、この費用捻出にどのように対処していくのか。また、それとともに行政が関与して村民の保養施設を営業続行していくその意義をお示し願います。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、上条浩堂議員の質問にお答えします。

スカイランドきよみずは村の公の施設でありまして、現在指定管理者による管理をいただいております。建物や施設は村の所有でありまして、役場の庁舎等同様不具合があった場合や更新が必要になった場合は、村の費用で修繕等に当たらなければなりません。特にスカイランドきよみずは宿泊施設でありますので、大勢の方が利用するためふろやボイラー、厨房や冷暖房機器等いろいろな機械類が備えつけられています。お客様の快適な利用にこたえるために常に点検整備が必要であります。今回も補正をお願いしてありますが、ふろのろ過器の更新が必要となっております。

維持管理費の捻出ではありますが、一般財源で対応することとしております。一般財源で対応できないような場合は、公共施設整備基金を取り崩して対応してまいりたい

と考えております。

次に、行政が関与して営業していく意義について申し上げたいと思います。スカイランドきよみずの前身は、議員もご承知のように旧清水荘であります。旧清水荘は県企業局による別荘開発と同時に、その中心地に村民の保養と憩いの場を兼ねた施設として昭和48年にオープンいたしました。その後40年以上が経過する中で施設もホテル式に、また管理運営も村直営から株式会社による第三セクターに、さらに地方自治法改正により指定管理者による管理と変わって今日に至っております。

40年の間には村内外の社会環境の変化や村民ニーズの多様化もございますが、スカイランドきよみずを行政が関与していく意義、役割といたしまして、1つには村民の保健休養の場であること。2つ目には、観光資源の少ない山形村の中で村外の皆さんとの交流のできる観光拠点の場であること。今、小樽市や河津町など村外からいろんな地域間交流というような形で使わせてもらっておりますけれども、そんなような内容でございます。

3つ目には京都清水寺とも縁がある古刹清水寺に隣接する観光発信の場であること。

4つ目には別荘地帯中心にあり、別荘利用者滞在者の憩いの場であること。

5つ目には山の日の制定で山への関心の高まりによる利用者の増加を期待をしております等村民の福利厚生、山形村の情報発信や交流の場としての役割や意義はさらに高まってきているものと思っております。

以上、第1問の回答をいたしました。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 今の答弁の中で観光拠点の場である、別荘の中心的存在、それは確かに認めますけれども、要はこのちょっと視点を変えて公募についてちょっとお聞きします。

公募については全員協議会でも説明を受けたとおり一度受けましたが、再度その内容、スケジュール等をお示し願います。最終的にこの指定を決定するのは村長かもしれませんが、条例によると山形村公の施設指定管理者選定審査会で審査するとあるが、従来どのような人選によって行ってきたのかお示してください。

これについては村民の理解を得るためには、より多くの住民代表者がそこに選出し、その方がよいと自分は考えるのですがいかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対して総務課長、お願いします。

○総務課長（中村康利君） 例年の、例年といいますか、5年前に一度指定管理の形で

進めてきております。現在協議会ですか、指定管理の連絡協議会を持っておりまして報告等を受けております。

条例の内容に従いまして指定管理を決めていくという形になります。最終的には議会の議決を経てという形になります。スケジュール的なものでございますけれども、これからその会議を持ちまして、まず公募条件等の整備等を図って、決めていった上で応募者を公募にかけるといような状況を予定しております。

○2番（上条浩堂君） 審査会の人選を答えてもらっていません。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 審査会の人選はこれからでございますが、先ほど総務課長が言いましたように今、四半期ごとにですか、運営協議会の会議を持っております。その委員さんでございますが、現在は区長会の会長さん、それから税理士さん、それから社会保険労務士さん、それから5年前は総務課長がこの中に入っておりました。5名で、そのほか有識者の方ということで5名の方で選定したという経過がございます。

今回もそのような形で審査員のメンバーは人選をしたいというふうに思っております。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） ちょっとさっき自分が言ったのを言い方が違ったのか、間違えているのか、より多くの住民がこの中に入った方がよいと、そういうふうに言ったつもりですけども、例えば区長の方、区長さんの方は会長ではなくて当然全区長さん、できればもっと多く、税理士さん、労務士さんですか、有識者さんだつて数名、とにかくこの今経営的、あるいはその利用率が落ちているこの施設の公募に当たっては、やはりより多くの人をこの中にメンバーに加えるべきだと、このように考えるか、その考えをお聞きしているのです。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 先ほど言いましたようにメンバーはこれからでございますので、先ほど議員さんから申されたことも念頭に置きながら、人選等につきましてはしていきたいと思っております。

それから、利用者が落ちていると今ご質問があったのですが、この前も報告したと思うのですが、トヨタ、三和商会さんになられましてから今年で4年が経過したのですけれども、利用者は増えているということでございますのでご承知おきいただきたいというふうに思います。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） ちょっと質問が順序してしまったもので申しわけないですけども、その利用率の問題に入る前に、ちょっとこの指定に関する条例のことを触れたいと思いますけれども、この条例の中で公の施設の運営が住民の平等利用を確保できるものであること。この平等利用というところが注目でございます。

また、事業計画書の内容が当該事業計画書にかかる公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理にかかる経費の縮減が図られるものであるとあります。つまり村民の利用率が問題になると言ってもいいと思うのです。つまりこの全体の利用率ばかりでなく、村民さんの利用が落ちてしまうと平等利用というその観点から外れてしまうのではないかと、このように考えますが、それに関する考えをお聞きします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対して、中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 村民利用につきましては、たしかトヨタさんになったころは冬場だけの利用助成ということでございましたが、ここ二、三年前ですか、2年前ですか、周年利用というふうに村の補助制度を、もう1年中使っていていいよということで1人4,000円ですか、宿泊した場合は出すようになっております。

それから、村民の利用ということでございますが、宿泊に関しましては2012年、2013年度利用者の全体の8%ということで、あまりちょっとはっきり言って増えてはいないのですけれども、ほぼこの2年に限って見ますと横ばいということでございますし、それから宴会利用者、これにつきましては2013年度、昨年ですか、これが20.2%、その前の年が23.8%ですので、若干宴会利用者は少なくなっているという現状です。ちょっと4年の経過の資料が手元にないものですから、直近ではそんな状況でございます。

先ほども言いましたように旧清水荘のころは本当に村民の利用者が多かったのですが、昨今ほかにもこの周辺でもいろんな興行的な施設ができておまして、そちらの方へ行ったり、あるいは向こうの方から来たりということの中で、実態といたしましては昨年、2013年度はこの松本平近辺の方、近くの方の利用者が非常に多かったということで聞いております。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 副村申されるとおり旧清水荘時代、村営で運営していたころです。これすごかったのです、利用率の村民利用は6割を超していたと報告されている。それは副村おっしゃるとおりその後、ほかにも類似施設も増えてしまった。そういう

影響があったかもしれませんが、第三セクター株式会社のときの統計では日帰り客、宿泊客ともに村民利用率は19%くらいで推移していたそうであります。

最近の村民利用率はもっと悪いと思うのですが、この考証と申しますか、なぜだと考えているか、ここをお聞きします。

○議長（平沢恒雄君） 次の質問のお答えを、中村副村長。

○副村長（中村俊春君） なぜかということですが、先ほども言いましたように村民の方のニーズも多様化になってきていると思います。昔は先ほど言いましたように保養施設というのが珍しい、ほかの自治体にもあったのですけれども、その中でもまだこのスカイランドきよみずにつきましては、ほかの施設よりは頑張っているなど私は見えています。

筑北の方にも冠着荘とかいったところがあるようですけれども、相当村費を出資していないと、運営できないというようなことも聞いておりますが、その点で比較しますとまあまあよく、まだまだ頑張っているかなというふうに思っておりますが、利用客というか、村民の方の利用が減っているというのは、昔は私も旧清水荘のころは農休みというのがあって、農休みには必ずスカイランドきよみずではない旧清水荘の周りで清水高原祭りですか、あれを楽しみに常会でバスで来たというようなことも結構あったのですけれども、そのころと農作物もスイカが多くなったりしてきていたりして、作物の形態も変わってきているかなと、そんなもろもろの状況がこの実態に出てきているのかなというふうに思っております。ちょっとお答えになったかどうかあれですが、村長さんの思いもあるかと思えますけれどもお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） スカイランドきよみずの件につきましては、私は山形村の大きな課題だということで就任をいたしました。したがって、山形村のスカイランドきよみずを宿泊客を集客するために小樽市とか、それから地方間交流をやるというような形を提案をしているわけですが、実際過去の経過の中から利用率が落ちてきた背景の中には、その経営状態というか運営状態というか、接待、接客マナーというか、そういうような情報がちょっといい話として聞かれてこないことがございましたけれども、去年、数年前から支配人も変わられ、料理人も変わられ、それから料理の質を上げ、それから接客マナーを対応するというようなことを積極的にやっておりますことを知っております。

その結果、収益もどんどんよくなってきて、今年ももう少しで黒字になるので

はないかというようなことで、その黒字の結果をお互いに喜べるのではないかという情報交換もあったぐらいでございますが、たまたま大雪の関係でキャンセルになった分がその利益につながらなかったと、こんな報告も受けておりますけれども、非常に経営状態はよくなっているのが実情だと思っております。

さらにもう山形村には宿泊施設はここしかないものですから、この施設を大事に使ってとにかく村外から人を呼び込むために、山形村をPRするためにそういうものがないということはやっぱり村にとってもせつかくあるものですから、それを維持していくことが必要だというふうに私は思って、たまたま朝日の村長さんと話をする中でも、うちの方には泊まりを集客するところがないから、呼び込むことというのはちょっと本当に寂しいなという話を聞きまして、1つでもあること自体がいいことだと。

その昔は弁天荘もありましたし、まだそんなような形での宿泊もありましたけれども、今唯一スカイランドきよみずになっておりまして、ここもまた運営を村でやるというようなことになるということだけは避けたいというふうに思っております。

もう村の職員を配置して運営に当たるということは、この上なく村としては非常に損になるというふうに理解しておりますので、ここまでつくってきたスカイランドきよみずの経営もしくは運営方法を継続したり、またそれ以上の発展をできるような業者があるならば、その方に任せていくというようなことも考えて、スカイランドきよみずと観光、健康と観光と、こういうようなことを進めていきたいというふうに思っております。

また、山の日の制定につきまして展望台の方に行くということになって、村民の皆さんが展望台に行く、また周りからの人たちが展望台に行く。そして、または清水寺に参拝する。そうした人たちの憩いの場に、おふろに入るなり、宿泊なりそういうようなルートでの道は残しておきたいと思っておりますので、運営自体は進めていきたいと思っておりますが、公募につきましては手順がいろいろとあるようでございますので、今回条例を議会で決めていただいた後、早急にスケジュールを立ててやってもらうような形を考えていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 先ほどの副村長の答弁の中に、この近隣の保養施設の答弁がありましたけれども、確かに麻績村にもシェーンガルテンおみですか、生坂にはやまなみ荘、筑北には坂北荘、冠着荘、西条温泉とくら、これみんな確かに経営は苦しい。自分もこれ調べてみた。村費を大分使っている。

でも、これ山形とは条件が違うのです。例えば山形の村民さん、日帰り温泉、日帰りふろに行こうというときにスカイランド行きますか。まず行かない。この近在のほかの日帰り温泉なり、最近何というのですか、昔で言えば銭湯ですけれども、多目的銭湯というのですか、そういうところへ行って食事をして帰ってくる。実際に自分のうちの家族でさえそうです。

そうすると、山形村はどうかといいますと逆なのです。山形村は村民さんの住宅がこの松本平の一画、いいところにあるのです。このスカイランドきよみずは山のてっぺんにある。そこへわざわざおふろに入りにはまず行かないのではないか。さらに冬場、雪が降ってしまうと自家用車ではまず無理、あそこ。したがって、冬場の利用減少、これは避けられない。

もう1つ、その向こうにどこか抜けられればいいです、隣村、あるいはよその村へ。ところが行きどまり、同じ道を引き返さなければならない。つまり観光の核としては非常に苦しい立地条件だと思うのですけれども、村長その辺どのようにお考えか、一応お考えをお聞きます。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） これはもう過去の先人がつくってくれた土地だからして、場所でありまして、今さらそれを私を変えられるわけにはいかないと。要するに要は壊すか、使うかという選択に迫られると思いますけれども、あれだけのものを利用する方法はないかと、そういう前向きに考えていくことが私が思って先ほども答弁させてもらったわけです。

悪い条件を幾ら並べても決してよくなりませんので、そのための対策を考えていきたいというふうに思っているのが今の心情でございます。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 村長の考えはよくわかりました。そこで利用促進のため村民へ補助金制度があります。宿泊時4,000円です、1人4,000円。1年間に1回限定、これが利用者増に大きく寄与しているかどうか、その結果が出ていないのではないかと自分は思っているのですけれども、そのことに関してはいかがですか。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問、中村副村長。

○副村長（中村俊春君） これにつきましては連絡長会議でもPRをしていますし、広報でも何回もやっています。1回限りということでございますので、1回ではなくて2回というようなことも考えられますし、中には宴会にも助成してもらったらどうか

というような話も出ております。これについてはまだそういった話が出ているところで、検討しているところではないわけですが、もろもろのことを含めてもっと利用していただきたいなというふうには思っております。その点この利用制度についても再度検討しなければいけないかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 今の宿泊券の件でございますけれども、実際に私もPR不足かなというふうなこともちょっと感じていることもあります。去年は議員さんの皆様たちで積極的に使おうというようなことで一緒に行ってもらいまして宴会をやってもらったり、いろんな形で利用してもらうように促進してもらったこともありますが、もっとスカイランドきよみずを利用してもらうような働きかけが少なかったなと思うもので、強いて言って1回4,000円で宿泊ということで限定したときに、本当に宿泊だけで行かなければ、今言われますような宴会に使ったっていいではないかと、そういうのだったらいいではないかというようななんかも本当にいい考え方だなと思っておりますけれども、もう1つはスカイランドきよみず友の会というのがあります。

あの皆さんたちが友の会になることによって利用率を下げますよということでPRをして頑張ってくれているのですけれども、実際に利用されている皆さんというか、会員になっている皆さんは、村内の皆さんよりも村外の皆さんの方が多いというようなことを聞いております。これもやっぱり村としてももう少し利用するようにしていかなければいけないなというふうなことを感じておりまして、今年はそういったPRをしながら増やしていく、これからはそういうふうには思っていますけれども。そんなことでお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 今の村長申されている友の会のメンバー、これは実は自分もメンバーに入っております、今年の1月ですか、同級会をスカイランドでやった。補助金いただける。同時に友の会の割り引きも受けられる。非常に制度としてはありがたいのですが、やっぱり利用促進という面から見ると、年1回はいかなものかな。しかも宿泊だけというのが、この辺がちょっと今利用拡大のネックになっているのではないかと。

ただ、補助金は無制限に拡大というわけにもいかないもので、財政面からどのくらい可能と考えているか、もしお考えがあったらお聞きしたい。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対して、中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） これからどうかというよりも、ちょっと今までの決算状況等を、それから今年の予算状況を見ますと、おおむね330名程度というような形で今回の当初予算には計上されております。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 実は今までのことを聞いたのではなくて、これから上限設定がもしできるならどれくらいまでが可能かなど、それを聞いたかったのですけれども、それは後で一緒に答えてください。

この報告会というのですか、運営の協議会というのでしょうか、このメンバー構成についてお聞きしますが、より多くの方々がこの協議会に参加することが、それも1つのその利用拡大に結びつく。したがって、先ほどの応募の方の審査会のメンバーもそうですけれども、ちょっと少ないのではないかな。もっと数を増やして、より多くのメンバーがいれば新規顧客の開拓にも結びつくのではないかなと思うのですけれども、その辺の考えはありませんか。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 現在の指定管理者連絡協議会のメンバーですけれども、識見を有する者ということで税理士さん1名、それから労務士さん1名、それから住民代表ということで区長の会の会長さん、それから女性の、村内の女性の方、それから区長代理さんが一応そんなメンバーでございます。

村内の、それと村の職員では総務課長と産業振興課長ということで、それと指定管理者からそれぞれ1人ということでございます。総勢で9人ですけれども、そのうち5人は村内の方ということで、半分は今現状では職員を含めて村の関係者は5名と、半分以上ということになっております。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） この評議会の報告は議会でも何回か受けるのですけれども、やっぱり新しい観点からの新しい発想、これはより多くのメンバーがいた方がよいと考えますので、そこら辺はちょっと考えておいていただきたい。

この今年この施設で婚活イベント事業として、おらほの村のメンバー6人が立ち上げ、村からの補助金を得て婚活イベントを開催するとお聞きしましたが、こんなことも含めてこれからの新規顧客の開拓に何か施策があたりだしたらお聞きします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対して、中村副村長からお答えをお願いします

す。

○副村長（中村俊春君） 今年婚活イベントがあるということで期待をしております。

そのほか連絡協議会では集客対策についても、その四半期ごとに話し合われております。いずれにしても村としてできること、あるいは指定管理者が自ら行うこと等々あるかと思えます。そんな中で先ほどの連絡協議会のメンバーの中でもかつてそういったホテルというか、に携わっていた方もおいでです。そんな人の、方の中からもいろんなご意見をいただいております。もろもろの方策をとりながら集客対策につきましては、一層利用者の向上に向けて協議会といたしましてもやっていきたいというふうに思っております。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 集客のことについては以上で打ち切って、ちょっと質問を変えたいと思えます。

少々言いにくい部分に入っていきますが、指定管理者との基本協定書に関することをお聞きします。この基本協定書の15、16条には備品については条項に盛り込まれております。施設については対象物件の基準があいまいで大変不安感を覚えますが、このままでよいのかどうかお伺いします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対して、中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） ただいまのご質問は、修繕とかの関係では20万円以上という1つのラインということですから、物品に対して無償でというような形という形になっているかと思えます。協定の中で20万円を超えたものについては、協議等必要な中で基本的には20万円を超えれば所有者である村が修繕を行うという方向での取り決めになっております。あの当時といいますか、協定当初を結んだときのちょっと私も経過を見ましたら、いわゆる償却資産になるか、ならないかみたいなどころで20万円というところがあると。

よその施設におきましてはそれが協定の中で40万円、50万円というような数字もあるということは伺っております。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） ただいまの質問はそれで結構でございます。

その次に3月定例会、これ自分への村長答弁ですが、清水高原観光施設については、21年度から国の地域活性化臨時交付金なども活用し、スカイランドきよみずの屋根、空調、機械、ふろ設備や外構と逐次改修・修繕を進めてきた。建物及び機械設

備にかかる大きな改修は26年度に空調の一部864万円の予算で予定しているが、そのほかの大方の工事は終了しておりますと。このことについてちょっと触れさせていただきます。

建築基準法というのは昭和25年5月24日に施行され、耐震基準は昭和56年6月1日に実施項目が法制化された。その後、地震の発生に合わせて基準の改正が行われてきました。平成8年には公の施設についての調査基準が強化され、平成25年8月5日改正耐震改修促進法が施行されました。その同年11月25日の耐震改修促進法の改正概要が示され、不特定多数が利用する施設については、平成27年度までに耐震診断とその公表が義務づけられたとありますが、これについて村は今後どのように対応していくおつもりかお伺いします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に答弁をお願いいたします、中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 私も耐震の問題はちょっと過去に聞いたのですけれども、あの施設的には耐震基準に合っているというようなことを聞いておりますが、今言われたように耐震診断はしておりません。このことについては法令にのっとってやっぴかなければいけないかなというふうに思っております。今言われたとおりのことがあるとすれば、これはしなければいけないかなと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） そのように対応をお願いしたいところですが、これは当然素人では無理で専門家の診断が必要となります。そうしますと本年度の予算には当然計上していません。でも、今後の対応として現状の立地条件を考えると、これ早急に実施すべきだと思うのですけれども、どのようにお考え、これからでいいのですが、していくおつもりか、それをお伺いします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対して、中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 少しちょっと私たちも勉強不足で大変申しわけないのですが、やはり当然今副村長申し上げましたように必要性があるということでございますので、これから当然予算措置対応を含めて、また次回の定例会等で補正等のお願いをするかという形になろうかと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） そのようにお願いいたします。午前中の質問にもありましたが、行政改革の一環としてこのスカイランドきよみずを村長は絶対残すと言っているのですけれども、一度存続問題をどこかの会議、審査会でも何でもいいです、俎上に載せ

て取り上げるべきだと自分はそういうふう考えるのです。その上で村長は観光の核としてこのスカイランドきよみずにもっと力を入れるとかそういう方針を示す、その方が理解が得られるのではないかと思うのですけれどもいかがですか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 確かにそのとおりだと思いますので、検討させていただきますのでありがとうございます。

○2番（上条浩堂君） はい、この問題は終わります。

○議長（平沢恒雄君） それでは、上条浩堂議員に、次に、質問事項2「なろう原墓地公園へのアクセス道路早期実現を」について質問してください。

上条浩堂議員。

（2番 上条浩堂君 登壇）

○2番（上条浩堂君） それでは、「なろう原墓地公園へのアクセス道路早期実現を」を質問いたします。

平成23年広報『やまがた』の5月号に、第2次山形村環境基本計画策定が掲載されたのを受け、同年6月定例会の一般質問で「なろう原墓地公園へのアクセス道路早期実現を」を質問いたしました。当時の前村長答弁では、今は山形村保育園建設工事、やまのこ共同保育所の認可に向けた増築工事、トレーニングセンターの耐震補強工事、図書館の増築工事、各消防団詰所の建設工事等の大型土木工事ばかりではなく、子育て関係や村民の安心安全のため優先せざるを得ない事業が目白押しである。したがって、このアクセス道路は大変重要な道路であり、また行政懇談会でも地元より要望が出されていて、かねてより懸案の事業であると思っている。担当の課職員と十分に検討した上で財政面で余裕が出たら計画検討に入るとありました。

そこで質問ですが、これまでにどのような検討がなされ、今後の計画の中の位置づけがどのようになっているかをお聞きいたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまのご質問に答弁をお願いいたします。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、上条浩堂議員の2つ目の質問にお答えします。

これまでどのような検討がされ、今後の計画の中での位置づけがどうなっているかということでございますが、平成23年6月の一般質問での答弁内容のとおりであります。これまでやまがた保育園の建設やトレーニングセンターの耐震補強工事、各消

防段の詰所の建設、子育て支援センターすくすくの建設など実施計画に基づき、子育て関係や村民の安心安全のための大型事業を計画し実施してまいりました。そのことからなろう原公園へのアクセス道路につきましては、特に事業の前倒し等の検討をしてきた経過はございません。

今後の計画の位置づけであります。当時の実施計画で平成32年度の事業予定となっておりました。現在の計画では平成34年ごろの2年ほどを見るかなというようなことでございますが、道路の担当課でそのほかの道路改良事業等の計画している中でのものでありますから、上条議員が言われるようなことで、このアクセス道路が公園にとって必要不可欠で大変重要な道路と確認をしておりますが、今後も実施計画に基づき順次実施していきたいという考えでございます。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 村長の答弁のとおりではあります。ただ、これも前に質問したと同じかもしれませんが、このなろう原墓地公園、5億円という巨費を投じ、村民の案件に基づいて墓地を売り出すまでに至ったわけですけれども、その結果この墓地の売れ行き、どうでしょう。

第2期まで予定されていたはずですけれども、第1期の分がまだ完売されていない状況。そこで、そのなぜかということをやっぱり考えなければいけないと思うのです。これだけの巨費を投じてつくったこの村の施設、これが生かされていないのではないのか。その一環として例えば環境基本計画のとおり重点項目の上位にこの公園を位置づけてさらなる整備、墓地販売を目指していただきたい、これが自分の本意であります。

それには現在ここへ至る案内板の設置もございません。道路も現状ではちょっとそこまでとても無理かなとも思うのですけれども、やはり全区が無理なら分割工事でもいいではないですか。当時の予算規模でたしか1億円以上示されて、現在ならもっと高額になっているのかなとも思うのですけれども、その辺の考えは全然ないのですか、それをお聞きします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対して、赤羽建水課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） なろう原公園につきましては、18年度に完成をしまして、19年度から利用が、公園利用がされていると。そうした中でアクセス道路というようなことで、22年から25年にかけてアクセス道路をつくろうというような計画がございました。

ただ、財政面、先ほど言いました村長答弁にもありましたように大型事業が目白押しというようなことの中で先送りというような形になったわけですが、その22年のときに国の補正予算の追加がありまして、23年の3月のときに西沖のN T Tの交換所の交差点になります。そこの拡幅工事を国の事業におきまして地域づくりからの要望もあつたりしたものですから、下大池区の要望の中で前倒しをした中で工事を実施しております。

今後につきましても、通行量が地域住民に支障になるようであれば、一部改良等に対応をしていくつもりではございますが、先ほど村長言いましたように2年ほど先送りにはなっておりますが、順次実施をしていきたいと。

ただ、そのほかの事業につきましても、今年簡易舗装というようなことで前倒しする事業もありますので、逆に前倒しになる可能性もあるわけでございますので、そんなことでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） これが大変困難な事業ということは自分もよく承知して質問しております。先ほど課長申された西沖地区拡幅、あそこから現在の八幡神社ですか、あそこまでの間何メートルだかちょっと記憶しておりませんが、用地買収含めこれ全部一遍はちょっと無理だと自分も思っております。

ぜひ3つぐらいに分けてこの完遂を目指す、この方が村としても住民としてもよいのではないかと、こんなふうを考えますが村長いかがですか。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対して、百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 道路の関係は本当に地権者のあれが一番大きな話になるわけです。理解さえ求められればいつでもできるというようなことも言われることもあるぐらいあれですが、今言われるみたいに全村一気に言うと無理ということになれば、やっぱり理解を得られるような形で分担でも進めていく可能性があるならば、前向きにいくべきかと思っておりますので、そんな検討をさせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） ぜひ今の村長答弁のとおり分割工事、これを前面に出して、ぜひ早期実現を目指していただきたい。

以上お願い申し上げて、では質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平沢恒雄君） 以上で上条浩堂議員の質問は終了しました。

◇ 大 月 民 夫 君

○議長（平沢恒雄君） 次に、質問順位 9 番、大月民夫議員の質問を行います。

大月民夫議員、質問事項 1 「各種役員体制の総検証（P D C A）」についてを質問してください。

大月民夫議員。

（8 番 大月民夫君 登壇）

○8 番（大月民夫君） 議席ナンバー 8 番、大月民夫です。

本日の一般質問も残りわずかと終盤を迎えておりますが、どうぞよろしくお願いたします。

各種役員体制の総検証の質問に入らせていただきますが、初めに通告書には記載してございませんが、本日の質問の本質の一面をご紹介する意味で、先月中旬の地方紙に掲載されました投稿記事の概略をお話しさせていただきたいと思っております。質問事項ではございませんので、お聞き取りだけ願えればと思っております。

記事の投稿者は匿名でありましたので地域は限定できません。山形村民である可能性もありますし、もしくは近隣市村の方かもしれないということを知っておいていただきたいと思っております。内容は地域役員退任に当たっての所見が記されておりました。

その方は 2 年ほど前、連絡班単位で選出される役員を順番だからと皆さんに言われ引き受けたようですが、かねてからその役には意図するところがあり、自分なりにあしたい、こうしたいというアイデアなどをたくさん秘めていた方のようにあります。

その後、地域全体での役員会が開かれ、経緯は記載してありませんでしたが、会長職を受ける羽目になってしまったそうでございます。不安感いっぱいでのスタートを切り、まず初年度は前任の役員会で事業計画やそれに基づく予算企画もつくっていただいていたので、それに沿って役員会を何とか無事に運営できたようであります。

そして翌 2 年目は初年度の経験を生かし、不安感も和らぎ、一層手際よく 1 年目と同内容で役員会を運営し無事任期を全うし、最後に次期役員に向けた同様の計画を立てて引き継ぎをして終了をいたしました。

振り返ってみて、まずは 2 年間大過なく責任者としての任を果たせたという安堵感が一番ではありましたが、就任当初心に秘めた熱い思いを結果的に封じ込めてしまっ

たことが、生涯二度とこの役を担当することがない現実を考えると、一抹の後悔の念はぬぐい去れないと締めくくっておりました。

毎年同じ路線を歩む周回コースはしっかり地盤も踏み固められ、まさに盤石な道のりであり、継続することにも大きな意義があることは間違いありません。しかし、ときには違ったコースに踏み込んでみると、思わぬすばらしい景色に遭遇し新たな感動が生まれる可能性に期待する層も相当数いらっしゃることも確かかな、そんな思いでこんな記事を読ませていただきました。

前置きの話が長くなりました。以上といたします。

それでは、各種役員体制の総検証、P D C Aについての質問に入らせていただきます。村民の皆さんが各種役員を分担して担っていただくことは、人との交流の輪が広がり、新しい発想も誕生したり、村の活性化を生み出す原動力になっていることは確かであります。

しかし、昨今高齢ですからとか、勤務先の仕事が忙しくてなどを要因とする世帯が、地域の役員を対応することができませんからという理由で、区にはとどまるが連絡班は脱会する傾向が急に顕著になってきております。

5年先、10年先を見据えた山形村のコミュニティに影を落としかねない徴候と大変危惧をいたします。そこで、1年から2年くらいのスパンをかけて、現状の各種役員会で組織を見詰め直し、先を見据えた体制はどうあるべきか、集中論議を村内のすべての役員会で一斉にスタートしていただくことを提言をしたいと思います。

ビジネスや事業活動のマネジメントサイクルとして活用している計画して実行し検証して改善をする、それを繰り返すP D C Aサイクルを地方自治にも指針として明確に取り入れ、特に役員体制については検証と改善に総力を投入し、伝統を重んじながら時代の潮流に溶け込みやすい体制への変革に、数多くの村民の英知を結集する機会を早期に実現することを望みたいと思います。

それでは、具体的な質問事項を申し上げます。

まず1点目は、現状の連絡班の総数をお聞かせください。合わせて連絡班別世帯数の分布状況で最も世帯数の多い連絡班は何世帯でしょうか。逆に最も少ない連絡班は何世帯でしょうか。

2点目は、連絡班長以外の役職で連絡班規模に沿った選出方法、つまり大所帯の連絡班と小規模の連絡班との配慮をした選出を望む声がありますが、現状での基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思います。

3点目は、既に役員会組織の再編成に向けた論議が進行中の事象が仮にありましたら進捗状況をお聞かせください。

最後に、今後の方策として1つには、各種役員会に将来を見据えた組織検討会議を今の役員の方々の在任期間中に開催を依頼し、現状を検証し改善案の有無を問うこと。

2つに、検討内容の具体案としては、まず1点目は各種役員会の目的の明確化、2点目に目的達成に向けた役員組織規模の適正かどうかの判断。それと将来を見据えて10年後のその役員会の目標設定、その他何かありましたらということで、以上のことを提言させていただきます。所見をお聞かせいただきます。

以上最初の質問といたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対して、村長、答弁を願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、大月議員の質問にお答えしたいと思います。この質問は質問の相手が私と教育長になっていますが、あらかじめ教育長と調整をいたしまして私の方から先にお答えします。

大変難しいテーマのご質問であります。早速ですが1番目の質問であります、今年の5月末ですが、清水高原を含めまして89連絡班があります。最高世帯数は65世帯、最小世帯数は4世帯となっています。

2つ目の質問でございますが、連絡班長以外の役職についての選出についてのご質問ですが、役職についていて純然たる行政の役職としましては健康づくり推進員、それから農業振興推進員、そのほかに山形村交通安全協会山形支部のように行政が事務局を持つ組織の役員、それから村長が会長を務める日本赤十字協賛委員、それから山形村公民館の分館の役員であります。これはそれぞれ連絡班から選出されている状況にあります。

基本的にはこれまでの役職の内容、地域内のつながりなどで連絡班の大小にかかわらずそれぞれの連絡班からそれぞれの役員を選出していただいております。

行政の立場からは活動しやすく地域の連携のとりやすい体制としては、連絡班単位から現在の役員選出方法をしていただくことが望ましいかと思っております。

3番目の質問ですけれども、役員組織の再編について、公の場でないところでは、複数の連絡班で1人を選出したらどうかというような意見を聞くこともありますけれ

ども、現実的な事象としてはとらえておりません。

4番目の質問であります。現状を検証して改善策の有無を問うことは、行政の効率化や財政面での経費節減などで行政として必要なことと思います。それぞれの役員会の中で組織検討会議としての位置づけでの開催を提案されましたが、単年度または2年度の役員会内でできるか疑問が残っております。

各役員会でなく総合的に判断をする組織として役員を経験した方による第三者的な立場での検討会も必要かとも思います。目的達成に向けた役員組織規模の適正化判断ですが、それぞれの役員会の目的は明確になって活動を行っていると思っておりますが、それぞれの事業内容の見直しと役員の人数や体制の見直しは、時代の生活環境や地域を取り巻く環境の変化とともに必要なものかと思われま。

10年後の目標設定というご提案であります。行政を取り巻く環境の変化や行政施策が目まぐるしく変わる中で、10年先の目標設定は難しい問題かと思っております。総合的な計画であれば10年先の目標値の設定も可能かと思っておりますが、事業推進にかかわる役員組織の規模などにつきましては、その時々で見直しで対応することが適切かと思っております。

このようにお答えいたしますのでよろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 山口教育長。

（教育長 山口隆也君 登壇）

○教育長（山口隆也君） 全体の質問につきましては村長から答弁がありましたが、私からは教育委員会関係の役員会組織の再編成に向けた議論についてお答えをいたします。

山形村公民館関係の役員につきましては、平成24年2月に公民館長から公民館運営審議会に山形村公民館のあり方についての諮問がされました。諮問の中に体育部、社会部、編集部の体制と本館役員の選出方法についても含まれておりました。平成24年11月に公民館運営審議会から公民館長に答申があり、体育部、社会部、編集部の体制と本館役員の選出方法については本館事業の内容を見直し、体育部、社会部の統合や人数調整などの検討が必要と考える。合わせて分館の規模の大小により本館役員の人数の均等を図る検討もこれからは必要という答申の内容でした。

この答申を受け、現在分館長会に意見を聞きながら本館で検討をしています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○ 8 番（大月民夫君） 村長と教育長から答弁をいただきました。正直申し上げましてこの通告はすごく漠然としておりまして非常にわかりづらい面も多々あったかと思えます。そんなことでちょっと切り口を少し分けまして、ちょっとそれぞれの面からまたいろいろ質問させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

要はその役は本当にいっぱいあるのです。行政関係、教育委員関係、要するに公民館の関係、あと J A さんの関係、農業団体の関係、地元地域の関係、本当に数え切れないほどなのですが、それをやっぱりどこかで一斉に音頭をとって今の役員体制でいいのかどうかと、どこかでかけ声をかけないと、やっぱりずるずるずるずるいってしまうのかなという思ひがありまして、今回この問題を取り上げさせてもらったということだけまず認識しておいていただきたいと思ひます。

それで、連絡班単位で選出される役員は、本当に連絡班ごとの状況で一律ではありませんが、例えば J A、農業関係や地域の神社、寺院関係などすべてが該当する連絡班を参考までに検証してみますと、行政関係が連絡班長を初め私のあれでは 5 つの役があります。公民館の分館役員は現状社会部と体育部の 2 つの役。 J A 並びに農業関係が J A 農家の長を初めこれも 5 つの役。地域、地元地域の役というのが子ども会、育成会を初めこれは 9 つくらいござひます。

そして、あと連絡班内の会計とか組長さんを含めると合計 26 の役員名簿となりました。先ほど少ないところは 4 世帯というところもありましたのですが、それは別としまして、 20 世帯前後の連絡班では 1 人で 2 つか 3 つの役員を受け持つケースは珍しくなくなっているのが実情であります。

さりとしてどの役員会も内容的なボリュームはともかく、すべて機能している中でスリム化を掲げ、暗に解散に結びつく役員会がないことも確かであります。そこでこれからしばらく役員会の目的に向けた組織規模が適切かどうかを目を向けた論議をさせていただきますと思ひます。

一般的な見方をしますと、各連絡班に 1 人ずつ役員がいると、資料の配付や例えば集金業務があればたやすくできるという単なるその要因だけで組織規模が決められた役員会がもしかしたら相当数あるのではないかと思われまひます。

そこで、まず 1 点お聞きさせていただきます。 J A 松本ハイランドの総代会が本年度から 900 人規模だったのを 600 人規模に削減し、山形支所管内も 55 人の総代定数が 33 人に縮小されたとお聞きしております。済みません、これ事前通告していない質問で恐縮ですが、この点の経緯を承知している範囲内でお聞かせいただければ

と思います。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対して、住吉産業振興課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） J Aのことですので、はっきり言って詳しくわからないのですけれども、やっぱり J Aについてもちょっといろいろ役職員が多いというようなことで、特にこの合併しまして非常に全体の人員が多いというようなことで、去年のあたりの 2 月ごろからのそれぞれの地区の地区説明会等でお話が出ておりまして、今回から人員を削減したというようなことでありまして、ある程度一気に、J Aの方も一気にではなくて、やはりそれぞれの旧市村において順次説明をした中で、ある程度組合員の皆様のご理解をいただいて、やっぱりちょっと人員が多いというようなことで現在の人員になったというようなことでは聞いております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8 番（大月民夫君） ちょっと突然の質問で恐縮でした。次に、想定の話で恐縮ですが、ある役員組織で現状各連絡班から 1 人ずつ参加していた編成を、2 つもしくは 3 つの連絡班から 1 人に変更しようという、そういう場合なのですけれども、やはりネックは担当役員の資料配布等の範囲が拡大する点がございます。

その辺でその団体がもちろん政治団体だ、宗教団体にかかわらないという絶対条件はクリアしなければいけないのですが、村長もしくは区長の了解を得られれば今、村から月 2 回の資料配布日に合わせて連絡班長さんを通じて組長さんに配布をいただくことも可能だという、そんな緩和策を検討いただきたいと思います。

具体的な事例がないとお答えにくいとは思われますが、可能性だけでも教えていただけませんか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 私としましては、行政の仕事をお願いしています役員の皆さんには本当に大変でございますけれども、目的はあくまでも行政の情報の伝達を末端の住民まで伝えるということが一番大事なことでございますので、情報が行かなかつたり、また何かのときに情報が今度は上がってこなかつたりというようなことは避けなければいけないと思っていますので、今先ほども話をしましたが、行政からお願いをしてある役は 7 というか 7 人分、先ほど公民館の方で 2 人いましたので、大月議員の方からは 5 名というふうに言われましたけれども、一応基本的には住民からの情報提供、それからそういうもの、私たちの情報がきちんと伝わって行政の仕事は納税して

もらってその住民サービスを提供する話なものですから、その提供が公平に必ず行われるということを基本にしなければいけないものですから、やっぱり意図的に行かなくなってしまうとかそういうことだけは避けなければいけないと思っていますので、今のお願いしてある人員というのは必要かなというふうな思いは私があります。

ですけれども、お互いに2つ、3つの連絡班が一緒でも連絡してもいいよというようなことになってまいりましたら、またそれはそういうような検討を入れていく必要があるかと思っておりますので、そういう検討をする要素は持っております。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 村長お答えする中でやっぱり行政関係のと、もちろんそれで結構なのですが、ほかにもいっぱい地区の役員もあるものですから、その辺も視野に入れてちょっといろいろまたお願いをしたいと思っております。

それで、ちょっと次の視点なのですけれども、現在村からの資料配布を初めとする行政連絡事務のご苦勞に対しまして、連絡班長さんと組長さんにわずかではありますが交付金を支給いただいております。実は昨年度私、連絡班長を担当させていただいたものですから、組長さんにこの交付金をお渡しいたしました、その際ちょっと1つ気になったことがございますので申し上げさせていただきます。

連絡班には赤い羽根、緑の羽、それからじゃんずら花火の寄附などまだ言えばいっぱいあるのですが、数多くの拠出金の要請がございます。一昔前までは各組長さんがその都度組内を訪問し集金し、それを常会長さんが一括して納金する、そんなシステムが大方だったのですが、現在では年間の常会運営費を予算編成して、常会費として各世帯より毎月もしくは年何回かに分けて徴収し、その会計より拠出金を支出するケースが相当数、大半になってきたのではないかと思います。行政事務に対して各連絡班の会計さんが負う責務が非常に増大していることは間違いない事実です。

しかし、現状の行政連絡事務交付金は、連絡班長と組長さんのみに限定された算定となっております。区長会を通じ全村的な状況を把握していただいてからで構いませんけれども、来年度予算編成に向けた交付金の算定基準をできれば私は会計職も含めた見直しの検討をお願いしたいと思います。所見をお聞かせください。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対して答弁を、中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 今、大月議員さんが申されましたようにそれぞれ各連絡班さん、それから組長さんあてへの交付金はお支払いをさせていただいております。今言われたように会計さんの応援といいますか、その負担に関してでございますけれど

も、やはりこれについてはそれぞれの地域で、地域といいますか地区ごとにやっぱり対応が違っている面もあったりとか、中には交付金というか、地区の役員さんに充てるのを全部一括で地域の中に入れていたるところもあるとお伺いしておりますので、やはりちょっと少し時間をいただきながら検討しないと、即どういうふうにしましょうというなかなか話にはならないかと思っておりますので、また区長さんとの意見等も踏まえた中で考えていきたいというふうに思います。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 今の件、よろしく申し上げます。本当に区長会等の皆さんのご意見でもありますので、じっくり論議をいただいて、ただそんな意見も多々あるという事だけ今日の段階では承知置きしておいていただきたいと思います。

役員のことについてもうちちょっと話を進めさせていただきますが、村内には連絡班選出にかかわらない組織・団体というのが本当に数多くございます。その中でスポーツや趣味に関する団体、これは会長職を選出するについてのご苦労はあるようですが、そのほかについては非常にスムーズに運営されていると私は思われます。その要因はまずは会の目的が組織の隅々まで浸透していること。そして、不具合があれば即座に是正する能力が兼ね備わっていることだと思われます。少なくとも各種役員会の目的の明確化は徹底すべきと思われます。

村民の中に役を受けたが何をやるかわからない、そういう状況は一掃したいと思います。この後ちょっと教育委員会の方にお伺いを申し上げます。先ほど答申を受けて今論議をしているということでお聞きしたのですが、毎年恒例になっております大きなイベント、じゃんずら祭りや村民運動会や文化祭などの企画、準備、推進の核となっております教育委員会にはご苦労も多いことと思われます。

毎回イベントが終了しますと反省会、言い換えれば検証を行い改善点を見出し、翌年の計画に反映しておりますから、まさにPDCAサイクルが機能している典型と思われます。

そこで欲を言わせていただければ検証の中身についてであります。現状企画論議を積み重ねる過程において事務局会議があり、幹事会があり、実行委員会と幾つかの慎重審議の場が設けられております。大きなイベントですから、多くの皆さんがかかわることは否定できませんが、スムーズなイベント推進に向けた役員組織規模の観点からの検証もつけ加えていただくことを希望します。

役員を受け、担当も決まったが実際にはあまりやることがないというような、そう

ということがあるのかどうか、その辺のチェックも必要かと思われま。協議会サイド、その辺の見解をお聞かせいただければと思います。

○議長（平沢恒雄君） それでは、ただいまの質問に対して山口教育長、答弁願います。

○教育長（山口隆也君） 今、大月議員言われたいろんな行事の中で山形じゃんずらなのです。実行委員だけで80名を超えますので、各種団体から委員の皆さん協力をしていただいているわけですが、やはりお祭りということの中でなかなか毎年、毎年同じ部署を担当をほとんどしていただいているのですが、やはり去年のその豪雨で私どもも非常に反省をいたしまして、それぞれの組織がなかなかその伝達がうまくいかなかったということもあったり、やはり自分のところの部署は何をすべきかというのをしっかりとらえるということをしていかなかったということで、その反省を受けまして今回30回を迎えるわけですけれども、それぞれの担当部署で内容を確認してください。それから、始まる前にです。それから、いわゆる豪雨というもう予測しなければいけないものですから、それぞれの責任者から本部からの指示が的確に伝わるような、そんなことでお願いをしていく、そんな状況であります。

やはりそれぞれ携わっていただく方がお祭りなので、言ってみればお酒を飲んでしまったりいろいろもうあるのですけれども、それぞれがそれぞれの役割分担を認識して動いていただけると、何か天候の急変とかほかの非常事態に遭ったときにでも対応ができるのではないかと考えています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 教育委員会、昨年の反省に基づいてまたいろんなそういうことにご検討いただいているということで、今じゃんずらの実行委員会の件でちょっと1つだけ念のため確認させていただきますが、たしか3年くらい前までですか、各連絡班の連絡班長さんもすべて実行委員会という形で、もちろん寄附を集めていただくという大事なポジションがあるものですから、ただそうは言っても実行委員というとその日の片付けとか次の日の花火のから拾い、中には生まじめな連絡班長さん、何人かこう来ていただいて、私も今鮮明に覚えているのですが、それはたしかオブザーバー的に実行委員から外したという決断をされたと私は記憶しているのですが、その辺の経緯だけ一度教えていただけますか。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対して山口教育長、答弁をお願いします。

○教育長（山口隆也君） 私も当時総務課長という立場で実行委員会の中で入っていた

のですが、たしか連絡長さん全員ですと80名以上になりまして、たしかに実行委員会に出てきた方もいらっしゃいますし、花火の片づけで出てきた方もいらっしゃいますけれども、総体的に見たときに今言ったように自分の役割というものが明確ではなくて、来ても私は何をやったらいいかという状況がありました。

ということと、もう1つ実行委員会組織があれだけ80人を超える組織プラス花火の片づけは役場の職員も入りますので、人手は十分ということです。ですから、一番基本である寄附金のお願いという部分で、協力者ということで現在はお願いをしています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 今までの論議の中でやはりその会が何を指して、どういう目的でやっているか、それをその会に携わる人、やっぱりそれをしっかり認識する。それによって人がちょっと多いのではないかとか、逆にもうちょっと欲しいとか、そんな方向性をみんなで考えながらやっていくということが肝心かと思います。

それで、ちょっとこれは提言というか提案なのですが、ちょっとお聞きをいただきたいと思います。行政機構の体制を示す組織図、今日の一般質問相当、冒頭に増澤議員の方から掲示いただいたのですが、ああいった組織図というのは毎年年度当初に公開をいただいております。

ただ、住民サイドの役員体制を行政組織と絡めた組織図というものは多分手がけておられないと思われます。もしやっておったら大変申しわけございません。山形6地区それぞれのオリジナリティーな組織は各区にお願いするとしまして、共通の役員組織、例えば言わせていただきますと総務課管轄で区長会、消防団、交通安全協会、保健福祉課管轄では民生児童委員協議会や健康づくり推進協議会、産業振興課での管轄では農業委員会や林業委員会、さらには教育委員会管轄では教育委員会や公民館組織や学校地域支援本部がある、等々多々ございます。

これらの組織の目的事項を併記した組織図の検討をしてみたいかかと思えます。何を言わんとしているかという、行政運営の住民パワーのかかわりというのが明確に私はなると思えます。何でもかんでも行政頼みで、区や連絡班に入らなくても不自由はない、そういった思考を打ち消す意味があるのかなと思っております。使い方によれば区や連絡班加入促進への活用も可能になるかもしれません。ちょっとアバウトな言い方で悪いのですが、そんなどういうパターンでどういうものをつくれということ

ころまでまだ私、試案はないのですが、行政にこれだけ住民がかかわっている。こういうことは住民のパワーでやっているのだよということを皆さんに知らしめるという意味での組織図なのですけれども、すぐとは言いませんがご考案をしていただけないかどうか、お願いします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対しまして、副村長、答弁願います。

○副村長（中村俊春君） 実は今年も『生活ガイドブック』を発行しようと思っております。それに間に合うかどうかちょっとわかりませんが、今、大月議員さんから申されました提案につきましては前向きに検討させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） はい、よろしく願いいたします。

それでは、今回の質問の締めくくりといたします。再度新聞報道を紹介しながら、総括的な考えを述べさせていただきます。その後、理事者側の総括答弁をお願いできましたらお伺いし、終了させていただきますのでよろしく願いいたします。

5月9日の『信濃毎日新聞』に、日本創成会議が試算した県内市町村の将来人口予測が掲載されておりました。割と衝撃的な報道でしたので多くの方は承知しておられると思います。この試算では全国規模で実施されたもので、それによりますと地方で暮らす20代から30代の女性がここ30年間で大幅に減って、全国の自治体の半分が消滅する可能性があるという衝撃的な報道でありました。

我が山形村は2010年の国調人口8,425人が、2040年度には約6%近く減少し、7,935人と試算されておりました。長野県77市町村のうち唯一南箕輪村だけが約1万4,000人から1万6,000になるという増加試算がされておりましたが、そのほか76市町村はすべて減少。減少率から見るとほぼ横ばいの御代田町に継いで減少率の少なかったのが山形村でありました。長野県内の動向は地域的な格差が大きく、中には30年間で人口が3分の1になってしまうという試算された自治体もあります。

長野県77市町村のうち19の市を除いた58町村だけのデータベースで検証してみました。平成10年度には山形村は人口の多い方から数えると58町村のうち22番目でしたが、平成40年には平成10年に1万人以上だった山ノ内町、小布施町、池田町より山形の方が上回ることになり、多い方から12番目という試算結果であります。

しかし、あくまでもこれは試算であります。各市町村で住宅地の格安の斡旋、婚活イベントの推進、子育て支援策の思い切った拡充等々の取り組みに最大限の力を発揮する動きが非常に活発になっております。取り組みの内容や行政の真剣度によって試算結果の状況は大きく変動する可能性が秘められていると思われまます。一昨日の新聞報道で、安心して子供を産み育てる環境づくりの一環として、松本市長が保育料引き下げの指示を出したことが掲載されておりました。

菅谷市政は選挙公約に基づき過去にも保育料の軽減をしており、今回2度目の軽減措置で注目を浴びております。山形村も長期ビジョンに基づく発展課題とされております6項目への取り組みの行政手腕が非常に尊重される、重要視されると言わざるを得ません。

さらにそこへ住民パワーを存分に結集することができれば、試算以上の人口が見込まれるものと思われまますし、楽観視しておられますと逆の結果もあり得ると思われまます。本日は発展課題という6項目のうちの1つ、住民自治体制の強化を中心に論議をさせていただきました。コミュニティの希薄化の流れを何としても食い止める施策論議を今後も進めさせていただきますのでよろしくお願ひします。

終わりに理事者側の意気込みをお聞かせ願えればと、お伺ひ申し上げ終了させていただきます。

○議長（平沢恒雄君） それでは、村長、答弁願ひます。

○村長（百瀬 久君） 大月議員の前向きなご指摘、いろいろとありがとうございます。また、提案も心よりうれしく受けとめていきたいと思っております。今言われることも確かに私も新聞報道を見たときに、山形村の減少率は少ないものですから安心をするわけではありませぬけれども、いいことだなというふうに理解をしたことがございます。

したがいまして、これから減少していく村、地域の人たちに比べると、山形村はさらに向上しようという計画でいきたいと思っておりますので、そういった地区から比べればうれしいことだなというふうに思いながら進めていきたいと思ひますけれども、人口が減ること自体はもう統計上出ていることなものですから、減少すること自体はもう逃れないと思っておりますが、でも減少していく住民の皆さんの住民パワーを引き出すことは一番大事なことであります。そういった住民パワーを引き出すのは住民の皆さんがどういう形で行政にかわっていただくのか、またかかわることによって喜びを得て、それから安心安全な村だということを理解していただくか、ここが一番大

事なことだと思っております。

だから、私は役に対しての考え方としましては、役は人間を育てるというふうに思っております。昔からそういう形でいましたので、その今まで知らなかったことを教えてもらうとか、そのチームの人々の顔を知るだとか、そしてまたその所属したグループの歴史を知って、さらに発展させるようなことをするような活動が、その役の持っている仕事かなという思いながら先輩たちに教わってきたつもりでございますので、役、今、今回テーマになりましたもの、私は公の役のことしか言いませんでしたけれども、私的の役を加えたらそれはすごい数だということはよく理解しております。

特に顔の広い方といいますか、公も私的も相当広くつき合われている、交際がある方にとっては、1人が幾つものところから何十もの役をしょっているという方がおられると思うのです。そういうことをこなしながら、その人がそれなりきの人生を楽しんでいただいていると思っておりますので、私としては役を受けながら山形村を知っていただいて、山形村を理解して、その担当の人たちが一緒になって頑張ってもらうのだというふうな気持ちではいるわけでございますけれども、いろいろとお願いをした人には役をやって、一生懸命やったけれどももう嫌だと、もうそういうふうなことをもろに言われる方もおります。

一生懸命やったがためにもうこんな思いはしたくないと。これは本当に申しわけないと思うわけでございますけれども、いろんな形の中であると思いますが、私たちが生活していく公の役と個人の役を上手に組み合わせながら、山形村の住民パワーを発揮してやれるような形にはしていきたいと思っておりますので、いろんなことをご提案をいただきながらまたご協力をお願いしたいと思っております。

今、大月議員が言われましたいろんなことも、前向きにちょっととらえていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

以上でございます。

○8番（大月民夫君） はい、終わります。

○議長（平沢恒雄君） 以上で大月民夫議員の質問は終了しました。

◇ 小 林 武 司 君

○議長（平沢恒雄君） 次に、質問順位10番、小林武司議員の質問を行います。

小林武司議員、質問事項1「国農政改革と村の対応は」についてを質問してください

い。

小林武司議員。

(5番 小林武司君 登壇)

○5番(小林武司君) 議席番号5番、小林武司でございます。

「国農政改革と村の対応」ということで質問させていただきます。今年から経営所得安定対策、水田フル活用と米政策の見直し、農地中間管理機構、日本型直接支払の4改革が始まりました。内容により予算化できてもう予算措置というような形もありますけれども、一応始まりました。

特に米の問題で、1970年より40年以上継続していた米の生産調整、減反政策も4年後の平成30年からは廃止となるようになりました。その間は農家の所得が急に減るというようなことで、米の直接支払交付金として現行10アールあたり今は1万5,000円を払っているのを半額の7,500円という形で交付するように今年からなりました。

ほかの政策もありますけれども、次に日本型直接支払、制度化は来年から本格的という形になっていますが、一応呼び名は直接支払という形で農業農村の多面的機能を重視し、その内容的に農地維持支払、それから資源向上、これにはすべて共同活動が伴った場合の支払い。

それから、資源向上というまた同じような内容ですけれども、農業施設の老朽化等を防ぐ長寿命化支払という形がありまして、細かい内容はありますけれども、最高額ということで、セットで取り組んだ場合に申請して許可された場合に水田で10アールあたり最高額が9,200円、畑で同じく5,080円が交付されるというような報道がされました。

こういった中でポイントだけ今回上げておりますけれども、共同活動が交付の対象になる大切な要素となっているわけでございます。こういう制度が改革されたわけですけれども、村でもせっかくの改革でありますし、また実際の農家も所得等大変に苦しい中で村でも有効にこの改革を利用、活用していきたいと願うわけでございます。

そこで、質問ですけれども、現行4年間まだ続くわけですけれども、今年の当村への26年産米配分されました生産数量目標達成の見通しをまずお聞きし、また2番目に日本型直接支払で山形村としていろいろ準備推進されているかと思っておりますけれども、その計画の概要をお聞きしたいと思います。

大変にいい説明にはなっておりませんが、要約してありますので、そんなこ

とでよろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問事項について答弁をお願いいたします。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、小林議員の質問にお答えします。

まず1番目の質問であります、「当村への26年度米配分の生産数量目標達成の見通しは」であります。山形村における平成26年度産米の生産数量目標は680トンであります。面積換算しますと105.59ヘクタールとなっております。25年度産と比較しますと、前年対比約95%であります。前年度差38トン、面積換算では6.4ヘクタールの大変厳しい状況となっております。各地区の農業振興推進委員の皆さんに地区ごとに数量の調整を行っていただいたり、生産数量とカウントされない加工用米、備蓄米、飼料用米に取り組んでいただいたおかげで、平成26年度産の生産数量目標は何とか達成できそうな見通しであります。

続きまして、2番目の質問でございますが、日本型直接支払制度については山形村で既に取り組んでいます。中山間地域等の条件不利地域を支援する中山間地域等直接支払と環境保全効果の高い営農活動を支援する環境保全型農業直接支援の2つの事業は、平成26年度も予算措置をしております。

また、多面的機能支払として現行の農地・水保全管理支払を組みかえ・名称変更されました地域資源の質的向上を図る共同活動を支援する資源向上支払等新たに創設されました多面的機能を支える共同活動を支援する農地維持支払の2つの事業は、平成26年度において、黒川堰土地改良区の活動組織で取り組む予定ですので、村でも所用の支援、後押しを行っていくこととしております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） いや、大変に目標の680トンを達成できそうということで、よく協力を得られたかと思えます。それについてですけれども、いろんな意見があつて、2反歩くらいの飯米農家が山形は多かったです。その2反歩ぐらいつくっている人が半分というか、1反歩を飯米として引いて、そのあとの1反歩をその約50%、それが対象になると。そうすると7,500円の半分、3,200~3,300円、それをもらうためにいろんな手続をして面倒で、2反歩ばかならおれはやめるわというような話を大分聞いたので、一応心配したわけですがけれども、よく皆さん協力していただけと思

ます。

それにつけて平成24年度でしたか、たしか足りなくてというか、達成できなくて8.9トン分、1.39町歩ぐらい分を松本市から枠というか、借りていたわけですが、その後25年の結果がどうだったか。

そして、そういう借りた分はどうやってその返済というか、松本市の方へしているのか。お金でやっているのか、次の年にとか、どういう方法でやっていたかちょっと教えていただければと思います。お願いします。

○議長（平沢恒雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 平成24年度については村内だけでは米の生産については国からの数量は達成できませんでしたので、松本から若干お借りしてどうにか山形村としては達成したというような状況であります。

その借りた分につきましてですけれども、それはあくまでも24年度のことです。終わります。ということだけでありますので、それを返すとか返さないとか、そういうことではなくて、とにかく結局はこの松本地域、それから長野県における合計数字の中のカウントということになってきておりますので、25年度、26年度でそれを返すとか返さないというか、そういうことはございません。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） そうすると管内で達成されたということで、幾らか義理はできたが、返すとかお金とかそういうことはなかったということですね。わかりました。

それと、山形の基準収量ですけれども、今年が644キロかな、10アールあたり。これが10俵とちょっと、11俵に近い、平均反収ということで計算した場合、この山形の平均基準収量で本当にいいのかどうか。中には、いや、幾らうまくやったら9俵ぐらいだと、昔は8俵ぐらいだったとか、そんな言い方もされるもので、またこれ資金圃場を設けて悉皆調査というかしていると思うもので何とも言えないですけれども、松本市あたりの基準収量はわかりましたら教えていただければと思います。お願いします。

○議長（平沢恒雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 近隣市町村の数字はちょっとここにありませんけれども、山形村においては平成26年度が10アールあたり644キロでありました。それで、平成25年度がそれより若干少ない641というようなことで、これは国にお

いてある程度何年かの統計的な数字等を使った中で、毎年その年に応じてそのキロが若干多くなったり少なくなったりしているようなことでございまして、これが果たしてこの村に実態に合っているかどうかとなると、若干疑問な数字ではあります。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） そうするとやっぱり松本市とかそういうのははっきりわからない、今のところということですね、基準収量。全部統一ではないと思います、各市とか町村で違うと思いますので。

何を考えていたか忘れてしまった。その件はそういうことで、技術もよくなったし、7年間の統計と、幾らかこの辺で生産割合との調整もできるかなとそんなふうが悪い方へ考えます。

それから、山形が昨年より6.4町歩、収量で3.8トンを目標数量を減らされたわけですけれども、減らされ方、要するに減算配分、これは松本地区全部同じではなくて、どこか新聞報道の一部に何か筑北、朝日、山形は松本の中心、安曇に比べれば0.5とか1%、平均の4%だけれども、山形とその地区はちょっと0.5から1%多く減産したというような報道がありますが、そんなことはないですか。お願いします。

○議長（平沢恒雄君） 住吉産業振興課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 米のその数量につきましての配分なのですけれども、26年度においては前年度と比べた場合、山形とかこの近辺は大体95%ぐらいなのですけれども、松本とか塩尻については97.6%くらいということで、山形村よりも大分いいというような状況になっています。

この数字はどこからちょっと出てきたというのか、これはあくまでも国の方で決めてしまっているものですから、ちょっと内容等については把握しておりません。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） そういう数字がわかっているもやっぱり国で決めているということで不平は言えないものかどうか。そんなにたくさんではないけれども、それでも収量が少ないところへ来て、0.5%でもかなり事務的にも楽な形になるかと思しますので、協議会やそういうときに質問というか、正してもいいことかなと思います。そんなことで注文のような形ですけれども、一応正して聞いてみました。そんなことであります。

実際に米というのは全国でもう昔はどうか、800万トンくらい生産できたのですが人口減、また米離れ、そしていうことで20万トンくらい減って790万トンくらいが今年の生産目標、国の目標なのですけれども、そういった中で幾ら米が余っていてもまだ日本はWTOというミニマム・アクセス米というのを買っている。TPPとはまた別に1933年から20年間、もう20年も前から毎年77万トン、約1割近くを買う。無関税で最低輸入しなさいよということで買っているわけでございます。

そういった背景もあります。ますますこれからは米離れ、人口減少、そういう中で国の方針も仕方がない。そこへ来てTPPでアメリカへの譲歩ということで、中小のちょっと考えている一部にはミニマム・アクセス米を少し増やして、幾らかでもアメリカの機嫌をとりたいというような内容も聞きます。

米だけは、それと畜産関係とJA初め多くの国民が絶対に守ってほしいと言っていた内容ですけれども、実際にはもうオーストラリアあたりとのEPAとか、アメリカあたりの自動車との駆け引き、いろんなことで大分畜産関係は食われてきております。

そういった影響の中で国の施策として飼料米をたくさんつくりなさいよと、そういう指導を改革の中でうたっているわけですけれども、大変に私あたりは危惧するわけで、大学の学者とか人によりだけでも、畜産関係の飼料米は1,000万トン以上の需要があると。また、人によればそんなものは450万トンくらい、全くどういう統計か難しい判断ですけれども、ただいかにせんその畜産農家そのものが意欲が減退している。所得がもう得られない。そういった状況が近づいているというか、現実に差し迫ってきているかと思われま。

中にはもう牧場の一部を太陽光発電に今のうちに半分くらいしようとか、そんな方も出てきております。本当に農業関係には先が暗いことばかりで大変なのですけれども、また今の水田の半額、また4年後、30年からは減反の廃止となると、全国的な水田が非常に多いわけですけれども、そういった地域で恐らく今度の日本型直接支払とかそういったような申請はもう殺到してくると思います。

そういった中で村でも取り組めるものはいつときも早く取り組んで申請していただきたい。そういった中で日本型直接支払もそうですけれども、安倍総理は予算委員会のときにちょっと言った言葉をちょっとあれするのだけれども、宮越さんの農政改革に対する答弁ですけれども、農林水産省は重要な産業であると同時にふるさとと国土を守る多面的な機能を持つ諸外国では農業生産と切り離した直接支払が用いられていると。日本も美しいふるさとを守るため同様の政策を本格的に導入する。古来

より受け継いだ美しい景観と文化を守ることも大事な責任だ。こう述べて答弁しております。

そういった中で日本型直接支払というのは、本当の農業が持つ本当の多面的な機能を重要視した内容だと思います。そういった中で共同活動ということで関係者、いろんな山形の中には水田の水利組合が各地域に幾つかあります。また、畑の方では畑灌、スプリンクラーの組合、また畑の畝灌組合、こういったものがあるわけです、今。こういうのも共同で泥上げとか整備とか全部U字溝の草刈りをやっているわけで、こういったのもみんな共同でやっているということですのでその申請の対象になると思われるわけですが、その辺どうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉産業振興課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 冒頭で村長が申しましたけれども、平成26年度において黒川堰土地改良区でこの事業に取り組むということになっておりまして、まだしっかり県の方から通知が来ておりませんが、恐らくいいだろうというようなことで、平成26年度において黒川堰の方に結構大きな金額が交付されますので、それを黒川堰の方で有効に活用されると思います。

それで、あと5月の下旬ですか、村内の畑灌とか畝灌とかそういう、あと水利組合の組合長さん、10人くらいお集まりいただいた中で、今年度において黒川堰で実際にこの事業を実施するので、それを見た中で来年度以降取り組むような組合さん等がありましたら、こちらの方に申し出ていただきたいというようなことで伝えてありますので、今年度黒川堰の方の取り組み状況に応じた中でこれが来年度以降、それぞれの組合、地域で順次取り組んでいただけるのではないかと考えています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） 予算措置の年ということでモデル事業に似たような形かもしれませんが。来年からは法制化して完全に予算化することになっておりますので、全国から恐らくきつと予算、国の予算、またこれうんとオーバーするような、これも国だけではなくて県も村も幾らか予算措置して、村の場合は交付金でほとんど解消されて、最終的には0.5%かそのぐらいで何とかおさまるといったようなことを書いてありますけれども、そういったことで前、早目に進めて、組織の水利組合とかそういう人たちも期待していることですし、また協力もしてもらわなければいけないことだと思いますので、早目にまとめて申請の方を準備していただきたいと思います。

それから、そういった中で将来的に青地ではなくてこういう住宅地の間とか白地がかなりあるわけですが、こういう関係は共同活動、草退治とかそういうのをみんなでやるとかそういうことを当てつけにこさえた場合には可能かもしれない。固まってやればできないことはないが、非常に白地の場合は除外対象になるのか、何か考えが、方策があれば、地域のその5人なら5人固まった地域なら可能性があるかと思っておりますのでその辺考えておりますか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉産業振興課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 基本的に村の田んぼなり畑なりはもうすべて青地で、すべてとは言いませんけれども、住宅に隣接したところ以外はもう大部分が青地ということですので、そういうところで基本的に青地のまず田んぼ、畑をそれぞれの水利組合や地域の方々に守っていただくというようなことが第一だと思いますので、今回のこの交付金について、26年度の実施状況を見た中で自分のところも取り入れていただけるような地域や組合がありましたらぜひ来年度以降取り組んでいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） そういう前に希望の持てる回答でありありがとうございます。

また、結構うまく利用すると1つの黒川堰とか水利組合、またもしスプリンクラーだとか畝灌が可能になれば、金額が1反歩が約5,000円とか9,000円とかいう可能性があるのも非常に大きな金額になるわけですがけれども、水利組合などもU字溝が傷んだり、水配人に頼んだりいろいろ推定するに、各戸で1反歩幾らというような拠出をして運営しているわけですがけれども、こういうお金が申請して通ればかなり大きなお金なので、そういう拠出でなくても蓄えていけばU字溝の老朽化したところの整備とか、かなりの仕事ができる可能性もありますので、みんな農家の人たち、関係者は期待をしていることなので、ぜひ前向きに進めていただきたいと思っております。

米の生産調整もこういった活動を申請するにも、何としても農家とか関係者の協力が得られないと結果がいいふうに出ないので、その辺のアピールというか、お願いとかそういった線もぜひ進めていただきたいと思っております。

そのほかに改革の中で農地中間管理機構のこともありますがけれども、これ山形では今まで似たような独自の農地流動化促進事業というような形で、25年が300万円程度です。そういった中で貸し手、借り手、またそういう中でいろいろ工面してきてお

りますけれども、こういうのは今度の農地中間機構というのは県に一応、昔のというか、今もあるのか、農業公社、あれとちょっと似たように県に1カ所置いて、あれ農業公社は長野県に何カ所かあったけれども、分場が。そういった内容をそこで統括するのだけれども、この山形の独自でやっているのと、今度の農地中間管理機構とをうまく結びつけて段取りをできるのかどうか、見通しはどうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉産業振興課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 今回の新しい機構なのですけれども、確かに国や県では看板だけを変えればいいのですけれども、末端の市町村はもうやる部署についてはもう全く一緒でございます。ので今後少しでも住民のためになるような制度であれば、それを有効に活用した中で、村に合った形でやっていきたいというようなことで考えています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） いや、私も実にこれ山形ではもう前から具体的にやってきていることで、ただ今度はその国の予算でそういうものができた場合に、大きな変化が山形も四、五年のうちには起こる可能性もこれだけ農業関係も苦しくなってくると。そういった場合にはやっぱり県の、県というか、農地中間機構も利用しなければいけない場合が出てくるかなと思います。今のところは様子見でいいかと思います。まずそんなことをちょっと思っております。

とつとつになっていろいろとわかりにくいこともあったと思いますけれども、いろいろとありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（平沢恒雄君） 以上で小林武司議員の質問は終了しました。

◎散会の宣告

○議長（平沢恒雄君） それでは、本日の会議の日程はすべて終了いたしましたので、これにて閉議し散会といたします。どうもご苦労さまでございました。

（午後 5時20分）